

平成20年12月3日 開 会

平成20年12月19日 閉 会

平成20年第4回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

12月3日（水曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	5
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	5
日程第2 会期の決定について.....	5
日程第3 諸般の報告.....	5
日程第4 発議第11号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について.....	5
久保田 均議会運営委員会委員長提案説明.....	5
日程第5 質 疑.....	6
12番 寺町知正議員質疑.....	6
久保田 均議会運営委員会委員長答弁.....	6
12番 寺町知正議員質疑.....	7
久保田 均議会運営委員会委員長答弁.....	8
12番 寺町知正議員質疑.....	9
久保田 均議会運営委員会委員長答弁.....	9
12番 寺町知正議員質疑.....	9
休 憩（午前10時17分）.....	10
再 開（午前10時20分）.....	10
久保田 均議会運営委員会委員長答弁.....	10
12番 寺町知正議員質疑.....	10
久保田 均議会運営委員会委員長答弁.....	11
日程第6 討 論.....	12
12番 寺町知正議員反対討論.....	12
日程第7 採 決.....	13
日程第8 承第10号及び日程第9 議第73号.....	13

平野市長提案説明.....	13
日程第10 質 疑（承第10号及び議第73号）.....	14
日程第11 討 論（承第10号及び議第73号）.....	15
日程第12 採 決（承第10号及び議第73号）.....	15
日程第13 議第74号から日程第21 議第82号まで.....	16
平野市長提案説明.....	16
日程第22 議第83号 土地の取得について.....	19
平野市長提案説明.....	19
散 会（午前10時54分）.....	20

12月11日（木曜日）第2号

議事日程.....	21
本日の会議に付した事件.....	22
出席議員.....	23
欠席議員.....	23
説明のため出席した者の職氏名.....	23
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	24
開 議（午前10時00分）.....	25
日程第1 議第84号から日程第3 議第86号まで.....	25
平野市長提案説明.....	25
日程第4 質 疑（議第74号から議第82号及び議第84号から議第86号まで）.....	26
1番 上野欣也議員質疑.....	26
笠原保健福祉部長答弁.....	26
12番 寺町知正議員質疑.....	27
松影市民環境部長答弁.....	27
12番 寺町知正議員質疑.....	28
松影市民環境部長答弁.....	28
12番 寺町知正議員質疑.....	28
松影市民環境部長答弁.....	29
12番 寺町知正議員質疑.....	29
笠原保健福祉部長答弁.....	29
12番 寺町知正議員質疑.....	30

笠原保健福祉部長答弁.....	30
12番 寺町知正議員質疑.....	30
松影市民環境部長答弁.....	30
12番 寺町知正議員質疑.....	31
松影市民環境部長答弁.....	31
12番 寺町知正議員質疑.....	32
松影市民環境部長答弁.....	32
12番 寺町知正議員質疑.....	32
松影市民環境部長答弁.....	32
12番 寺町知正議員質疑.....	33
松影市民環境部長答弁.....	33
12番 寺町知正議員質疑.....	33
松影市民環境部長答弁.....	33
14番 小森英明議員質疑.....	33
恩田教育委員会事務局長答弁.....	34
14番 小森英明議員質疑.....	34
恩田教育委員会事務局長答弁.....	34
日程第5 委員会付託（議第74号から議第82号及び議第84号から議第86号まで）.....	34
日程第6 質 疑（議第83号）.....	35
12番 寺町知正議員質疑.....	35
林総務部長答弁.....	35
12番 寺町知正議員質疑.....	35
林総務部長答弁.....	35
12番 寺町知正議員質疑.....	35
休 憩（午前10時36分）.....	35
再 開（午前10時37分）.....	35
梅田基盤整備部長答弁.....	36
12番 寺町知正議員質疑.....	36
嶋井副市長答弁.....	36
12番 寺町知正議員質疑.....	37
嶋井副市長答弁.....	37
日程第7 委員会付託（議第83号）.....	37

散 会（午前10時44分）	38
---------------	----

12月17日（水曜日）第3号

議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	39
説明のため出席した者の職氏名	39
職務のため出席した事務局職員の職氏名	40
開 議（午前10時00分）	41
日程第1 請願第2号 議会運営における法令の遵守を求める請願	41
12番 寺町知正議員趣旨説明	41
休 憩（午前10時02分）	41
再 開（午前10時02分）	41
日程第2 質 疑	42
15番 村瀬伊織議員質疑	43
12番 寺町知正議員答弁	43
15番 村瀬伊織議員質疑	43
12番 寺町知正議員答弁	43
16番 久保田 均議員質疑	44
12番 寺町知正議員答弁	44
16番 久保田 均議員質疑	44
12番 寺町知正議員答弁	45
日程第3 委員会付託	45
日程第4 一般質問	45
1．14番 小森英明議員質問	45
（1）除雪対策について	45
梅田基盤整備部長答弁	46
小森英明議員質問	47
梅田基盤整備部長答弁	47
（2）西武芸・富波・乾小学校統合について	47
森田教育長答弁	48

梅田基盤整備部長答弁.....	50
小森英明議員質問.....	50
嶋井副市長答弁.....	50
2 . 2 番 石神 真議員質問.....	51
(1) 山県市の補助金・負担金・交付金等について.....	51
林総務部長答弁.....	52
石神 真議員質問.....	53
林総務部長答弁.....	53
石神 真議員質問.....	53
土井産業経済部長答弁.....	54
(2) 行政改革大綱（集中改革プラン）について.....	54
林総務部長答弁.....	55
石神 真議員質問.....	56
林総務部長答弁.....	56
石神 真議員発言.....	58
休 憩（午前11時06分）.....	58
再 開（午前11時20分）.....	58
3 . 6 番 宮田軍作議員質問.....	58
(1) 各地域におけるイベントに対しての基本的な考えと、地域支援について.....	58
土井産業経済部長答弁.....	59
宮田軍作議員質問.....	60
土井産業経済部長答弁.....	62
宮田軍作議員質問.....	63
平野市長答弁.....	64
4 . 4 番 尾関律子議員質問.....	66
(1) エコライフへの取り組みについて.....	66
松影市民環境部長答弁.....	67
尾関律子議員質問.....	69
松影市民環境部長答弁.....	69
(2) 子育て支援について.....	70
笠原保健福祉部長答弁.....	71
尾関律子議員質問.....	72

笠原保健福祉部長答弁.....	72
尾関律子議員質問.....	72
平野市長答弁.....	72
(3) 中小・小規模企業への支援について.....	73
土井産業経済部長答弁.....	74
尾関律子議員質問.....	74
土井産業経済部長答弁.....	74
尾関律子議員発言.....	75
休 憩 (午後 0 時 26 分)	75
再 開 (午後 1 時 15 分)	75
5 . 1 番 上野欣也議員質問.....	75
(1) 山県市が目指す「まちづくり」の進捗状況について.....	75
梅田基盤整備部長答弁.....	76
上野欣也議員質問.....	78
梅田基盤整備部長答弁.....	78
(2) 「まちづくり」は市の総合的な施策として位置付いているか.....	78
嶋井副市長答弁.....	81
上野欣也議員質問.....	82
嶋井副市長答弁.....	83
上野欣也議員発言.....	84
6 . 8 番 谷村松男議員質問.....	84
(1) 太陽光発電設置助成について.....	84
土井産業経済部長答弁.....	86
谷村松男議員質問.....	87
平野市長答弁.....	88
谷村松男議員発言.....	89
7 . 3 番 杉山正樹議員質問.....	89
(1) 教育問題について.....	89
森田教育長答弁.....	90
杉山正樹議員質問.....	91
森田教育長答弁.....	91
杉山正樹議員質問.....	91

森田教育長答弁.....	92
休 憩（午後 2 時23分）.....	93
再 開（午後 2 時45分）.....	93
8 . 12番 寺町知正議員質問.....	93
（ 1 ）若者世代対応、少子化対策の推進と今後の施策について.....	93
笠原保健福祉部長答弁.....	94
寺町知正議員質問.....	97
笠原保健福祉部長答弁.....	98
寺町知正議員質問.....	99
嶋井副市長答弁.....	100
（ 2 ）分別収集など市のごみ処理事業の収益は的確に確保されているか.....	100
松影市民環境部長答弁.....	101
寺町知正議員質問.....	103
松影市民環境部長答弁.....	104
寺町知正議員質問.....	104
松影市民環境部長答弁.....	105
（ 3 ）市民要望への対応の方針転換について.....	105
嶋井副市長答弁.....	106
寺町知正議員質問.....	107
嶋井副市長答弁.....	107
散 会（午後 3 時31分）.....	108

12月19日（金曜日）第 4 号

議事日程.....	109
本日の会議に付した事件.....	111
出席議員.....	113
欠席議員.....	114
説明のため出席した者の職氏名.....	114
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	114
開 議（午前10時00分）.....	115
日程第 1 常任委員会委員長報告.....	115
日程第 2 質 疑.....	116

日程第3	討 論 (議第74号から議第82号及び議第84号から議第86号まで)	116
12番	寺町知正議員反対討論	117
日程第4	採 決 (議第74号から議第82号及び議第84号から議第86号まで)	119
日程第5	産業建設委員会委員長報告	121
日程第6	質 疑	122
12番	寺町知正議員質疑	122
	村瀬伊織産業建設常任委員会委員長答弁	122
12番	寺町知正議員質疑	122
休 憩	(午前10時31分)	122
再 開	(午前10時42分)	122
	村瀬伊織産業建設常任委員会委員長答弁	122
休 憩	(午前10時42分)	123
再 開	(午前10時43分)	123
12番	寺町知正議員質疑	123
	村瀬伊織産業建設常任委員会委員長答弁	123
	発言の取消し	123
日程第7	討 論	123
日程第8	採 決	124
日程第9	議会運営委員会委員長報告	124
日程第10	質 疑	124
日程第11	討 論	125
日程第12	採 決	125
日程第13	発議第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見 書について	125
	村瀬伊織産業建設常任委員会委員長提案説明	125
日程第14	質 疑	126
日程第15	討 論	127
日程第16	採 決	127
日程第17	議員派遣の件	127
閉 会	(午前11時01分)	128
	会議録署名者	128

平成20年12月3日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 12月3日(水曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成20年12月3日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 発議第11号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 質 疑
- 日程第6 討 論
- 日程第7 採 決
- 日程第8 承第10号 山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第9 議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 質 疑
- 承第10号 山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 討 論
- 承第10号 山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 採 決
- 承第10号 山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第17	議第78号	平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議第79号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議第80号	平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第20	議第81号	山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
日程第21	議第82号	山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
日程第22	議第83号	土地の取得について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	発議第11号	山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第5	質 疑	
日程第6	討 論	
日程第7	採 決	
日程第8	承第10号	山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第9	議第73号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	質 疑	
	承第10号	山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第73号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第11	討 論	
	承第10号	山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第73号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第12	採 決	
	承第10号	山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
	議第73号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13	議第74号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第14	議第75号	山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第15	議第76号	平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）
日程第16	議第77号	平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議第78号	平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議第79号	平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議第80号	平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第20	議第81号	山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
日程第21	議第82号	山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
日程第22	議第83号	土地の取得について

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業経済部長	土井誠司君	基盤整備部長	梅田修一君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	山田利朗君
消防長	上野敏信君	総務部次長	城戸脇研一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩戸時夫 書記 高橋幸弘
書記 林強臣

午前10時00分開会

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第4回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 尾関律子君、16番 久保田 均君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から12月19日までの17日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より12月19日までの17日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤根圓六君） 日程第3、諸般の報告。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成20年9月分から11月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 発議第11号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（藤根圓六君） 日程第4、発議第11号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 久保田 均君。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） 発議第11号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をいたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、第100条第12項に、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」とする条項が新たに加えられることにより、今まで法的な根拠を持たない全員協議会と議会報編集委員会の2つの会合を会議規則に定め、正規の議会活動として位置づけるものです。

この改正により、全員協議会、議会報編集委員会についても公務災害補償制度における公務としての位置づけ、また、会議については会議録が義務づけられます。

以上、地方自治法第109条の2第5項及び山県市議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、趣旨説明といたします。

日程第5 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第5、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、提案者に3点ほど質問します。

まず、今回提案の会議の名称は、1つは全員協議会、1つは議会報編集委員会ということになっていますが、山県市議会にはこれ以外の会議というものが過去にあったのか、あるいは現在行われているのか、今後行われる予定はあるのかということの説明をお願いします。

それから、2点目ですけれども、今回の改正の趣旨というのは、総務省などの通知もありますけど、透明性を高めるということが大きな主眼とされていますが、今回、新しく定めるこの会議について、本会議同様に会議の公開の原則と、これは法律で定まっているわけですが、こういったものは徹底されるのでしょうか。

それと、3つ目ですけれども、今回とほぼ同内容の請願というのが9月議会にこの議場に出て議論がされて委員会付託されました。提案者の久保田さんの所属される議会運営委員会が継続審査ということを決めたということまでは委員会でも出ていますが、しかし、この12月議会に議案から消えているような状況です。こういった経過があって、どうしてこんな状態になっているのか、今ないのかということの説明をお願いしたい。

それから、そのことについて議運の委員長としてどのようにお考えでしょうか。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） 最初であります。市議会には公的な会合は

これ以外にはございません。議会報とこの2つだけで、あとは公的会合はないと思っておりますので、必要がないと、議会報編集委員会、全員協議会以外はありません。

それから、2つ目に、徹底されるのが公開原則ですが、これは明確にうたっておりますので、公開は実施されますし、徹底されます。

それから、最後の9月議会で廃案になりましたこの議案につきましては、市長にも提案権がございませんし、たびたび今まで議長を通じて廃案になりましたから、憲法で定められた16条の請願につきましては、請願者からもう一度差し出してほしいと、こういうお願いを再三いたしました。その辺がどうも、行き届いているとは思いますが、請願者が出されなかったということだと思えますし、寺町議員は紹介議員であります。今までのいきさつで見ますと、請願者か紹介者かわからんような物の言い方をされておりますが、この辺も寺町議員から直接請願者に再度提出をとということで促してもらったほうがいいんじゃないかなと思っておりますし、事務局が請願者にお伺いをするというのも何か門前払いを食ったと、そんな話を聞いておりますので、この件につきましては、私が答弁するところじゃないと思っておりますが、廃案は事実でありますし、議会運営委員会の傍聴につきましては、寺町議員は最初からずっと我々の議事内容はお聞きのとおりでありますし、あえて私どもが無理をして廃案にしたということじゃなくて、たまたま事務上のミスで廃案とはなりましたが、道は開けておりますので、再度請願の提出をされたいんじゃないかと、そう思っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 一応、3点お答えいただきましたので、順次再質問しますけど、まず、この会議2つ以外にあるのかということについては、ないということでしたので、じゃ、今後、もし新しい会議の場というものができた場合は、それを速やかに今回と同じような位置づけとして正式にされるのかどうかということをお聞きします。

それから、2番目の公開のことですけれども、今のお答えでは明確にうたっているということでしたが、議案に出された書類を見る限り、明確なところは何も一行も一文字も書いていないので、どこに明確にということなのか。少なくともどういった方法で担保するのか、今の公開しますということ。そこを明らかにしていただきたい。どのように担保するのか。もちろん、この議場では、9月議会の先ほどの請願の関係で副議長が紹介議員への質問という形で、こう述べておられます。「説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要であると総務省通知に書かれておりますが、私もそのとおりだと思います」ということで続けておられますが、山県市議会委員会条例第18条の傍聴の取り扱いについては、委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴するこ

とができる」と規定されております。現行の委員会はずべて傍聴を許可しております」というふうに副議長はおっしゃられて質疑をされました。それを考えると、今の提案者の明確にというのは、事実上明確である、過去はそうだったということなのか、どこかにきちっと公開をしますと明記するのかというところをきちっとお答えいただきたいということです。

それから、請願の関係ですけど、廃案になったというさらっとした説明でした。請願者から再度出したらどうかと、紹介議員もそのように促してはどうかというお答えでしたけれども、私は請願者からも聞いていますが、突然議長のところにおいでと書かれてきて、少なくともトラブルがあったら起こしたほうが謝罪をして、こうだからこういう状況なんですと謝って、そこから話が始まるのにというところの怒った電話をいただきました。そういった意味で、入口として議会サイド、議長なのかもしれませんが、まず謝ということがされていないことが話をストップさせている問題であって、廃案にされた請願者はもう一回出せばいいじゃないかというのは、その次の話だということです。そこを抜きにして、廃案にした側が謝罪もせずに、出し直さないほうがいけないというのはちょっと筋違いだろうということで、その点について議運の委員長は、この議場に出てこなかったことについてどう考えるかは、やはり答える責任があると思うんですが、いかがですか。

それから、もう一点、今回の改正の1つの大きな疑問と言われているのは、議会運営委員会が既に法律で定められて実際に位置づけられています。議会運営委員会は、議案などについても中身の審査はしないけれども、議会でどの委員会で扱うとか、いつ扱うとか、そういう相談をする場ですね。そことの関係で、法律もそうですし、今回の159条にもそうですけれども、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整ということだと、議会運営委員会との位置関係、どういう関係なのか、すみ分けなのか、そこはどのようなお考えで提案されたのかということです。その点、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） さっき公開原則ということを行いました、これはもう公開原則だから、特別に傍聴が認められないとか、公開しないということはないので、事実上これは徹底されるということで、いわゆる普通の委員会あるいは本議会、これと同等ということの解釈をしております。

請願につきましては、私が答弁をしないのかどうかよくわかりませんが、いきさつ上、答弁をしておきます。この12月議会になぜ提出されないかということは先ほど申し上げましたとおりですので、提出は請願者より提出できないんじゃないですか。です

からこの議会に議案としてのっていないというのが、これは常識です。ですから、先ほど言いましたように、寺町さん、今日までに、寺町議員がこの議会で審議できるような場所をつくっておかないと、そういう私とあなたのやりとりだけで終わってしまうので、なぜ、再提出をされなかったのか。謝りだとか謝罪だとかいろいろ言われましたが、それはもう過ぎたことでありますし、もし謝罪がなかったから出さないという理由には私はならないと思うし、これだけ住民が、皆さんがこぞってこれを改正してほしいと、そういう要望のたまものであるのなら、どういう形でも、謝罪がなくても、再提出というのが普通じゃないんですか。そして、我々の場所に出していただいて審議をする。これも紹介議員の務めじゃないかなと思っております。

寺町さん、再度聞きますが、もう一つは何でした。

12番(寺町知正君) 1つ目の、今後、新しい会議ができたということが漏れているのと、4つ目は議運との位置関係。

議会運営委員会委員長(久保田 均君) 議運と何の位置関係。

12番(寺町知正君) 今回の全員協議会とか議会報編集委員会。特に全員協議会ですね。議案の審査または議会の運営に関しと159条に書いてありますので。

議会運営委員会委員長(久保田 均君) 最初につきましては、これは会議の問題ですね。

12番(寺町知正君) はい、新しい会議。

議会運営委員会委員長(久保田 均君) これは、必要があればそのときに認めていくということですので、あえて今、あるとかないとか言わなくてもいいんじゃないかと思えます。

それから、最後の問題は議会運営委員会で内容の審議はいたしません。しなくてもいいんですから。ですから、寺町さんがおっしゃったように、確かに日程だとかいろいろやりますし、それから議案のどういうものが出されるんだというのを副市長からいつも説明を聞きます。それでいいと思っていますので、例えば、委員会付託というのは、議会運営委員会で妥当なところへ付託をしようという決めるわけで、その辺の位置関係といたしますか、そういう難しい問題じゃなくて、いわゆる議会のルールにのっとって、そして我々が決めていく、議運が決めていくと、こういうことだと思っておりますが、それ以外にまだ何かありますか。

12番(寺町知正君) だから、そういう議運と今度新しく位置づけられる全員協議会との中身の関係です。従来、議会運営委員会の中身って規定がなかったけど、今回、網をかけたわけでしょう、議案の審査または議会の運営と、159条で。

議会運営委員会委員長(久保田 均君) 159条に2つぐらいの項が追加されただけじゃないんですか。

12番(寺町知正君) 議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を別表のとおり設けると。

議会運営委員会委員長(久保田 均君) ちょっと休憩してください。

議長(藤根圓六君) 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時20分再開

議長(藤根圓六君) 会議を再開いたします。

久保田 均君。

議会運営委員会委員長(久保田 均君) 全協というところは、今もいろいろ休憩中に言いましたが、確かに正式に議案の審議はしません。しませんが、しかし、何か説明によっては質疑みたいなやりとりがあっても普通だと思うし、議員として承知すべきものが、もう既に議案としてできておるものについていろいろお聞きをし、例えばどうなんだとお聞きをすること自体は別に法律に違反すると思っていないので、全協というところの意味合いは、寺町さんがおっしゃるほど難しいものじゃないと思っています。

議長(藤根圓六君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) まず、これ以外の会議について、当面予定がないので必要ないということですが、私は今回提案の159条の4に別に定めるところを位置づけていますので、その別に定めるものの中で、新たな会議が必要になったら速やかにこの別表に位置づけるというような趣旨を明確にすべきだと。それをやっておかないと、今ここに任期としている議員はこの議論を承知していますが、新しい任期に変わったとき、将来の人たちにはなかなか通じないということもありますので、やはり安定的に担保するためには、別に定めるところに明記すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、公開についてですけど、事実上公開だからいいんじゃないかということですが、やはり、規則の本文に書くのか、今回の改正する規則ですね。あるいは別に定める部分に公開とすると書くべきであるというふうに思うのですが、その点、再確認をしたい。

それと、もう一つ、議事録という形ですね、会議録。その点はこういったものが予定されていくのかということです。特に、会議をオープンにされない場合に、会議録というのは非常に中身を記録するとして重要なものなんです、そういった意味で今回の2

つものものについて、会議録はどのように予定されているのかということです。

それと、請願の関係は、やはり請願者がもう一回出せばいいじゃないと言われるけど、謝罪もないのに次のことができるのか。これは当然の市民感覚であります。そこを飛ばしてもう一回出せばいいという議論は暴論でありまして、そのようなことが通用するとしたら、議会のルールはおかしいよということになると思うんです。

先ほどの最後の答えですけど、議案の審査についてはするのかもしれないのか。しかし、いろいろな解説を見ても、開会前の議会の会議で中身の審査はいけませんよというのはもう定説になっているわけです。やはり、執行者が許されるのはこういうことを出したいんですよという、いわば説明だよと、その中身に踏み込むのは開会後の会議、議員協議会だとか議員総会とか、そういう形をとっている議会が多いわけです。ですから、中身を審査することを許容したいなら、開会前にももちろんあってもいいけども、開会後の提案後の全員協議会なり議員の会議を開いて、そこで議論をする、そういう道筋を踏むべきであると。それが法律にかなったやり方だと思うわけです。その点、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） いろいろ会議をしちゃっているが、必要があれば議員、例えば今の議員じゃなくても、今度、改正になってからでも、必要があれば議員さんが常識を持って、これをつけ加えなさいとか、あるいはこれは削除しなさいとやるべきであって、今、寺町議員がおっしゃるほどこれを問題にして論議をせなならんかどうか、僕は本当に君の常識を疑う。こんなものは、必要ならば、当然、市長が提案をして、これは出しましょうとか、議員提案でも出せるわけで、追加になれば、問題にすることは無いと思うんだ。

それから、次の公開ということにつきましては、事実上、常任委員会を含めて公開にされておりますし、するべきであって、別に断る理由がなければ公開でいきますので、どこに明示していなくても、常任委員会並みにいけるということなので、あえてそれも公開の明示をせよとおっしゃるけども、しなくてもいいんじゃないかなと思っています。

それから、最終の例の問題の会議規則ですが、謝罪とかおっしゃっていますが、謝罪をしたかどうか私は確認しておりませんが、謝罪がないから再度提案はしない、しかし、さっき言いました憲法16条に倣って、いわゆる請願権を剥奪したとかいろいろおっしゃっているの、言われる前に、繰り返しになりますが、チャンスはまだあるんですし、今日、議会もこうやって開かれておりますから、請願者に紹介議員がどうだろうということでお話をいただいて、再度提出いただければ問題もないと思っていますが。何か紹

介議員そのものが表に立って、謝罪がないから置いたほうがいいんじゃないかというふうに私にはとれるので、もうちょっと協力的に、やっぱり議会運営に寺町議員も協力をしてもらえると、山県市議会もスムーズにいくんじゃないかなと思っております。

質疑はまだ続きますか、もうないんじゃないですか。

議長（藤根圓六君） もう終わりです。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終了いたします。

日程第6 討論

議長（藤根圓六君） 日程第6、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 提案者にいろいろとお聞きしたわけですが、要は、現状、こうであるからいいんじゃないかという趣旨が一番あります。例えば、新たな委員会ができた場合にどうするのか、それはやっぱり今後のためにも別に定めるという4項の部分で明記すべきであって、そうしなければ担保されないというふうに思いますし、会議の公開についても、事実上公開であるから、それでいくからいいんじゃないかということですが、それはやはり会議の公開、特に本会議は自治法でもう定められている公開と。それと同じように、議会の委員会についても、今回の新しい会議についても、規則の本文中、少なくとも別に定めるという運用の要綱ないし要領、規定、そういった中で明確に公開というのをうたうべきであるけれども、それはしないという説明でした。

それから、議会運営委員会と同様の内容が想定される全員協議会について、しかも議案の審査もいいんじゃないかと、質疑もいいんじゃないかという趣旨の答弁でしたけれども、やはり、まず議運とのすみ分けを明確にし、かつ適法な全員協議会の運営方法を目指すべきなのに、現状でいいんじゃないかという答弁。それらを聞いていくと、非常に規則に位置づけた新しい会議、特に全員協議会がどういった内容でされていくのか強い懸念があります。

そういった意味で、私はこのような認識のもとに提案される今回の規則の改正については反対いたします。

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第7 採決

議長（藤根圓六君） 日程第7、採決を行います。

発議第11号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藤根圓六君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 承第10号及び日程第9 議第73号

議長（藤根圓六君） 日程第8、承第10号 山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第9、議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成20年山県市議会第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、師走に入り大変御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

さて、御承知のように、米国のサブプライムローン問題に端を発しました世界的な金融不安が広がっている中で、政府は景気対策として約2兆円の定額給付金の支給と道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方へ移すことなどの方針を発表されたところでございます。

この定額給付金の給付に際しましては、給付方法等に係る相当量の事務量が市町村に依存される形となります。山県市といたしましては、今後各関係機関、他の市町村との連携、調整をとりながら、混乱を招くことのないよう慎重を期してまいり所存でございます。

また、この10月から11月にかけて、自治会連合会との共催によりまして、市内各地域6カ所の会場におきまして市政座談会を開催いたしましたところでございます。議員各位には大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございました。合計520名の市民の皆様へ御出席をいただきまして、貴重な御意見、御提言、御要望などをいただきました。何と申しましても、少子高齢化に伴います福祉や教育などの充実や、各地域における道路整備等の促進が市民の皆様のご共通した強い思いであると改めて認識をいたしましたところでもございます。

今回の市政座談会における市民の皆様方の声を今後の市政に反映させながら、本市のまちづくりの基本理念である豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりに向けて一層進めてまいり所存でございます。今後とも皆様方により一層の御支援と御協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

さて、本日提案いたしております案件は、専決処分案件1件、人事案件1件、条例案件2件、補正予算案件5件、その他の案件3件の計12案件でございます。

それでは、ただいま上程されました2案件について御説明を申し上げます。

初めに、承第10号 山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が平成20年11月6日に公布され、12月1日に施行されることになりましたので、平成20年11月17日に、地方自治法第179条第1項の規定により、山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告をして承認を求めるものでございます。

次に、議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、山県市平井784番地の1にお住まいの鬼頭 勇氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。任期は3年でございます。

鬼頭氏は、これまでも人権擁護委員として活躍されておりまして、地元住民の方々との交流が深く、地域の状況をよく把握され、住民の方々からの信望も厚い上、人権の重要性をより認識され適任と思われまますので、改めて推薦しようとするものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第10 質疑

議長（藤根圓六君） 日程10、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承第10号及び議第73号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第11 討論

議長（藤根圓六君） 日程第11、討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

議長（藤根圓六君） 日程第12、採決を行います。

承第10号 山県市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されまし

た。

日程第13 議第74号から日程第21 議第82号まで

議長（藤根圓六君） 日程第13、議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）、日程第16、議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第20、議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について、日程第21、議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について、以上9議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、ただいま上程されました9案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、平成21年4月1日施行分では、個人住民税における寄附金制度につきまして、現行の対象寄附金に地方公共団体が条例で指定した寄附金を追加することができることになりましたので、その指定をするために規定の改正をするものでございます。

次に、議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市立西武芸小学校、富波小学校、乾小学校の3校を平成22年4月1日に統合するため、当該小学校3校を廃止し、現西武芸小学校の位置に新たな学校、美山小学校を設置するための規定の改正をするものでございます。

続きまして、資料ナンバー3、議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,651万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を138億372万5,000円とするものでございます。

歳出の款ごとに順次概要を御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、各種基金の運用益の積立金と有線テレビ局の光熱水費不足分の増額補正でございます。

民生費につきましては、社会福祉費では、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計

の繰出金のほか、過年度精算による障害者自立支援事業の国庫支出金等返還金、灯油代高騰による美山老人福祉センター施設管理委託料を増額補正し、児童福祉費では、第3子以降の出産予定者増加による出産祝い金の増額と、過年度精算による母子家庭等自立支援の国庫支出金等の返還金の追加で、生活保護費では、過年度実績に基づく国庫支出金の返還金を追加計上いたしております。

次に、衛生費につきましては、クリーンセンターのごみ処理委託料と最終処分場の水処理の増加などに伴う光熱水費不足分の増額補正でございます。

教育費につきましては、小学校費で光熱水費不足分を増額補正し、富岡小学校ほか3校の給水管漏水修繕工事費と白山荘教職員住宅の修繕工事費を追加補正するほか、児童扶養手当受給者の増加に伴い、小学校就学援助費を増額補正するものでございます。

歳入につきましては、4月の暫定税率廃止期間の減収補てんとしての自動車取得税減収補てん臨時交付金と、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金のほか、救助工作車購入事業に対する県市町村振興補助金、クリーンセンター解体撤去工事による有価物売却代金の財産収入などの追加計上をするものでございます。

また、財源余剰となる分につきましては、当初見込んでおりました財政調整基金繰入金のうち、381万3,000円を取りやめることにいたしております。

次に、議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に65万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を34億9,785万円とするものでございます。これは、国保連の処理システムが新電算システムに移行することに伴うシステムの開発のための委託料の増額でございます。

次に、議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,695万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を18億4,919万9,000円とするものでございます。

また、総務費につきましては、総務管理費には3年に1度の介護報酬改定に伴うシステム改修委託料、法改正による認定システム改修の委託料、国保連との連携システム用パソコンのリース期間終了に伴い、新規に購入するための費用を追加補正し、介護認定費には制度改正により既存のシステムを要介護認定システムモデル事業に対応できるよう改修するための委託料を追加計上するものでございます。

次に、保険給付費につきましては、介護予防サービス等諸費には要支援者のサービス利用が増加したため要支援者給付費負担金を増額し、高額介護サービス等費につきましては、低所得者に対して一定の上限を超えた分の払い戻しをする低所得者対策費負担金を増額し、特定入所者介護サービス等費には、施設での食事、住居費の負担のうち上限

を超えた分の給付費負担金を増額補正するものでございます。

どれもサービス利用者が増加したため、不足となる分の増額補正をするものでございます。

基金積立金につきましては、介護給付費基準基金の運用益の積立金を増額いたしております。

次に、議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に81万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1億3,290万円とするものでございます。これは、確定申告により今年度支払う消費税が確定したため増額補正をするものでございます。

次に、議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的支出は800万円の増額補正、資本的支出は440万円の増額補正をするものでございます。

収益的支出につきましては、市内の配水管修繕費が不足するための増額でございます。そのうちの300万円につきましては、県の中濃用水事業の橋梁工事において水道管が支障となったための修繕費で、同額を県の補償金として収益的収入に計上いたしております。

資本的支出につきましては、鳥羽川改修に伴う富岡排水機場東側の新川にかかる橋のかけかえに伴う配水管移設工事費であり、同額を県の補償金として資本的収入に計上いたしております。

次に、議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正に伴いまして、山県市土地開発公社の定款を変更することについて、同法第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定につきましては、山県市青波福祉プラザの指定管理者に特定非営利活動法人どんぐり会を選定いたしましたので、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、指定管理者とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

どんぐり会は、この施設の設置目的及び効率的な管理運営が可能でございまして、地域の活性化が見込まれるとともに、各種福祉事業に対して意欲的でございまして、福祉事業においても多くの実績を有し、施設の円滑な運営に不可欠な地域との信頼関係も既に確立されていることなどから、山県市青波福祉プラザの指定管理者としての運営管理を行うのにふさわしい団体であると判断をいたしましたので、今回、指定を提案するも

のでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第22 議第83号 土地の取得について

議長（藤根圓六君） 日程第22、議第83号 土地の取得についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、石神 真君、杉山正樹君、尾関律子君の除斥を求めます。

〔石神 真議員、杉山正樹議員、尾関律子議員 退場〕

議長（藤根圓六君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、ただいま上程されました1案件につきまして御説明を申し上げます。

議第83号 土地の取得につきましては、山県市土地開発公社が平成6年11月25日に契約及び平成10年12月25日契約の公共用地の先行取得に関する契約により先行取得した土地を（仮称）福祉健康広場用地として買い戻すため、地方自治法第96条第1項第8号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する土地は、山県市大字大桑字椿野地内の70筆で、取得金額は9億1,441万6,257円、取得面積は6万979平米、取得目的は（仮称）福祉健康広場用地、土地の取得先は山県市高木1000番地の1、山県市土地開発公社でございます。

よろしく御審議賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 石神 真君、杉山正樹君、尾関律子君の入場を許可します。

〔石神 真議員、杉山正樹議員、尾関律子議員 入場〕

議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす4日より10日までの7日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、あす4日より10日までの7日間、

休会とすることに決定いたしました。

11日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時54分散会

平成20年12月11日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 12月11日(木曜日)

-
- 議事日程 第2号 平成20年12月11日
- 日程第1 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 質 疑
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
- 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 委員会付託
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について

- 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 質 疑
 議第83号 土地の取得について
- 日程第7 委員会付託
 議第83号 土地の取得について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 日程第2 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
 日程第3 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第4 質 疑
 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）
 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 委員会付託
 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）

- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 質 疑

- 議第83号 土地の取得について

日程第7 委員会付託

- 議第83号 土地の取得について

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野欣也君 | 2番 | 石神真君 |
| 3番 | 杉山正樹君 | 4番 | 尾関律子君 |
| 5番 | 横山哲夫君 | 6番 | 宮田軍作君 |
| 7番 | 田垣隆司君 | 8番 | 谷村松男君 |
| 9番 | 武藤孝成君 | 10番 | 影山春男君 |
| 11番 | 後藤利弘君 | 12番 | 寺町知正君 |
| 13番 | 藤根圓六君 | 14番 | 小森英明君 |
| 15番 | 村瀬伊織君 | 16番 | 久保田均君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 平野元君 | 副市長 | 嶋井勉君 |
| 教育長 | 森田正男君 | 総務部長 | 林宏優君 |
| 市民環境部長 | 松影康司君 | 保健福祉部長 | 笠原秀美君 |
| 産業経済部長 | 土井誠司君 | 基盤整備部長 | 梅田修一君 |

教育委員会 事務局長	恩 田 健 君	会計管理者	山 田 利 朗 君
消 防 長	上 野 敏 信 君	総務部次長	城戸脇 研 一 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	林 強 臣		

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議第84号から日程第3 議第86号まで

議長（藤根圓六君） 日程第1、議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第2、議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）、日程第3、議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、以上3議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日提案いたしております案件は、条例案件1件、補正予算案件2件の計3案件でございます。

ただいま上程されました3案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成20年12月5日に公布され、平成21年1月1日に施行されることに伴い、出産育児一時金について、出産1件につき、現行の35万円に3万円を上限に加算できるよう改正を行うものでございます。

次に、資料ナンバー7、議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に47万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を138億420万1,000円とし、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

債務負担行為の追加につきましては、山県市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱に基づき、申請のありました資金の利子につきまして、農業者等の借入金利負担を軽減するために利子助成を行うものでございまして、実質金利から農山漁村振興基金の助成率を除いた率の2分の1を県が助成し、2分の1を市が助成するものでございます。

なお、期間は平成21年度から35年度まで、限度額は265万5,000円でございます。

歳出の款ごとに順次概要の御説明を申し上げます。

まず、民生費につきましては、条例改正によります国民健康保険特別会計の増額補正に伴う繰出金の24万円を増額補正するものでございます。

農林水産業費につきましては、債務負担行為で御説明申し上げましたとおり、農業経営基盤強化資金利子補給金23万6,000円を追加補正するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金47万6,000円を計上いたしております。

次に、議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に36万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を34億9,821万円とするものでございます。

条例改正に伴い、出産育児一時金が平成21年1月から出産1件につきまして3万円を上限として加算できるようになることに伴い36万円を計上し、歳入といたしましては一般会計繰入金24万円と財政調整基金繰入金12万円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第4 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第4、質疑。

議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから、議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定についてまでの9議案及び議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）までの3議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

上野欣也君。

1番（上野欣也君） それでは、内容がよくわからないものですから御質問をいたします。

資料3の17ページにかかわる内容でございますが、まず、介護保険特別会計補正予算の保険給付費のうち介護予防サービス給付費の増加分、これはあらかじめ予測されていたものか、あるいはこういうものは想定できなかったものかという点と、補正額の内訳について、先般ちょっと説明を聞きましたけれども、もう少し詳しく御説明をいただけないかということが1点。

同じく、第2号のところ、保険給付費のうちの特定入所者の介護サービス費の施設での食事の上限を超えた分という説明がございましたけど、これは本年度から新たにできた制度なのか、その辺、ちょっと教えていただきたいということと、この補正額の内容をもう少し詳しく説明していただけないか、2点お願いいたします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 介護予防サービス給付につきましては、平成18年度から要支援1、2の方に支払う給付費の内容で、新たに18年度からスタートしております。

18年度にはいろんな規制がされておりましたので予測より伸びておりません。今年度に入って、制度の周知が図られてきたことにより給付が伸びたことによるものでございます。

主な内容といたしまして、介護予防通所サービス、420万円程度、介護予防訪問介護が194万3,000円、介護予防福祉用具貸与が169万円、介護予防短期入所療養介護が11万3,000円という内容でございます。

それから、2番目の御質問の内容になるかというふうに思いますが、それにつきましては、この制度は平成17年の10月から施設入所に対する住居費及び食費を保険給付から廃したことの内容になります。それ以前は介護保険の給付の中で賄ってまいりましたが、在宅生活者との負担の公平性を欠くという点から、17年の10月から廃止になっております。ただし、所得が低い方に関しては、負担増になることによって施設に入所できなくなることを避けるために、負担限度額を認定申請という形で手続することによって住居費及び食費の一部を引き続き介護保険から費用として受けられるようになっております。

主な内容といたしまして、食費にかかる費用が564万7,000円、住居費が116万円というふうになっております。

1番（上野欣也君） ありがとうございます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君の質疑を終わります。

発言通告書による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 通告はしませんでした。何点かありますので、順番に議案の順に行きたいと思っております。

まず、資料1、提出議案書の中の4ページにあります議第74号ですけど、市税条例の改正ということでお聞きします。対照表にもあり、詳しい説明もお聞きしたんですが、要は法律が変わって自治体が条例で定めると適用できるという趣旨かと理解しています。今回の提案は、県が定めたから市もそのままスライドして改正するのかなと思っているんですが、それでいいのでしょうか。

そして、それでよいとすると、県はどのように決めたんですが、市は全く何もしないのか、何も新たに定めないのかというところの疑問が出るんですが、その点、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

今回の税改正でございますが、県が決めましたもので山口市もその県の条例にのっと

って行いました。

山口市が何も定めないかということではありますが、一応、今回ここにございますように、3から12につきまして、市内にもこういう法人等がございますもので、これにのっとりまして、そういうふうで市内外について定めております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうすると、この改正の条文の読み取り方として、県が定める部分がそのままスライドしてきた。そして、山口市独自としてこの部分はあるところがあるんですか、それとも法律や県のほうに書いてあるからずっと持ってきて対象とする団体が市内にあるところはこれだけですよということなのか、裏返せば、山口市がこの部分を書き込まなかったら山口市の団体でも適用になりませんという意味であるのかということです。そうであれば、何号と何号というところを示してください。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

3号につきましては、一応これは県内にしかございませぬし、4号につきましては県内外ございませぬで、国だけです。それから、市内につきましては9号がございます。一応社会福祉法人のあしたの会とか若松学園等がございます。あとは県外しかございませぬけど、一応市内に住んでみえる方も県のほうに恩恵があるということで、あずかっている方も多くみえるということで、県内外を対象にして行いました。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） ちょっと不勉強でごめんなさい。

今、9号は市内の団体があるという趣旨だと思うんですが、9号は山口市が入れたから9号ができるのか、裏返せば県にはない9号なのか。じゃなくて、多分県は全部1から12まで入れていると、そこを条例改正すれば山口市の中で対象になる団体は、9号のところは保有の市内の団体がありますよという答弁だと思うんですが、お聞きしたいのは、まださらに自治体独自で定める範囲があるのかと思うんです。その部分について、県はこれだけ出したんだよと、そこら辺はわかったんですが、山口市はさらに独自に対象とする部分を足してはいないんですか、足さないんですかであり、なぜ足さないんですかということをお聞きしたいわけです。

県がこれだけ範囲をかけたから、山口市の中に対象となるのは当然出てきます。そこはわかるんです。山口市長として、ここは市独自で加えたんですよという条文、箇所は

あるんでしょうかということ。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

山口市独自で加えたことはございませんけど、新旧対照表にございますように、県における教育または化学の振興、文化の向上、社会福祉の貢献、その他公益の増進に寄与するものについて県が別に定めるとございます。県が別に定めたものにつきまして、県が一応2月に規則等を定めますもので、それにつきまして、私どもはそれにのっとなって4月1日から施行する予定をしています。

議長（藤根圓六君） 寺町君、質問を変えてください。

12番（寺町知正君） 何か市が独自に加えられる余地がありそうに思ったんですがと思います。

次に、議案書の10ページの議第82号ですけど、青波の福祉プラザの指定管理ということでお尋ねします。

一応、これは最初の契約の期間が過ぎたので、次の更新的な提案かと思うんですけども、この間を見ていて、十分に目的が達せられる事業がなされたのかなというところの評価を確認したいということです。当然、そう思うから次が出てくるんでしょうけど、指定管理というのは、これ、結局どこでもそうですけど、同じところに出し続けると、ついついルーズになっていくというのが人間社会の常なんですよね。そこを、例えば役所が直営だったものを民間の知恵と工夫でよりよいものにしようというのが指定管理だと思うんですが、次をまたずっとここにしか出さない、入札にもかけないというところに疑問を感じるんです。そのあたりの説明をお願いします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 青波福祉プラザにつきましては、福祉施設ということで、世代間交流を活発化させていくというのが目的で設置しております。この3年間で見せていただきますと、まず第1点が、市内の唯一の福祉のNPO法人であるということ。その中で、中年女性が中心とした活動の場への視点ということで、非常に中年女性の活発な活動がなされているということ。

それから、2点目に、国土交通省の「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業という指定を今年度受けて、これは地域に密着した、青波という地域に密着した事業を今回展開していらっしゃいます。

それから、3番目に、非常に熱心で意欲的であるという、その1つの根拠といたしまして、平成19年だったと思いますが、東海ろうきんの助成事業、これは起業をする個人

や団体を主に出している事業であります、そこで配食サービスを展開するというような、新たな事業をやっていらっしゃるというようなところから指定させていただきたいというふうに思っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 現実に、私もここはいいと思って見ているんですけども、ただ、先ほど申し上げたように、一般論として、将来もずっと大丈夫だよと思ってしまうと、ついついルーズになるというのが多くの事業の傾向だと思うので、そういう意味で、行政のほうはフォローするのはいいんですが、その辺はしっかりするようにということをお願いしたいと思っております、そこは大丈夫でしょうか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 定期的な行政とのかかわりも持っておりますし、そういった中で報告を受けながら指導のほうも進めていきたいというふうに思っております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 次は補正予算です。資料の3のほうですけど、議第76号です。予算書の9ページの下段です。衛生費の清掃費です。こここのところの説明のところを見ますと、ごみ処理ということで、委託料、不燃ごみ・粗大ごみ処理委託料ということで1,200万円ほど、非常に高額な補正が出ているんですが、この部分、この時期にこのような大きな額が出るのはどうしてなのかということ。

それから、もともとこの不燃ごみ、粗大ごみの処理委託の当初予算は幾らであったのか、その比較もちょっと教えてください。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

不燃ごみ・粗大ごみ処理委託料の補正の理由でございますが、不燃ごみ、粗大ごみの過去の搬入データによりますと、重量しか必要でなかった、今回重量によるデータ管理であるため、重量しかございません。しかし、民間の委託に対する場合につきましては、容積による単価、1立米当たりであったので、重量単価を容積に換算する必要がありました。そこで容積換算は一般的な想定、見かけ比重により換算したもので当初予算の委託処理金額を算出したものでございます。実際には、想定見かけ比重と異なった容積となったことから、処理委託金額の増額をお願いしなければならなくなりました。

それから、もう一つにつきましては、粗大ごみの搬入量が昨年と比べまして増えました件と、それから美山地域に2カ所ばかり火災が起きたもので、それにつきましては粗大ごみがたくさん出たことにつきまして、当初予算より想定が増えたこととございます。

それから、当初予算のお金でございますが、3,411万2,000円でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

1 2 番（寺町知正君） 当初3,400万のところを1,200万ですから、3分の1以上を追加しなければならないという事情かと思えますけど、1つは、搬入量が増えたという後半の説明ですけど、火災のことはともかく、なぜことしそんなに搬入量が増えたか、火災以外で。そのような特殊な事情はなかったと思えます。特殊な事情がないということは、変動はもちろんありますが、通常の変動の中ですから、その3分の1に貢献するような大きな移動というのは通常は想定されないと思うんですが、その説明をお願いしたい。

それから、もう一点、もともとの重量と容積の考え方ですけど、今の説明を初めて聞いて思うのは、当初予算の段階は重量で見積もったと、予算を積んだ。ところが、途中で方法が変わって容積ということになったので、その計算の結果が変わってきたと。今、答弁を理解したんですが、それで間違っていないなら間違っていない、間違っているならもう一度説明をしていただきたいということと、当然1年間の契約ですよ、ごみ処理は。予算も。そうすると、年度途中でそのような本質的な変更があるということは通常は考えがたいし、逆に言えば受け入れがたいことですよ。しかもそれが上がるんだったら。下がるんならまだともかく、そのあたりをわかりやすく説明してください。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 1点目の搬入量が増えたということでございますが、先ほどお話ししましたように火災等もございますし、最近、引っ越し等でいろんな方が持ってきてきますもので、そういうのが増えたこと等ありますし、ごみの点数、1点当たりの点数がございまして、いろんなものを持ってきますもので、その点数が増えたことがございます。

それから、容積率の関係でございますが、例えばで言いますけど、不燃・粗大ごみが当初では一応立米当たり400キロを予定していましたが、実際には190キロと小さくなったようなことがございますし、布団類につきましても家具類につきましても同じようなことがございます。

それから、3点目は何やったかね。

1 2 番（寺町知正君） 年度途中でそんな大幅な、本質的な変更があったのは理解できない。

市民環境部長（松影康司君） これは、先ほどずっとお話ししましたような理由で、年度途中で今のこういう粗大ごみの量が増えたとか、そういうようなことで増えたんでございまして、そこら辺は御理解願いたいと思えます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 最後の点ですけど、重量と容積の関係ですけど、単純に、最初に見積もった立米400キロぐらいが190キロぐらいであったので、つまり、ことしのごみが軽かったよということなので、予算が随分違ってきましたということなのか、そうすると何か400が190というのは半分以下ですから、それぐらいの変動って、多分通常もあるでしょう、上がることも減ることも。想定の中ぐらいじゃなきゃおかしいわけですよ。ことしだけこんなにぽんと軽くなったというふうには普通考えられないわけですよ。ということは、予算の段階でそれぐらいの変動は想定して予算を積んでいるのが普通じゃないんですか。毎年毎年変動があってやってきた。ことしはどうしてこんなに大幅に30%も上げなきゃいけないのか。量が増えたことの部分はわかりましたが、計算方法の変更によるというところがどうしてもまだ理解できないんですけど。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 何度も言いますように、当初予算は一応400キロで想定したんですけど、ごみはいろいろな種類がございますもので、そこで計算しますと、今お話ししましたように、不燃・粗大ごみでは400キロですけど190キロとなったようなことでございます。

よろしくをお願いします。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、きょう提案された出産関係の条例改正と補正予算とセットだと思いますけど、どちらを使ってもいいんですが、とりあえず資料7の補正予算です。これの一番最後のページですけど、一時金を増加するということでした、36万円。一般会計から24万、それから財調から16万という説明でしたけど、そもそも3万円を上限としてというふうに条例、法律の関係ですね、改正するわけですよ。そうすると、山田市はその上限でいくのか、幾らでいくのかということと、その額にした理由をまず説明いただきたい。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 先ほど市長の提案説明にございましたように、産科医療補償制度が変わりますもので、現行の35万円を、新旧対照表にございますように、市長が必要と認めた場合は3万円を上限に加算するとございまして、これは市長が必要と認めた場合というのは産科医療補償制度に加入される病院とか診療所がございまして、そこでされた場合につきましては3万円を上限として加算するということでございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうすると、山口市は3万円なんですか、それとも2万5,000円なんですかというところを。3万円を上限はわかりますけど、幾らでいくんですか。あるいは、ケースによって違う、もともとのこうであるという表があって、そこが適用されるのかというところですね。そして、今のお答えだと、出産する医療機関の場所、方法によって3万円以内が適用されるケース、されないケースがあるのかなということです。やっぱり市民からすると、どうしたらいいかというところに大きく影響するので、そのあたりをきちっとわかりやすく説明してください。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 先ほどお話ししましたように、産科医療補償制度に加入されている病院、診療所または助産所に出産されたところにつきましては、一応3万円を加算しますし、そこにされていない方につきましては3万円を加算しません。それは規則等を定めまして、それにのっとって出資するようにしております。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうしたら、加入しているかどうかは行政の人はすぐわかるでしょうけど市民はわからないので、例えば加入しているのはどこですよとか、どういったところですよとか、加入していないのはどういったところですよとかって線引き、あるいは固有名詞でいいからちょっと教えていただけませんか。広報で周知するとかも必要だし。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） これは1月1日から3万円を上限として加算しますもので、それにつきまして、今、広報に出すように準備しておりますので、済みません、よろしくをお願いします。

診療所とか病院等につきましては、今、資料等を持っておりませんもので、また後日お答えさせていただきます。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はございませんか。

小森英明君。

14番（小森英明君） 資料3の10ページですけど、款10教育費という中で、説明のところ、白山荘の教職員住宅の修繕工事というところで漏水工事があるということですが、どの程度の漏水工事なのか。また、漏水工事だけなのか、それとも小学校を修繕されるので、外観なんか同時にやられるのかどうかということを知りたいと思っております。と、せっかく学校も近くにあって塗装もきれいになっておるもので、この白山荘もきれいに外観も塗装したらいいんじゃないかと思っておりますが、どのようにされておる

んですか。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えいたします。

漏水工事につきましては、富岡小学校、梅原小学校、大桑小学校、西武芸小学校の4校の漏水工事ですが、これにつきましては漏水調査をしまして、大きな漏水ではございませんでしたので、この予算の範囲内で十分できるということでございます。

それから、白山荘教員住宅修繕工事につきましては、白山荘の2階に3部屋、1階に世帯用が2部屋ございますが、1階の2部屋が床がシロアリで2部屋とも住める状態ではございませんので、その改修をするということでございます。

それから、西武芸小学校の改造につきましては、統合に向けまして、ことしと来年で改修をしますが、外壁等もきれいに塗り直し、修繕をいたします。漏水調査は、先ほど申し上げましたように、若干の漏水でございましたので、今年度、この補正によりまして改修を行います。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 小学校のほうはきれいになるんですけど、それで、白山荘の教員住宅も外壁なんかもきれいにしたらいいんじゃないかと私は思っておるんですけど、その点もこの修繕の中に入っているのかどうかということを先ほどお尋ねしたわけです。

議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） この補正予算の中には白山荘の外壁の修繕は入ってございません。

以上です。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第74号から議第82号及び議第84号から議第86号までの質疑を終結いたします。

日程第5 委員会付託

議長（藤根圓六君） 日程第5、委員会付託。

議第74号から議第82号及び議第84号から議第86号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表1のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第6 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第6、議第83号 土地の取得についてに対する質疑を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、石神 真君、杉山正樹君、尾関律子君の除斥を求めます。

〔石神 真議員、杉山正樹議員、尾関律子議員 退場〕

議長（藤根圓六君） 発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、お尋ねしますけれども、これは資料1の一番最後ですね。土地の面積、金額も書いてありますけど、まず1点は、そもそもこの土地を取得したときの価格と今回市がまた取得するという、この間には諸経費及び金利があると思うんですが、それは幾らが幾らになって、この9億1,400何がしが出ているのかということですね。要は、この間の上乗せ部分の額を明らかにしていただきたい。

それから、もう一点、一応（仮称）福祉健康広場用地ということになっていますが、国体にもという話は以前からあるわけですけど、そういう近いところの利用計画、それから1つのイベントが済んだ後の利用計画、それはどのようなのでしょうか。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 1点目の御質問のこの用地の取得費用等でございますが、3つに分類いたしますと、まず取得用地費と附帯費用と、それから金利の累計に分けて御説明いたしますと、用地の取得費用でございますが、8億3,928万1,861円でございます。

次に、附帯費用といたしまして、登記等の費用でございますが、364万6,852円でございます。それと金利の累計でございますが、7,148万7,544円でございます。合計といたしまして、9億1,441万6,257円でございます。

12番（寺町知正君） 差額の合計が計算されていません。

総務部長（林 宏優君） 済みません、計算しておりません。

12番（寺町知正君） あと、利用計画も。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開します。

梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 椿野の公園用地のほうなんですけども、馬術競技の跡地利用など、利用計画はどうなっているかということでございますけども、現在、まだ国体の馬術競技の計画もまだ具体的になっておりませんので、まだ私のほうも、市としても具体的にどうするかということは決めておりませんけども、この国体の馬術競技場の跡地などを利用いたしまして福祉面を考慮した公園づくりをしていきたいというように現在のところは考えております。よろしく願いいたします。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の利用計画ということですが、まだ具体的にはなっていないけれども、イベントの後は福祉面を考慮した公園の方向だということです。そうすると、幾つかあるんですけど、現地の地図などは資料としてもらったんですけど、1つは、現地に県有地が隣接して、それなりに広大な面積がありますし、もう一点、昔の養蚕組合の施設があるわけですけど、例えば養蚕施設ってすごい今荒れ放題で、倉庫ですよ。中はがらくたの山みたいになっているわけですが、そうすると、国体をするにも、市はその周辺を、県はいいにしても、周辺をさらに取得して整備をしていくのか、周辺は知りませんというのか。とって、国体をするのに周辺が荒れ放題で、本当に倉庫が壊れそうで、中はがらくただけなんですけど、そんな状態で置いておけないと思うんですけど、その辺はどう考えてみえるのかということと、例えば、その整備費を結局市が持つなんていったらまたおかしい話だと思うんですけど、その辺をどうお考えかということです。そういう、いわゆる周辺。

それから、もう一点は、やはり大きなイベントということで、進入路といいますか、そこにアクセスする道路の整備ということは当然考えられて、以前、地元から要望があったということは聞いていますけど、そのあたりについては、現在、どのようにお考えなんでしょうか。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） それでは、お答えいたします。

1点目の養蚕施設等があるが、あそこら辺をどうするかという問題でございますが、ただいまの計画は、一番多くの養蚕施設の用地につきましては、馬運車の駐車場ということで、県の国体準備室と今、協議を重ねております。それで、整備に関しましても、県の費用でお願いできないかというふうで要望してまいりたいというふうに思っております。

2点目でございますが、地点的に言いますと、高富運輸さんのところから国体の競技

場へ入るわけでございますが、現在はどのような方法がいいかということを検討しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） まだ将来、先のことで余り具体的に考えておみえじゃないようですが、少なくとも、例えば荒れ放題になった施設を、市が、しょうがない、事業をやるんだからという、周辺設備という意味で公費で整備するというのは、どう考えても筋がおかしいので、そこはきちっと関係者と調整をして、県だからいいというわけでもないわけですから、県民の税金ですし、市民の税金ですから。そういった点はきちっと地権者との調整をうまく進めてほしいということを念押ししますので、そこはちゃんとするという、あるいはしない、適当に任せる、返事をいただきたいですね。

それから、もう一点、道路についてですが、私は以前この議場でも、非常に大きな金で取得することに結局なるわけですが、それは歴史があるから仕方ないとして、やはり道路整備自体も市の大きな財産を使うことになりますので、極力最低限にする必要がある。というのは、将来、やっぱり利用者の数は必ず減るわけですから、イベントが済めば。そこもきちっとした方針を示してほしいんですが、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 1点目の御質問でございますけれども、現在の考え方は、公費でやるのはおかしいという御質問でございますけれども、あそこは競技場の駐車場ということでございますので、用地のほうは、あれは財産区の持ち物でございますが、無償で駐車場としてお借りして、そこを整備するという考え方でございます。それも県費でお願いできないかというふうに思っております。

2点目でございますが、ただいま議員の御発言のとおり、財政が厳しいということでございますので、財政面を考慮して検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第83号の質疑を終結いたします。

日程第7 委員会付託

議長（藤根圓六君） 日程第7、委員会付託。

議第83号は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表2のとおり、産業建設

常任委員会に付託します。

石神 真君、杉山正樹君、尾関律子君の入場を許可します。

〔石神 真議員、杉山正樹議員、尾関律子議員 入場〕

議長（藤根圓六君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精査のため、あす12日より16日までの5日間、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、あす12日より16日までの5日間、休会とすることに決定しました。

12日は総務文教委員会、15日は産業建設委員会、16日は厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、17日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時44分散会

平成20年12月17日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成20年第4回

山県市議会定例会会議録

第3号 12月17日(水曜日)

議事日程 第3号 平成20年12月17日

日程第1 請願第2号 議会運営における法令の遵守を求める請願

日程第2 質 疑

日程第3 委員会付託

日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 請願第2号 議会運営における法令の遵守を求める請願

日程第2 質 疑

日程第3 委員会付託

日程第4 一般質問

出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君

市民環境 部 長	松 影 康 司 君	保健福祉 部 長	笠 原 秀 美 君
産業経済 部 長	土 井 誠 司 君	基盤整備 部 長	梅 田 修 一 君
教育委員会 事務局 長	恩 田 健 君	会計管理者	山 田 利 朗 君
消 防 長	上 野 敏 信 君	総務部次長	城戸脇 研 一 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	林 強 臣		

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 請願第2号 議会運営における法令の遵守を求める請願

議長（藤根圓六君） 日程第1、請願第2号 議会運営における法令の遵守を求める請願を議題といたします。

本日まで受理いたしました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

事務局に朗読を求めます。

（事務局朗読）

議長（藤根圓六君） この請願の紹介議員において発言の申し出がありますので、これを許可します。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、請願の紹介議員として、請願の要点を説明させていただきます。

まず最初に、議会運営における法令の遵守を求める請願というタイトル、あるいはその中身から……。

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時02分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開いたします。

12番（寺町知正君） それでは、改めて請願の説明をさせていただきます。

まず、最初に申し上げますけれども、タイトルが議会運営における法令の遵守を求める請願というタイトルに始まり内容があります。それをぱっと受け取っていただくと、山県市議会、あるいは議場の皆さんがいつも法令を守っていないのではないかと受け取られがちですが、決してそうではありませんので、最初にお断りいたします。

ただ、実際、この9月の議会に市民の方から出された請願を事務上のミスという形の中で廃案にしてしまったということは、やっぱり消すことができない、全国にも例がない事実だということで、そういったことの次の反応として出てきているものというふうに私は受けとめて紹介議員となっています。

内容について細かいことは申し上げませんが、今後、気をつけてほしいという、ざっくりばらんに言えばそういうことだというふうに考えます。

それから、この12月定例会の冒頭に、9月に出た請願の実質的な内容に近い形、議会のいろいろな会議を規則で位置づけるということも定められたところであり、そういったことから、その内容については請願を出しても一時不再議という形で取り上げられませんので、そういったことも考慮してであろうというふうに考えています。

9月にそのようなことが起きたというところについてですけれども、この請願の第2段落、しかしから始まる場所に書いてあると思うんですけれども、あのようなことになった原因というのは、日常的に議会の運営や議会の手続を簡略にしようとする意識があったのではないかと。そういったことから、継続審査という委員会の結果は本会議への報告と議決を省いてもよいという誤った判断をしてしまったのではないかなというふうに考えられます。そういったことから、議会の手続については、やはり簡略ではなくしっかりするということをしてほしいという意味でもであろうというふうに思います。

思うに、山県の市議会は昨年から、例えば特別委員会の中間報告という形で毎定例会の最後に状況の報告が委員長からされてきました。それについてもやめになっているということですね。この中間報告というのは、会議規則の中に中間報告という形でしっかり位置づけられていて、もちろんそれをするかしないかはそのときの裁量ではありますが、きちっと制度がありますので、それを従来はきちっと議場の皆さんに、委員会に所属していない人にも報告しようという趣旨から、毎定例会ごとに特別委員会の報告がされてきたわけであり、それが最近、それを省いてきたという実際のこともありますし、例えば閉会中の審査についても、毎定例会後に申し出て、議場でオーケーですよという議決を与えて審査するという形をとってきたんですが、これも昨年あたりから省いているという形。そういったような傾向が9月の請願を廃案にしようというところにつながったのではないかと、そういったことに分析されます。

そういったことから、今回、市民の方が一番下に書いてある請願項目、3つあります。議会は憲法及び地方自治法を遵守すること。議会は会議規則及び委員会条例を遵守すること。議会運営、議会手続を簡略しないこと。この3つをぜひ議会として、請願として通してほしいという趣旨だということであり、

どうぞ、ぜひよろしく願いいたします。

日程第2 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第2、本請願について、紹介議員への質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

村瀬伊織君。

15番(村瀬伊織君) 紹介議員に質問いたしますけれども、冒頭に、この文書については議会がそういうことやないということは言っていたんですが、これが一般の機関紙というか、寺町さんたちが書かれる一般に、チラシというか、新聞の中でこういうのが書かれると、一般の市民の方は、やはりこれを重視されるわけですね。その辺が私たちには、山県市の議会はやっぱり寺町さんがまともにやってあって、あとの者は全部だめやというような文書になって出回って。

〔「請願者が出しているんですもの」と呼ぶ者あり〕

15番(村瀬伊織君) 傍聴者は入っておらんぞ。何言っておるんだ。

議長(藤根圓六君) 傍聴者は静かにしてください。

15番(村瀬伊織君) 紹介議員に質問しておるんやろう。

そんなもので、私たちはその辺が、一生懸命やっておる中で議員全部がそういう誤解を招くようなこういう文書は、これは趣旨でいいんですけど、その辺はどうですか。

議長(藤根圓六君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 今のお尋ねの趣旨というのは、例えば、この内容がそのままずっと説明なしに市民に伝わると誤解を受けるのではないかということの懸念かというふうに受けとめました。それについて、今、私の考えは、ある意味当然であるし、決して申し上げたように、山県市議会がいつもそんなてけてけやっているわけじゃないよということはみんな承知しているわけですから、こういう請願が通れば、別にそれはそのまま事実としてお互いの、市長側もそうですけど、こういった認識を持ってもらえればいいので、それはそのように特別どうこうではないと、宣伝することはないんじゃないかというふうには受けとめていますし、それで答えにはなっていませんでしょうか。

議長(藤根圓六君) 村瀬伊織君。

15番(村瀬伊織君) 一般に言って、私たち、いろいろ市民の方から御批判を受ける分も多々あることもあるんですけど、こういうのが基本になって、いろいろ御批判を受けるのが多いわけなんです。その辺も、寺町さん、きょう、冒頭にあんな余計なことを言っていたのでいいんですけど、その辺も十分文書なんかで流される場合は御注意をいただけるとありがたいなと。よろしくお願いします。

議長(藤根圓六君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 質問の趣旨、私が受けとめた範囲では理解できている範囲では

配慮するところは配慮いたしますので、よろしくをお願いします。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

久保田 均君。

16番（久保田 均君） 今、言われたように、冒頭の言葉で多少私も納得しておりますが、山形市議会が決して法律違反、あるいは規則をめちゃめちゃ破っているわけでもないわけでありまして、中には多少判断の誤りということもありますし、そして条例規則の読み違い、あるいは本人が、事務家さんが、例えばこれでいいという結論を出す、そういう文面もありますし、条例規則以外な、いろいろ議員必携みたいなもので、いわゆるちゃんぺらみたいなものが出てまいりますので、そういうのを読みますと、中には間違った判断をしたかもしれませんし、今回のことに関しましては。私どもも責任は感じておりますが、決して議会が簡略にするとか、あるいは意図的に廃止をしたんだとか、廃案をしたんだとか、そういうことはもちろん気持ちも持っておりませんし、同じ議員仲間ですので紹介議員に対してはそれなりに誠意を持ち、それから請願者に対しても我々もきっちり誠意を示し、そして議決をしていこうと、こういう姿勢でありますので、寺町議員も仲間ですので、ひとつこれからも議会運営に関してはできるだけの御協力をいただき、そして、あなたは最高学部を出ておられるんですから、我々に教えるとか、それぐらいの大きな気持ちで私どもを引っ張っていってくれるといいかなとも思っておりますが、最後に、やっぱり規則違反だとか条例違反が余りうたわれますと、事実かもしれませんけれども、判断の誤りということもありますし、それから、私どもも、例えば議運の委員長としても、これでいいという判断をして、それがあなたに関して過ちだったということもあるかもしれません。そういうことですので、お互いに協力をし合って議会運営をやっていきたいと思えます。ただ1つ、寺町議員も紹介議員ということのひとつ念頭に置いて、この請願が出されてからの発言にも御留意はいただきたいなと、そう思います。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 答弁すべき部分はどの部分がよくわからなかったんですけども、おっしゃることの意味は1つずつ理解はしていますので、そのような答えでよろしいでしょうか。

議長（藤根圓六君） 久保田 均君、よろしいですか。

久保田 均君。

16番（久保田 均君） 広く議会運営に御協力をということを私は申し上げたので、その辺、よろしく紹介議員にはお願いいたしたいと思えます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） どの部分に答えたらいいのかよくわからないんですが、おっしゃっている意味は頭では理解できていますのでということで、よろしければお答えとさせていただきます。

議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 委員会付託

議長（藤根圓六君） 日程第3、委員会付託。

請願第2号につきましては、会議規則第134条第1項の規定により、議会運営委員会に付託します。

日程第4 一般質問

議長（藤根圓六君） 日程第4、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 小森英明君。

14番（小森英明君） お許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を2問いたします。

まず、1問目に、除雪対策について。

ことは例年より早く、11月に山県市の山間部で降雪がありました。美山の伊往戸地区では約20センチの積雪があり、鉾山の重機で約4キロメートルの道を除雪されました。この様子だと、今冬は多く雪が降ると思います。

そんなとき、通勤・通学や仕事で車を使う人々にとっては、まず道路の除雪がされないと1日が始まりません。生活に大きな影響が出ます。過去にも除雪についてはいろいろ問われ、検討されていますが、建設業者などの協力で早朝の3時、4時ごろには、既に除雪作業をしておられました。これからまだまだ寒さが増してくると、本格的に雪が降り、美山北部では積雪も数十センチとなる日が多くなります。

しかし、山県市の財政も大変厳しく、また、最近是世界的な金融・経済不況により市内の土木、建設業界関係の仕事も少なくなり、従業員を減らしたり、除雪に使う重機なども少なくしている業者もあると聞いております。こんな中で、除雪に対し今までどお

り対応できるかお聞きいたします。

また、一般家庭では、玄関から道路までの除雪をしておく、除雪車が通って道路端をふさいでしまうという苦情がありますが、業者が重機で通っていくと自然にふさがってしまいます。一々対応しては除雪がはかどりません。そんなとき、広報や自治会を通じて、市民の皆様には十分理解してもらえよう対応できていますか。梅田基盤整備部長にお聞きいたします。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

現在、除雪作業を委託する業者数は、町村合併時の平成15年度は46社ありましたが、本年度の受託業者数は42社に減少をしております。また、受託業者が所有する除雪機械も減少しており、今までのような早期除雪作業が物理的に困難な状況となっております。また、経費削減ということで、除雪作業の基準を20センチ以上の積雪時とさせていただいているのが現状でございます。

それでは、除雪に対し今までどおり対応できるかという御質問についてですが、市は除雪を委託します業者の担当エリアを効率的に配分し、早期対応を心がけております。しかし、何分減少する受託業者と除雪機械での対応となりますので、業者には最大限努力をしていただきますが、積雪量及び場所によっては除雪作業がおくれることもありますので、除雪がスムーズに行えるよう皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、除雪車が通行するたびに宅地入り口の道路端をふさぐ件につきましては、道路交通の早期確保の観点から、公道上の除雪を速やかに完了させる必要があるため、各個人の皆様に協力をお願いしているのが現状でございます。

次に、広報や自治会を通じて市民の皆様には十分理解してもらえよう対応しているかという御質問についてですが、広報やまがたにおいては、「所有される木や竹が、道路側にはみ出さないかを確認し、除雪作業に支障がないように伐採してください。」、また、「路上駐車や普通タイヤ装着車によるスリップなどの通行障害は、除雪作業の支障になります。渋滞や交通事故などを引き起こし、皆さんに多大な迷惑がかかりますのでご遠慮ください。」などを掲載させていただいておりますし、CCYの文字放送や市のホームページでも周知を行っております。

また、自治会につきましては、12月に開催されます自治会連合会長会議におきまして、除雪に対する御理解と御協力をお願いさせていただいておりますし、各自治会にも文書を送付し、回覧していただくなど周知を図ってまいります。

いずれにしましても、早期除雪を行うため、市民の皆様への御理解と御協力をお願いい

たします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 小森英明君。

14番（小森英明君） それでは、再質問をいたします。

経費節減ということで、年々いろいろな予算が少なくなっていますが、除雪については、その年度の気象状況により経費の多い、少ないは変わりますが、十分な対応をお願いしたいと思います。

また、山間部で道路が少ない地域はすべての道を除雪すればよいが、何本も農道や市道が交差している地域については、すべての道を除雪するのではなく、必要な道路のみを除雪して経費を削減してはどうかと思いますが、基盤整備部長にお聞きいたします。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

除雪につきましては、今、御質問のありましたとおり、気象状況によりいろいろ変わるわけでございますけども、現在、業者数も減っており、また、除雪の機械も減っているというような課題はございますけども、これは山口市だけでなく、県とか、また近隣市町でも同じような大きな課題となっております。我々のこういった県とか近隣市町の状況を見定めることも重要でございますけども、市の方針を定めまして、また、そういった他の市町の状況も参考として、よりよい除雪対策というものを進めてまいりたいと思っております。

また、必要な道路のみを除雪して経費を削減してはどうかという御質問でございますけども、現在、除雪につきましては経費の削減ということもございますが、先ほどから申し上げておりますように、限られた業者及び除雪機械での対応となりますので、原則、幹線道路、通学路、それから生活道路、この3つについて対応をいたしております。

したがって、生活道路以外の道路につきましては、市民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 除雪対策については、以上で終わります。

次に、西武芸・富波・乾小学校統合について。

平成22年度に西武芸小、富波小、乾小の3校を統合して美山小学校が誕生の予定です。現在、西武芸小学校では、統合に向けて校舎、体育館、ランチルームなど、耐震及び大規模改造1期工事が、市内の建設会社によって工事が進められています。私も改造中の

校舎を見ましたが、既に終わっている部分もあり、予定どおり進んでいる部分もありますが、進捗状況をお聞かせください。

また、学校の運動場は校舎の前に位置するのが一般的ですが、西武芸小学校は職員室から運動場が見えないので、児童の安全保護のため監視カメラを取りつけないと危険だと思います。しかし、職員の数も少なく、カメラばかり見ていることもできません。そこで、音声が入っていると耳からもグラウンドの様子が把握できると思いますが、どのようにするのかお聞きいたします。

富波小、乾小の父兄にとって、遠い西武芸小までの通学に大きな不安があると思いますが、説明が十分なされていますか、お聞きします。統合していきなりきょうから友達ですよと言われても、幾ら子供であってもすぐには溶け込めません。既にスポーツについては一部児童間の交流がなされていますが、学校間の交流はどの程度行われているのかお聞かせください。

また、地域の住民にも十分な説明と理解が得られていますか。なぜこのことを聞くかと言いますと、7月に西武芸地区で説明会があったとき、地域の出席者が非常に少なかったからです。保護者や児童には十分説明がなされていると思いますが、地域住民には広報63号で校名募集をしたぐらいで、詳しいことを知らない方も多いと思います。地元でも統合自体を知らない人もいますが、これからどのように広報活動をするのか、森田教育長にお聞きします。

また、学校の大規模改造とともに周辺整備も必要だと思います。学校への進入路や運動場近くの歩道拡幅、その他いろいろあると思いますが、今、予定されている整備計画を梅田基盤整備部長にお聞きいたします。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えいたします。

西武芸・富波・乾小学校を統合し、平成22年4月1日に（仮称）美山小学校が開校できますよう準備を進めております。

御質問の1点目の耐震及び大規模改造事業の進捗につきましては、本年度を1期工事、来年度を2期工事として事業を進めています。本年度は調理室及びランチルームを含む特別教室棟を初め体育館の耐震及び改造を行うとともに、運動場の北側にスクールバスの発着場及び校舎までの通路舗装等整備を行うことになっております。

特別教室棟及び体育館につきましては、授業等に支障がないように既に夏休み中に工事を終えております。残りのバス発着場等の整備につきましては、現在、施工中で12月末をもって1期工事の完了となっております。

来年度につきましては、児童数増加による2教室分の増築を初め、東西の教室棟の耐震及び改造を行うとともに、トイレの増築、廊下等の改造を行ってまいります。また、校舎玄関前の西側の駐車場を廃止いたしまして、小運動場として整備する計画となっております。

2点目の職員室から運動場が見えない件につきましては、議員のお考えのとおり、西武芸小学校の形状を見たとき、少なからずも問題点がございます。学校統合を契機に最善策をとってまいりたいと考えております。その対策の1つとして、現在、駐車場として使用している校舎玄関前の用地を小運動場として、職員の目の届くところで低学年児童を中心に安心して遊具等で遊ばせることができるよう整備をいたします。

2つ目に、校舎裏の運動場の監視ができるよう監視カメラを設置し、不審者対策等児童の安全について最善を尽くしたいと考えております。

なお、音声につきましては、学校現場とも協議し、今後検討してまいりたいと思いません。

3点目の学校間の交流につきましては、主人公である子供たち同士が相互に交流し、理解し合うことが何よりも大切なことであると考えております。各学校では、子供相互の理解を深めるためにさまざまな交流活動の計画を現在立てておりまして、既に西武芸小学校の1年生が乾小学校の1年生を訪問し、合同授業を行ったというような交流も始めております。

4点目の地域住民への説明と理解につきましては、統合推進の中心となります山県市立西武芸小学校、富波小学校、乾小学校統合委員会を本年度5月より開催し、12月現在で6回目を数えています。統合委員会内にはPTA部会、通学路部会、スポーツ少年団部会、記念事業部会、学校運営部会があり、地域の代表、保護者代表、教職員で構成され、協議を重ねております。校名の募集や通学路の策定等、多様な問題を白熱する議論の中で調整し、解決を図り、PTAなどを通して保護者の方々に周知を図れるよう進めております。

また、どのように広報活動をするのかというお尋ねにつきましては、市民を対象として校名の募集を行ったように、今後においても校章の募集や統合に係る重要な事項につきまして、広報紙等を活用して広く市民に情報を発信し、周知を図ってまいりたいと考えております。

(仮称)美山小学校が地域の学校としてよいスタートが切れるよう、皆様の一層の御支援をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長(藤根圓六君) 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

小学校の統合に伴い、周辺整備は必要であると考えます。現在、周辺の市道の山側には、狭小ながらも歩道が整備されておりますし、道路反対側には幅員2.5メートルの歩道が整備をされております。

今後におきましては、財政面を考慮の上、市道の歩道未改良区間の整備を検討してまいります。

また、県道においても歩道未整備区間がございますが、今年度、通学路となっております県道の歩道の測量業務が発注されましたので、県へ早期完成を要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 小森英明君。

14番（小森英明君） 再々質問になりますので、嶋井副市長にお尋ねをします。

ただいま教育長が皆様一層の御支援をお願いしますと言われましたが、一般市民の方々に統合への理解が深まるよう工夫して情報をどんどん流してください。市民の皆さんの中には、何か自分たちで応援できることはないかと思っておられる方もあります。その例が、登下校時に子供の安全を手助けされている子ども見守り隊です。また、周辺整備については、学校が統合されると友達も多くなり、児童の行動範囲が広まり、放課後、休日には徒歩や自転車での往来が多くなります。市道の狭小な部分や未整備区間は統合されるまでにぜひ整備をしてください。

岩佐・富永境の県道については、今月に入ってから、自治会長から測量をするので地権者の皆さん、お願いしますと話がありました。自治会要望では昨年もことしも出ておりました。山側には歩道、川側には歩行者用の数メートルの橋が必要だと思えます。その場所については、毎日、中学生や高校生が通学しており、統合されると小学生も徒歩で通学することになると思えます。地権者に協力をさせていただいて、統合前に安全に通行できるようになりますか、お聞きいたします。

また、国道については、以前から要望のある畑野地内の危険箇所についても徒歩通学になるのではないかと思います。ぜひとも改良をしてください。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再々質問にお答えします。

小森議員が子ども見守り隊員として日ごろから御尽力いただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

御質問の市道の狭小部分及び未整備区間につきましては、現地調査をいたしまして前向きに検討してまいりたいと考えております。また、県道につきましては、先ほど基盤

整備部長がお答えしましたとおり、県におきまして歩道設置のための測量業務が発注されたところをごさいますて、続いて行われます用地買収及び工事につきましては来年度以降ということになるということをごさいますので、早期完成を県に要望してまいりたいと考えております。

また、川側の交通量から判断すると、歩道の両側整備は難しく、山側の整備終了後検討するというごさいますて、小学校の統合前には整備が難しいと思われまますので御理解をお願い申し上げます。

当面は、橋の東側のガードレールを移動いたしまして歩行者の歩行スペースを確保する方向で関係者の方々の御協力をいただくよう調整を行っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、国道418号線の畑野地内の見通しの悪い危険箇所につきましては、現在進めております別ルートの整備にあわせまして旧道処理として県のほうで整備していただく予定になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、教育委員会の方針といたしまして、2キロメートル以内は徒歩通学とされておりますが、歩道等を整備されるまでの間はスクールバスを利用いたしまして通学していただくこととしておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 以上で小森英明君の一般質問を終わります。

通告順位2番 石神 真君。

2番（石神 真君） 議長より御指名をいただきましたので、通告どおり質問のほうを行わせていただきます。

山県市の補助金・負担金・交付金等についてということで、総務部長のほうにお聞きしたいと思ひます。

第3回定例会で19年度の決算認定がされました。また、一般質問では予算編成、税収などの質問がありました。そこで私は19年度、20年度の予算書の中でも特に関心を持ったところが補助金、負担金及び交付金、委託金というところでありました。その中にはどうしてもこのような補助金などをいただかないと運営に差し支えのあるものもありました。また、一部では十分に運営ができるのではないかと思われるような団体、組織、組合があるように思ひます。

私自身も市民の皆さんとの会話を持つときがありますが、その中で、もう少しこういった補助金、助成金等のあり方を見直していただくことができないかという市民の声が多く聞かれております。

そこでお尋ねしますが、この補助金、負担金及び交付金、委託料に山田市が平成19年度及び20年度にどのぐらいの金額が予算化されているのか、また、前年度との比較はどうかお答え願います。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

平成19年度及び20年度の補助金、負担金、交付金及び委託料の各年度の一般会計当初予算額につきましては、科目ごとに御説明を申し上げます。

まず、補助金でございますが、補助金は特定の事務または事業を助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に交付するものであります。平成19年度は4億1,454万1,000円、平成20年度は3億7,369万7,000円で、補助金の見直し等により4,084万4,000円減額をいたしております。

次に、負担金でございますが、負担金は地方公共団体等が自己の利害に関係のある事務または事業に関して、自己の経費として負担すべきものとして支出するものでございます。平成19年度は3億7,941万円、平成20年度は5億3,117万1,000円で、1億5,176万1,000円増加いたしております。これは後期高齢者医療制度の開始に伴います療養給付費負担金2億2,200万円が大きな増加の要因となっておりますが、市のイベント事業負担金等の見直しを行い、また、その他負担金につきましても削減をいたしております。

次に、交付金でございますが、交付金は法令または条例等により団体または組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の処理の報償として支出するものでございます。平成19年度は1,701万3,000円、平成20年度は1,451万4,000円で、業務内容等を精査いたしまして249万9,000円の削減をいたしております。

最後に委託料でございますが、平成19年度は8億9,429万7,000円、平成20年度は10億4,703万3,000円で、不燃及び粗大ごみ処理委託料や地域情報化事業に係る特別会計から一般会計へ予算の組みかえによるインターネット業務委託料等で1億5,273万6,000円増加いたしておりますが、公園等の草刈りや芝刈り、樹木の剪定などは職員対応としており、経費の削減に努めているところでございます。

以上が各年度における各科目ごとの当初予算額でございます。

申すまでもございませんが、予算編成の段階では、一つ一つの中身を精査いたしまして事業の必要性などを十分に検討の上予算化しておりますが、今後におきましても一層の内容の精査を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 石神 真君。

2番（石神 真君） 詳しい御答弁ありがとうございました。

では、再質問のほうに入らせていただきますが、今の説明で大体いろいろ精査して頑張っているということでしたが、その中で1点、1つ目は負担金の中で市のイベント事業の負担金の見直しとありましたが、このイベント事業の中身について、どのイベントにどのぐらいの削減をしたのか御説明願いたいと思いますし、もう一つ、公園の草刈り、芝刈り、剪定などの職員対応というお答えでございましたが、これで約4,300万円ほどの削減をしていると私どもは伺っておる次第でございますが、この事業の内容でどれだけの金額が、人件費が浮いているのか、また、事業内容が浮いているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の市のイベント事業負担金につきましては、当初予算額と比較いたしますと、平成19年度は2,250万円、平成20年度は1,500万円で、750万円削減をいたしております。これは、3地域で行ってありました祭り事業を、市全域での活性化を図るため、市の祭りといたしまして、ふるさと栗まつりに一本化したところにより、その祭りに必要な金額を予算計上し、負担金を減額したところでございます。

また、従来行ってありました地域の祭りでございますイベント事業につきましても、支援をしていくために別枠で100万円を予算化し、今年度は美山地域の川祭りや伊自良地域のいじら湖もみじ祭りに補助をいたしております。

次に、2点目につきましては、経費の削減のため、これまで事業者等に委託をしていた業務を職員自らが汗を流しまして実施いたしてきたものでございます。これは職員の人件費の削減につながるものではございません。また、市税や地方交付税等の歳入の伸びが見込めない中におきまして、今後予想されます少子高齢化の進展ですとか、社会保障の関係の経費ですとか、市債の償還金の増加等の歳出の増加が予想されますので、今後におきましても、こうした財政の健全化に向けた行財政改革の一環としての1つの取り組みで、こういった内容での運営をいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 石神 真君。

2番（石神 真君） なかなか厳しい中、いろいろと削減をしているというお答えでしたが、再々質問に入らせていただきたいと思っております。

市税や地方交付税などの歳入の伸びが見込めない中、財政状況が厳しく続くと予測され、健全化に向けていろいろと取り組んでいるとのお答えでした。その中のイベントの

中身が削減され、美山、伊自良は100万円と。また、別にふるさと栗まつりの一本化という形になり、山県市をアピールする大事な事業でもあるのは私は知っているのですが、委託料の中でも、やはり栗まつりの中のイベント、アトラクション等や番組制作費など、金額的にも非常に高いものがございます。また、このような委託料などの削減を図れば、本当に手づくり的な山県市の栗まつりをし、山県市以外にアピールできるのではないかと考えておりますし、財政が厳しいということでございますので、大きな派手な祭りはぼちぼちいいんじゃないかというような声も聞かれております。特に、高山市であります、結構テレビでもやります火祭りでも、今年度を最後に廃止というような話も聞いておりますが、その点はどうか、最後に産業経済部長のほうにお答えを願いたいと思います。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

議員が申されますように、大変厳しい財政状況でございます。来年度以降におきましても、各種団体からなります山県市の祭り実行委員会におきまして、また、市民の皆様の見解を取り入れながら、縮小できるものは縮小の検討も図りながら、よりよいイベントが開催できますように努めてまいりますので、どうか御理解のほどお願いいたします。

議長（藤根圓六君） 石神 真君。

2番（石神 真君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、行政改革大綱の集中改革プランについてお聞きします。

このプランのことでありますが、山県市では平成16年6月に山県市行政改革大綱の基本方針と基本目標、それと今後の取り組みなどを策定するとともに、平成16年度から18年度までの3年間を計画期間とする実施計画を策定されました。

また、平成17年12月には行政改革大綱を総務省の指針に沿った形にするるとともに、より市民にわかりやすいものにするため、山県市行政改革大綱及び同実施計画を踏襲し、見直しすることで、第2次山県市行政改革大綱及び平成17年度から平成21年度までを計画期間とした実施計画を策定し、平成18年6月に第1次の改定、平成20年2月に第2次の改定を行い、また、このたび第3次改定版が平成20年9月に策定されました。

特に、三位一体改革以降、地方分権が推し進められている中で地方交付税などが削減され、非常に厳しい財源での行政サービスが求められている昨今であり、山県市の実情に即した行政改革は必要不可欠なものと認識しております。

このたび、この第3次改定版の説明を受け、内容的にはよく精査、検討されたものと受けとっておりますが、実際にどのような目的と、どの範囲において取り組んでいるの

かまだまだわからない人もみえますし、それに、その中身で人件費をどのように見ておられるのかお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

ただいま議員から、先ほどの御説明のとおり、集中改革プランは総務省から示された指針に沿うように、平成16年度に策定した山県市行政改革大綱を修正しつつ踏襲する形で、最小の経費で最大の効果を上げるという基本理念のもとに策定をしたものでございます。その後、実施計画につきましては、社会情勢の変化も踏まえつつ、さらなる行政改革の推進を目指して、実施項目の追加等をしてきております。

まず、策定方針でございますが、その場しのぎ的な歳出抑制ではなく、従来以上に個別の課題に踏み込むとともに、継続的な事務事業及び行政の守備範囲の見直し、事務の効率化等を進めて事業の重点投資化、定員の適正化などにより持続可能なシステムづくりとして行財政構造の質的な転換を目指しております。

推進体制でございますが、市長を本部長として、市の幹部職員で組織いたします山県市行政改革推進本部が中心となって、全庁体制で改革を推進するとともに、市民の代表により構成されます山県市行政改革推進委員会に調査、審議を依頼して助言を得るものとしております。

これまでの主な取り組みでございますが、職員数の削減、公共施設のスリム化や各種イベントの実施方法など事務全般にわたる経常的経費の見直しを行う一方で、受益者負担の適正化などを行ってまいりました。特に、公共施設については廃止や指定管理者制度の導入など、より効率的かつ効果的な管理方法を検討してきているところでございます。

集中改革プラン第3次改訂版の概要について御説明をいたします。

集中改革プランにつきましては、行政がかかわっている業務の直接的、間接的を問わず全項目を対象としており、基本目標は総務省の指針に沿った形とするため、事務事業の再編、整理、廃止、統合や民間委託等の推進、定員管理の適正化、経費節減等の財政効果、行政サービスの向上など12項目に分類をいたしております。

それに対しまして、同実施計画につきましては、部署ごとに実施項目を掲げ、具体的な取り組み内容と実施計画年度を示しており、それぞれ項目別に前年度の実施状況と成果、進捗度や効果額を明らかにするとともに、それを踏まえた次年度の取り組み予定等も示しております。

人件費につきましては、事務事業の見直しや事務の効率化に伴って効果があらわれる

ものと認識していますが、具体的な実施項目や成果等の数値は示しておらず、全庁での定員管理に基づいて適正化を図ってきております。

第3次改訂では、さらなる市民サービスの向上のための自主運行バスの見直し、消防の広域化の検討、市長及び副市長の期末手当の減額、ふるさと応援寄附制度の創設のほか、市民との協働による地域福祉のまちづくりの積極的な支援を新規実施項目として掲げ、公民館の運営管理方法やごみの減量化及びクリーンセンターの受け入れ体制について、よりわかりやすい表記に改めました。

今後につきましても、さらに民間委託等の充実、定員管理の適正化、職員の資質向上と職場の活性化、行政サービスの向上、市民との協働などを最重点項目として取り組み、検証していく考えでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（藤根圓六君） 石神 真君。

2番（石神 真君） それでは、再質問のほうに移らせていただきますが、事務事業等の見直しをいろいろとされておりますが、これらの見直しをだれもがわかりやすい数値であらわしたものはございますか。

また、現在の達成度はどうか。この改革プランを市民の皆さんは評価しているのか。また、この改革プランをどれぐらいの市民が知っているのか、知らないのか。また、知らないとしたら、どのような形でこの取り組みを公表していくのかお答え願いたいと思います。

もう一つとして、定員管理の適正化でございますが、先ほど私が質問した補助金、負担金、交付金の中の答弁にもありましたが、公園の草刈りや芝刈り、樹木の剪定などは職員の方が今進められているように見ておりますが、これは経費の削減に努めているという答えの中に、これは単に職員が多いから業務委託の削減という名目で予算を減らしている形をとっているのではないかと思われる点がございます。また、合併時は職員数が443人ありましたが、第3次改訂版の中と、この12月の広報やまがたの人事行政の運営等の状況についてのところに公表してありましたが、最終的に22年4月1日で364人とし、合併時から計算しますと、トータル69人の削減目標となっております。若干数字が違う点がございましたらお許し願いたいと思います。私の仕入れたデータと市のほうに残っているデータが違ったらお許し願いたいと思いますが、実際、このような山間部地域の多い山県市のような3万人規模の市と、また、岐阜市のような民家の密集した平野部では職員数も大分違うと思っておりますが、いかがなものかお答え願います。

議長（藤根圓六君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

まず初めに、事務事業等の見直しの進捗度をわかりやすく数値でということですが、各部署における実施項目の課題において、それぞれ平成17年度から平成21年度までの5カ年で目標を設定し、6段階で進捗状況をあらわしております。平成19年度までの進捗状況は予定どおり進んでいると評価した取り組みが約53%で、完了している取り組みが25%となっており、おおむね順調に推移しているものと判断をいたしております。

金額で申し上げますと、平成17年度から平成19年度までの効果額の累計は約8億7,500万円で、積極的に経常的経費の見直しと職員の削減を図った成果が数値としてあらわれております。

また、市民の皆様の評価と周知の方法ですが、先ほど申し上げました8名の市民の代表委員で構成をいたします山県市行政改革推進委員会において行政改革の推進に係る重要事項を調査、審議いただくとともに、適正な助言等をいただいております。また、この実施計画の進捗状況等は市のホームページ、また、広報等で速やかに公表し、市民の皆様の声をお聞きする体制を整えております。

今回の第3次の改訂版につきましても、計画の策定、実施、検証、見直し、この4つのサイクルによりまして点検を行い、山県市行政改革推進委員会に諮った上で作成をいたしております。

職員による公園の草刈りや樹木の剪定、あるいは環境パトロールのごみ拾いにつきましては、職員が交代制により行っているものでございまして、現有職員での可能な限りの経費の削減に努めているものでございます。

また、職員数につきましては、合併時の職員数と現在の職員数を比べますと、旧伊自良村の職員数とほぼ同じだけの職員数を削減しており、合併による人件費の削減効果は平成20年度まででおおむね6億2,000万円となっております。職員数につきましては、都市近郊地と山間地域をあわせ持った本市においては、保育園ですとか小中学校が多数設置されていることや、農業や林業施策の実施、過疎地における福祉サービスの実施などにより、人口比較による職員数は他市と比較するとやや多くなっていますが、これは行政効率を都市部と比較しますと低いためでございます。市民に対するこうしたサービスの維持は堅持していかなければならないものと考えております。

なお、市の適正な職員数は、こうしたさまざまな生活環境や人口、面積などの諸要件を勘案して推計することとなりますが、平成20年5月に国の地方公共団体定員管理研究会において、簡単でわかりやすいことを主眼に新たな定員管理指標が策定され、人口、面積などが同規模の他団体と比べてどのような状況にあるか客観的な判断となる数値が

示されております。これによりますと、市の現況にて試算いたしますと、職員数は359人となり、定員適正化計画の数値でございます364人を達成することが職員数の適正化につながるものと考えております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ありがとうございます。再々質問はするつもりはございませんが、福祉はもとより、市民サービスを維持していかなくてはとのことでしたが、今後は職員の資質の向上はもとより、行政サービスの向上とお答えになったあたり、やはり行政はサービス業の一環だと私は思っておりますが、先ほどもありましたように、市長を初め、取り組んでいるということでございましたので、市民の声に耳を傾け一層の努力をしていただくようお願いし、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩をとります。再開は議場の時計で11時20分です。

午前11時06分休憩

午前11時20分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

通告順位3番 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 議長の発言許可をいただきましたので、通告しております各地域におけるイベントに対しての基本的な考えと地域支援について、産業経済部長に質問をいたします。

第2次山県市行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）がありまして、その第3次改訂版によれば、イベントの開催を見直し、ふるさと栗まつり、いじら湖夏まつり、やまがたグリーンフェスタについても再編を検討するとともに、市民が自ら意欲を持って取り組まれる自主的な活動については、その目的、効果を考慮して必要な支援をすると記載されています。

合併の公害、公の害でございますが、地域格差を取りざたされている自治体が多い中で、従来行っておられました各地域でのイベントを是正策として評価をする市民も多い状況でありました。再起できないかと地域間で真剣に検討をされているところであります。

旧伊自良村当時、伊自良湖を観光の拠点と位置づけて、さまざまな整備、振興が傾注

をされて、市民と協働で努力されてきた結果、伊自良湖の名前は広く知られ、他県からも好評をいただいている、そういう実例がございます。

次の5点について質問をいたします。

従来、市のイベントとして規模はさまざまで、いろいろであったと思いますが、3地域で開催されてきたイベントが今年度は市の祭りは1カ所と改められた経緯について。

2つ目、各地域では、住民が何とか活性化していこうと、なくなった祭りの復活に立ち上がろうとしておられます。知恵と工夫で努力しても、助成面で上限50万とした予算面で立ち上がれないところに来ているということも聞いております。自治体の規模、財政規模にも差がある中で、地味でも山県市らしさをアピールできる魅力づくりを検討される声も多くあります。市の財政難を理解しつつも、限られた予算で上手な配分と最も効果的な活用方法について。

3点目ですが、自ら意欲を持って取り組もうとしている団体、グループから、よく金銭面の援助のみではなく、職員の方に企画協議資料作成などの補佐支援協力をしてもらえないだろうかという声も聞きます。市の支援方法として、財政難でもあることから、資金助成以外に人的助成をすることはできないか。

4点目として、市としても重要な観光資源である伊自良湖周辺の再整備をする検討委員会が立ち上げられ、検討を重ねられてきたところであります。その内容はどのようなものなのか。

5つ目、ことし5月に平井坂トンネルが開通したことで、山県市内循環が容易になった。地域単位だけのイベントではなく、各地区の祭りを基準に市全体に満喫できるような広域計画について。

以上、この5つを質問いたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えします。

イベントは人々の生活に非日常的な楽しさと参加する喜びを与える場を創出すると同時に、消費拡大などの効果をもたらすものと期待されており、地域のPRや活性化のための重要な施策と考えております。

まず、最初のイベントの一本化についてでございますが、合併から6年が経過し、市民の交流についても旧町村の枠を超えて盛んになり、山県市は1つであるという観点から、財政的には効率化と合理化等の理由によりまして、ふるさと栗まつりを当市のイベントと位置づけ一本化を行いました。

3地域の持ち回り案なども1つの選択肢として検討をいただきましたけど、イベント

の会場、駐車場、道路事情、地理的要件等を勘察した結果、その中で四国山香りの森公園が多くの皆さんに集まっていたり場所としては最適であるとの結論でございました。

また、ふるさと栗まつりは知名度も高く、中学生のボランティアを初め、多くの協力団体の皆さんに参加いただき開催をしていることなども考慮をした上でございます。

2点目、3点目の地域イベントの支援と人的の支援でございますが、厳しい財政状況であってもイベントを開催し、地域活性化のために汗を流す地域や各種団体を支援するため、今年度からイベント等の補助金制度を創設して地域のイベントを支援しております。

今後、地域の活性化には地域の皆さん自身が参加していただき、意欲を持って取り組まれることが肝要であると考えております。そうした取り組みを持続して、各地域が持つ特色や魅力を十分にアピールできるイベントが開催していただけるよう企画の相談なども含め、市としましても支援していきたいと考えております。

次に、4点目の伊自良湖周辺検討委員会の内容でございますが、伊自良湖、キャンプ場、釜ヶ谷までを含めまして活性化を図るために、平成18年10月に発足いたしました。この委員会は自治会、地元の施設関係者、観光協会、商工会、生産森林組合の代表、市議会議員、そして公募者の15名ほどで、今日まで3回開催いたしました。そして検討をしてきました。その委員会の中では、人を呼べる施設の整備、危険箇所の修繕、花飾りなどの景観美化など、いろいろな意見が出されました。具体的には、伊自良村当時からございますキャラクターなっちゃんくんの活用、遊歩道の整備、あぜくらの家の跡地の活用など、意見提言がありました。こうした中で、案内板の設置、キャラクター入りのパンフレット作成、伊自良湖のボートの更新をしたり、ボランティアによる釜ヶ谷の登山道の整備などを実施しました。このようなものが検討委員会での内容でございます。

5点目の平井坂トンネルの開通に伴います市内循環型の企画等につきましては、現状においては具体的には考えはございませんが、広域的な視点での研究はしてまいります。来年度以降におきましても、各種団体の代表者からなりますまつり実行委員会や市民の皆様の見解をお聞きしながら、期待にこたえられるよう努めてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解のほどお願いいたします。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 答弁では、合併6年目にして見直した結果、一本化となりました。その結果、財政面では相当削減をされているということですが、市民にはこうした内容がよく知らされていないゆえに、理解されず、不満となることも心配をしております。

先ほどのお話で、イベントは人々の生活に非日常的な楽しさと参加する喜びを与える場を創出すると同時に消費拡大などの効果をもたらすものとされている、こういうことが基本で考えられているようでございますが、そろそろ山縣市らしさを基本理念に長期的に祭りのあり方を見直す必要があると考えますが、市の考えはどうでしょうか。

ちょっとこのパネルを見てください。

これは、毎週日曜日、午後6時半から40年近く続いているアニメ「サザエさん」という放送でございますが、この10月から12月の3カ月間、テーマ音楽が流れるときにというのが映し出されるわけですね。これはどうして選ばれたのかというのを調べましたら、県の観光課のほうに話があって、県下で26カ所推薦をされた。フジテレビのほうで、その中で4カ所を選定し、その中に伊自良の連柿が取り上げられているわけです。これは、サザエさんが全国有名箇所を旅するというストーリーの中の干しガキを見学に来たということであります。こういう、地味でもいいんです。長く続けて、そして皆さんに認められるというようなことでの山縣市のアピール、山縣市らしさというものが必要ではないかということをおもうわけです。

山縣市には非常にいい箇所が何カ所かある。ことし発足された山縣市の「よさ」を見つけるといふ会がありますが、若い方が相当参加して、毎回盛況の内容であります。そういうことも含めて、歴史、文化や観光、産業、地域の伝統、特性を磨くような山縣市らしさとしての一層の付加価値をつけていくことが重要ではないかと思っております。

よって、次の3点について質問します。

昨年度、3会場で開催をされたそれぞれの費用及び今年度開催された栗まつりの費用を示してください。

2つ目に、異常な経済、景気の悪化で本市もますます厳しい財政状況に入る状況であります。従来型の祭りのあり方を見直す考えがあるでしょうか。山縣市が力を入れている最大のイベント、栗まつりにおいても、多くの方が栗まつりだけに山縣市を訪れるのではなく、いかに山縣市全域に再度訪れてもらうことができるか、そんな配慮が必要になってくるのではないかと思っております。具体的な考えがあったらお聞かせください。

3つ目、大変厳しい社会情勢であるからこそ地域を衰退させてはならないと、伊自良地域では各自治会も入って、若者が永住してくれる地域にしたいと、イベント事業に積極的に支援参加策として各戸300円拠出案を真剣に検討されているところであります。先ほど、市民が自ら意欲を持って取り組もうとしている、その自主的な活動には必要な支援をしていくと言われておりますが、今、考えておられるのは、地域ぐるみで取り組も

うという規模の大きい考えでありますから、一層の拡大をすべきと考えますが、市の考えを示していただきたい。

以上、3点再質問いたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

昨年度、山県市のまつり実行委員会の主催で行いました3つのイベントにつきまして、6月3日のやまがたグリーンフェスタをグリーンプラザ・みやまコテージ村で行いまして、市の負担は322万6,000円でございます。同じく8月5日日曜日、いじら湖夏まつりを伊自良湖で行いました。このときの市の負担は347万9,000円でございます。また、同年10月7日、ふるさと栗まつりを四国山香りの森公園で行いました。この市の負担は1,448万7,000円でございます。3つのイベントの合計額の市の負担分は2,119万2,000円でございます。

そして、今年度、20年度でございますが、10月5日にふるさと栗まつりを四国山香りの森公園で行いました。この負担額が1,398万円になります。3つの19年度で行いましたイベントと対比しますと700万円近い減になっております。これが現状でございます。

そして、2点目の山県市への集客のことについてでございますが、イベントだけではなく季節ごとの観光資源や特産品の情報発信をしていきたいと、このように考えております。先ほど、伊自良の連柿の話がございましたが、19年度に岐阜県で飛騨・美濃じまんといいまして、地域の宝物、地域の自慢できるものを選出する、そういう企画がございまして、岐阜県を5つの圏域に分けてございますから、山県市は岐阜圏域でいろいろなものを展覧いたしました。その中に、先ほど議員が言われた伊自良大実でつくりました伊自良の干しガキがございまして、1列に3個並べまして、その3個並べた列が10列ございまして、合計30個。これを一連といいまして、これが伊自良地区から平井や長滝地区から、毎年市場に2万連出ているという話でございます。非常に伝統がありまして、技術的にもともと伊自良で独特の手法ではくまれたもので、お正月には縁起物と。私ども、いろいろ産業振興課の中でも、この伊自良連柿は非常に地域に密着したもので、今、地域で30世帯ぐらいの方が連柿をつくって出荷されているという話を聞いておりますが、もう高齢化になりまして、担い手で後継者の方が非常に少なくなっていますということですから、何とか地域でこういう高齢者の方の後を引き継ぐような担い手の方を育成してはどうかと、そういうことを盛んに役所の課の中ではいろいろ協議を重ねております。

それで、観光の振興とか、伊自良の伊自良大実という銘柄でつくる干しガキが地域で

ブランド化になりつつある、現実はまだブランド化になっているということでございます。ですから、何とかこういうものをもっともっと支援をしていきたいと。先ほど、宮田議員がおっしゃいましたように、人的な支援もこういうものに関しましてはどんどん進めていきたいと思っておりますし、また、モニターツアー制度と申しまして、山県市の観光のいろんな場所を、市内外の方を募集しまして、バスで1日体験してもらおうというツアーがございます。その中で一番評判がいいのが、やっぱり伊自良の連柿、伊自良の干しガキづくり体験、そして四国山香りの森公園、そしてあと、北山地区にございます舟伏山登山、この舟伏山というのは非常に、私、山県市の中にもこんなに評判がいいかというような場所でございます、標高が1,040メートルほどだと思います。その山に登った方はもう、そのコースが3時間ほどでございますが、1日で日帰りでも本格的な登山体験ができるというのは本当にびっくりするぐらいな場所だと。岐阜市からも近いし、こんな体験ができたのは本当に素晴らしいということで、散策道に生えている草花も非常に素晴らしいと。ですから、私どもも気がつかんモニターツアーのり・ふれっ旬ツアーという企画でやっているツアーでいろんなアンケートとか、そういう情報とか、感想をとったときに、山県市にはまだまだ知名度の低い、皆さんが知らないところが市民から見てもありますから、そういうものは本当に、先ほど言われます人的支援をどんどん進めていきたいと。そして、やっぱり地域でいろんな担い手の方を育成されましたら、その方はどんどん私どものほうと色々なことで協議しながら進めていきたいと、そのように思っております。

そして、3点目の、先ほど宮田議員がおっしゃいました自治会のもとに参加支援費をとすることは、伊自良地区のそういう宮田議員や自治会の方の発想のそういういろんな案だとは思いますが、また詳しいことがもしまとまりましたら、私どものほうにいろいろ、どういう経緯でどういうようなことをということをお願いいただければ、それはどういう対応をさせてもらうかというのは相談させていただきたいと思っておりますけど、触れ合いを深めるために、地域の活性化のためにイベントというのは行うものでございますから、今年度同様、来年度もイベント事業の補助金の中でいろいろまた検討をさせてもらいたいと、そのように思っております。どうか、そういうふうでございますもの、ですから、よろしく願いいたします。

議長（藤根圓六君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） ちょっと私の説明不足かもしれませんが、300円拠出というのは自治体単位ではありません、伊自良地域の自治会連合会でそういう話をされているところですので、規模は大きいということです。

最後に、市長にお尋ねをいたします。

このたび、市長自ら陣頭指揮をされて、市政座談会が市内6カ所で開催をされました。市民がこのことについて、とてもいいことという高い評価をされていますことを、まず御報告をさせていただきます。各会場においても、祭りに関する多くの意見が出されておりました。なくなった地域の思いは大変複雑だと感じました。農協がなくなり、祭りがなくなり、学校までも危ぶまれている地域に若者が魅力を感じるでしょうか。先ほど、伊自良の連柿でも後継者不足という懸念がありますが、やはり市民や若者に夢が語れる山県市になりたいものだと思っております。

伊自良、美山各地においては、地域格差の拡大に強い危機感を持って、関係者は真剣に検討をされているところであります。地域住民は、その危機感を抱く地域の気持ちをはかれる物差しを持った強いリーダーを切望されておりますので、市長の考えをお尋ねし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

宮田議員からいろいろイベントについてお話がございました。そして、まず最初に、去る、実施しました市政座談会については、議員各位には大変お世話になりました、一応予定のとおり終了しまして、地域の皆さん方の御意見をいろいろお聞きして、それを市政に反映していくということでございます。大変意義があったかと思えますし、皆さん方に大変お世話になりましたことについて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

祭りのその方法ということにつきましては、先ほど担当部長からいろいろ御説明なりお話をいたしました。いずれにしても、まつり実行委員会という委員会を立ち上げて、これは各界各層、各地域からもいろいろ委員の方が出ただいておまして、いろんな角度から検討していただいたというのが一つと、もう一つは、非常に地方財政が厳しい時代であるということで、そういうのもかみ合わせまして対応していくということで、いろいろ何回か検討していただきまして、先ほど、担当部長が申し上げましたように、今年度は山県市のふるさと栗まつり、これを市の中心的な祭りととらえるということで出発したということでございます。そのために従来からあったいじら湖夏まつり、あるいは美山のグリーンフェスタ等につきましても何らかの対応をする必要があるということで、そういった若干の助成措置を講じて継続をしていただくというような形で進んできたところでございます。

美山地域におきましては、川祭りといえますか、灯籠まつりといえますか、非常に盛大でございました。私もお邪魔しましたが、1万人以上の人出があったかと思えますし、

それから、今現在進めております谷合のイルミネーション、これも4回目を数えておりますが、ことしあたり、私はずっと参りますと、谷合の中心地が大分当初からは力を入れてみえて、そういったイルミネーションの飾ってみえる戸数が増えてきたなということで、これも活性化につながっているかというふうにも思っております。

何と申しましても、元気な市をつくるということで活性化というのは非常に大切でございますので、そんなことで、伊自良湖につきましても、いじら湖夏まつりは従来、前は花火等もあって大変にぎわったというふうに私は承知しておりますが、そういったことも十分委員の方で加味をしていただきながら進めていただきたいなと思っております。

祭りにつきましては、合併をしまして、そういった統一的な意見が出て、ことしはそういう形で実施したわけでございますが、他市の状況等を聞きましても、美濃市のあかりアートもありますし、本巣市の薄墨桜の祭りもございます。非常にそれぞれ伝統的に進めてみえる祭りがあるわけでございますが、そういった本巣の祭りなんかにしても、音楽家の宗次郎さんというのがオカリナの奏者でございますが、市も相当助成をして進めておられると聞いておりますが、大変厳しいことは聞いております。そういうことで、それぞれの地域で、やっぱり市の祭りとしては伝統的に継続をしていながら絞っていくというのがこれからの趨勢かと思っております。山県市も、ちょうど私が思いますには、香りの森公園というのは市の中心地的なところにもあろうかと思えます。非常に各地から参加していただくのに近いということでございますので、そういったものも加味しながら実行委員会で検討した結果、そんな方向づけがあったということでございまして、それに乗かって、市としましても対応しておるところでございます。

いずれにしても、議員が発言されましたように、地域が非常に寂しくなったという話でございますが、私はそういうことでないように、皆さん方が力を合わせて、各地域で活性化に努めていただきたいなということを切望するわけでございますが、今、その問題、今後の継続等につきましても、いろいろな観点から、ことしも実行委員会でさらに検討を加えていきたいというふうにも思っております。

伊自良湖につきましては、かつて、去年、おととしにかけて全部水を落としていろいろきれいにしまして、水のきれいな中でボートも毎年1そう程度は更新しながら、子供さん等のそういった遊びの場にもなりますし、冬場はワカサギ釣り等もございまして、非常にそういう意味では有名なところになってきたということでございますが、そういうことも、それぞれにその特徴を生かしながら発展策を講じていく必要があるというふうに思っております。

そういうことでございますので、この地域の活性化のために、今後も皆さん方の御意

見を賜りながら、よりよい方法を模索していきたいというふうに思っております。ことしはそういうことで実施しましたが、また実行委員会でいろいろ検討を加えていただきながら、さらによりよい方針が出れば、それに乗っかって、山県市としましてもそういった祭りを継続していくべきだろうと、何か1つぐらいはそういったはっきりした継続性のあるイベントがあって、市の活性につながるものがあるのがよいのではないかと私は思っておりますので、そういうことで今後も続けていきたいということを思っておりますので、それぞれの地域につきましても、またいろいろお話をお聞きしながら、職員もそういうことに参加しながら、いろいろ協力をしていきたいというふうなことも思っておりますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

通告順位4番 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております順に質問をさせていただきます。

初めに、エコライフの取り組みについて、市民環境部長にお伺いをいたします。

地球温暖化防止に対する意識の高まりとともに、多くの取り組みが実施されております。山県市においても、11月1日よりレジ袋の有料化が始まりました。マイバッグ、マイバスケットを持って買い物をする事で、山県市のCO₂、二酸化炭素が年間で190トン削減されるとのことです。私たち一人一人が身近なところから今の生活スタイルを環境に優しいエコライフスタイルに変えていこうと思うことの大きな第1歩がレジ袋の有料化であると思います。

そして、今月1日には、レジ袋有料化全国大会が岐阜県で開催され、先進自治体の富山県と東京都杉並区の事例発表や事業者の取り組みと住民団体の大垣市環境市民会議とあいちごみ仲間ネットワーク会議の取り組み発表があり、住民と事業者と自治体の三者が協力をして、CO₂削減を推進していくことの必要性などをパネルディスカッションで紹介されておりました。

そこで、1点目に、三者の協力で実現されているエコ・アクション・ポイントについてお伺いをいたします。

ことし7月1日から環境省がJCBに委託をし、北海道で開始され、10月15日より全国展開になった事業です。環境省では身近でわかりやすい形で環境問題への取り組みを促し、家庭から排出される温室効果ガスを削減することを目的に省エネ商品やサービスの購入、利用、または省エネ行動に伴い、商品等に交換可能なポイントがたまるエコ

ポイント事業を推進しています。このような事業の取り組みの推進と周知についてお尋ねいたします。

2点目に、キッチンからのエコライフの1つとして、家庭から出る生ごみを段ボールで処理する段ボールコンポストについてお伺いいたします。

段ボールコンポストは、全国各地で普及が進む中、岐阜県内では、昨年6月から大垣市の市民団体、大垣市環境市民会議が取り組みを始められました。150人の市民モニターでスタートした実証実験では、手軽さや安さ、においが少ないことが口コミで話題となり、今や市内外の1,200世帯に利用の輪が広がっています。段ボールコンポストは土壌改良剤のピートモスともみ殻薫炭を入れた段ボール箱を使い、家族4人の3カ月分、およそ60キロの生ごみを分解、堆肥化でき、土に戻すことができる循環型アイテムです。大垣市では、生ごみ減量大作戦と銘打って、市民会議へ事業委託し、指導者育成と利用者拡大を図るため、今年度130万円の予算を組んでいます。

私も使い始めましたが、週2回の燃えるごみ収集日には必ず出していたのですが、生ごみを出さなくなることで、ごみ袋の使用も減りました。また、堆肥は鶏ふん程度の効果があるので花や野菜を育てることができ、完全なリサイクルとなります。山県市の中でも段ボールコンポストを使い始めている方が増えています。本市には生ごみ処理機やコンポスト購入に助成制度があります。この段ボールコンポストも助成の対象に加えていくお考えについてお尋ねします。また、段ボールコンポストでできた堆肥の利用拡大の取り組みへのお考えについてお尋ねします。

3点目に、リサイクル施設についてお伺いいたします。

ごみの分別収集は指定された日程のみの現状ですが、自宅に保管しておくことが困難な方がおられます。常時、資源ごみが出せるエコドームの設置を考えてはと思います。輪之内町や海津市には同じ規模のエコドームがあり、常時、牛乳パックやペットボトル、空き缶、割りばし、新聞紙など、不用品のリサイクルも行っています。エコドームの設置のお考えについてお尋ねをいたします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目のエコ・アクション・ポイント事業の取り組みについてでございますが、この事業は温室効果ガスの排出を抑制するために、消費者による環境負荷の少ない商品、サービスの購入や省エネ行動に対して経済的インセンティブを付与することにより、温室効果ガスの排出抑制を誘導する仕組みでございます。より多くの消費者の参加を得て、温暖化対策型の商品やサービスの購入が省エネ行動として温室効果ガスの削減を促し、

ビジネスとして自立、発展させる事業でございます。

この対象となる商品は、温室効果ガスの削減につながる省エネ緑マークやエコマーク基準の商品で、衣料、食料、住宅から家電製品、自動車に至るまで日常生活を営む上で必要な多くの商品が対象となっております。

また、サービスの参加については、レジ袋を使用しない購買、あるいは環境に配慮した省エネ設備や自然エネルギー利用施設等を導入されている飲食、宿泊施設等を利用するなどの消費者行動が挙げられます。

本市におきましても、手法こそ違いますが、二酸化炭素の削減、ライフスタイルの変革を目的に、市内6事業者の協力により、11月1日よりレジ袋の有料化を実施し、年間レジ袋使用枚数750万枚で、80%の削減で190トンの二酸化炭素排出を削減できるということで、ただいま進めております。

家庭からのCO₂の排出量が増加傾向にある中、ただいま御提言いただきましたエコ・アクション・ポイント事業も温室効果ガスを削減するための大変有効な1つの手段でございます。

この事業につきましては、民間事業者等が多数御参加いただき、自主的に参加する協力体制を必要とする事業でございます。今後、この事業の立ち上げ方や実施内容につきまして、モデル事業や先進地事例等を研究し、関係機関とも連携し、本市として実施可能な方法を調査研究してまいりたいと考えております。

2点目の段ボールコンポストについてでございますが、全国的に広がりを見せております。

この段ボールコンポストは、家庭から出る生ごみをピートモス、もみ殻薫炭の素材とともに段ボールに入れ、その中で減量、堆肥化を行うものでございます。

さて、この段ボールコンポスト購入を現在ある補助制度に加えるということですが、現在ある補助要綱では段ボールコンポストは想定しておらず、コンポスト容器となっております。しかし、段ボールコンポスト購入に補助を行っている自治体があるのも事実でございます。本市といたしましても、先進地の事例を調査研究し、検討してまいりたいと考えております。また、段ボールコンポストで出た堆肥の取り扱いは家庭菜園やプランターなどに利用していただければと考えており、この堆肥の利用拡大までは考えておりません。

3点目の、常時資源ごみを出せるエコドームの設置についてでございますが、幾つかの要件をクリアする必要がございます。要件としては、分別収集のステーションを設けるために場所の確保が必要なこと、また、ごみ出しマナーが決してよいとは言えない現

状では最低1人は待機させることが必要なことなどでございます。

このようなことから、現時点ではエコドームの設置は考えておりませんが、こうした要望も一部にはあることを踏まえ、現在、ごみ減量などを審議いただいている廃棄物減量等推進審議会に諮ってまいりたいと考えております。

つきましては、資源ごみの分別収集は毎月第4日曜に市役所で行っている分別収集、またはPTA等の資源回収を御利用いただきたいと思いますと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 御答弁ありがとうございました。

エコ・アクション・ポイントについては、本市としての実施可能な方法を研究、検討していきたいということですので、この事業の周知とともに進めていただきたいと思います。

段ボールコンポストについては、補助をしている市もあるので、先進地の調査研究をし、検討されるとのことでしたが、どのくらいの期間で結果は出るのでしょうか。

また、エコドームの設置も含めて廃棄物減量等推進審議会に諮っていくとのことでしたが、廃棄物減量等推進審議会の委員構成と審議内容はどのようでしょうか、お伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

1点目の段ボールコンポストの助成制度の実施ができるかというような御質問でございますが、この段ボールコンポストにつきましてもごみの減量化につながることは十分承知しておりますもので、先ほど答弁しました廃棄物減量等推進審議会の中にも御意見を拝聴しながら、できるだけ早い時期に検討していきたいと思っております。

それから、2点目の廃棄物減量等推進審議会の委員構成と内容についてでございますが、委員構成につきましては、市民代表が3名、識見を有する者が3名、事業者が3名、そして廃棄物処理事業者が2名の11人で構成しております。また、審議内容につきましては、平成19年11月に、市長より山県市が行う処理施設の整備に伴い、本市の事情に応じた一般廃棄物の減量、裁量の促進とごみ処理手数料のあり方について、市長より諮問を受けました。これまで4回の審議を重ねました。その中で本市の可燃ごみの水分量が多いといった話が出まして、ごみ処理機や段ボールコンポストの話題も出ました。その中で補助や効果の啓発等を積極的に進めていったらどうかというような要請もございました。

こうしたことから、先ほど答弁しましたように、ごみ減量化、また、ゴミポストの補助につきましても、この審議会の中で十分検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ごみの減量化や段ボールコンポストの補助や効果について、審議会でも話題になっているとのことでした。早い時期に実現できるよう期待をしたいと思います。また、堆肥の活用についても推進を要望とし、次の質問に移ります。

子育て支援について、保健福祉部長にお伺いいたします。

子育て支援として、今まで何回も質問をさせていただいております中で、マタニティマークを駐車場につけていくことが安心・安全につながると要望しておりました。先ごろ、市内の公共施設21カ所にマークが設置されました。子育て支援がまた一步推進し、実現され、子育て世代の皆さんに喜んでいただけるものと思います。

さて、今回は21年度の予算編成をされている中で、4点について質問をいたします。

1点目は、妊婦健診の無料化についてお伺いいたします。

厚生労働省は、妊婦が健診費用を心配せずに、必要な回数、14回程度の妊婦健診を受けられるよう公費負担の拡充をとの方針を出しています。現在、5回分の補助ですが、9回分の上乗せが必要となります。この9回分は国と市が2分の1ずつの負担となるようです。本市として9回分上乗せは実施できるのでしょうか。

2点目は、乳幼児医療費の助成についてお伺いいたします。

乳幼児医療費の助成は、入院費については毎年拡充され、今年度よりは中学3年生まで、義務教育終了までとなりました。けれど、通院費においては、就学前、小学校入学前までとなっております。他市町村では通院費の助成を拡充しているところが多くなっています。今後の本市の拡充のお考えをお尋ねします。

3点目は、ブックスタート事業についてお伺いいたします。

親子の触れ合いと情緒の向上に読み聞かせはとても大切なことです。この事業に関しては何度も質問しておりますが、実施されておられません。本市の読み聞かせの機会は充実してきていると思いますが、県内の他市町村では、42市町村中半数の自治体の実施しております。実施のお考えをお尋ねいたします。

4点目は、病後児保育の実施についてお伺いします。

働く親さんが、長期にわたって仕事を休めないときの支援として、病気回復時期に保育する事業です。本市には整備されておらず、岐阜市に預けられている現状です。本市に設置していく必要があると思いますが、実施のお考えをお尋ねします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

現在、本市では平成17年3月に策定いたしました山縣市次世代育成支援行動計画、やまがたっ子すくすくプランに基づき、一時保育や放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業など、さまざまな子育て支援事業に取り組んでいるところでございます。

さて、1点目の妊婦健診の無料化についてですが、妊婦健診は現在5回及び超音波検査1回を公費で負担しているところでございます。こうした中、平成20年10月30日、政府において生活安心確保対策の中で安心・安全な出産の確保として、妊婦健診の無料化に向けた取り組みが発表されました。具体的な内容としましては、妊婦が健診費用の心配をせずに、必要な回数として14回程度の妊婦健診を無料で受けられるよう公費負担を拡充するとしております。この費用につきましては、地方財政措置がされていない残りの9回分につきましては、平成22年までの間、国庫補助2分の1と地方財政措置2分の1により支援するとしております。

こうした発表を受け、現在、県の医師会、県並び市町村の代表者と協議しており、その結果及び今後国から示される情報を踏まえて検討してまいります。

次に、2点目の乳幼児医療の助成についてですが、現在、乳幼児医療につきましては、県の医療補助制度として小学校就学前までの児童の医療費が無料となっています。また、市単独事業として、平成19年4月1日から小学校修了までの入院費を本年4月1日から義務教育終了までの入院費の無料を実施しております。

外来費の助成年齢の引き上げにつきましては、今後、県並び他市の動向を見ながら医療費の助成について検討していきたいと考えております。

次に、3点目のブックスタート事業についてですが、ことし3月の一般質問においてもお答えさせていただきましたが、この事業は絵本を介して絵本を読む言葉の世界、お母さんと赤ちゃんの声の世界を親子で楽しく心安らぐ時間として過ごせるようにしてもらうことが大切だと考えております。そのため、現在、ゼロ歳児を対象としたミルキーキッズ及び6・7か月健康教育などにおいて、絵本の読み聞かせとともに、絵本の読み聞かせの重要性、進め方、絵本の紹介や選び方などについてお話をしていることから、絵本の無料配布は考えておりません。

次に、4点目の病後児保育についてですが、子育てと就労の両立を支援する観点から、山縣市次世代育成支援行動計画にも掲げています。今年度中にニーズ調査を実施し、今後、具体化に向けて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、妊婦健診については今後の情報を踏まえ検討されるとのことでしたが、9回分の上乗せをされる市の負担分はどのくらいでしょうか。

ブックスタート事業については、親子のきっかけをつくる機会は多く推進されておることは理解しております。出生時には社会福祉協議会より記念樹が贈られています。関係機関との協議もしていただき、推進を要望しておきます。

病後児保育については、年度内に調査し、検討されるとのことでした。利用希望者が多いと判断された場合には、実施時期はいつごろの予定でしょうか、お伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えしたいと思います。

妊婦健診の市の公費負担の概算につきましては、具体的な単価は決まっておりませんが、1人当たりの健診単価を今年度の単価で積算してまいりますと、約260万円程度と思います。

それから、2点目の病後児保育について具体的なめどをとということですが、今年度中にニーズ調査を実施いたしまして、集計まで進めさせていただきたいと思っております。来年度に入りまして、その数字をもとに結果の分析、もしくは具体的な実施方法、内容的には場所とか予算、人の問題なども、中には数的なものも含めて委託することも視野に入れながら、来年度中にはめどをつけてまいりたいというふうに考えております。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 妊婦健診の費用については260万円程度と計算をしておられるということで、このぐらいの費用なら何とかこの本市でも14回が実施できるのではないかとというふうに思います。

また、病後児保育については早期の実施を期待したいと思います。

乳幼児医療費の助成について、他市の状況を見ながら検討するというございまいした。それで、ことし5月現在での県内の42市町村の通院費の助成を見ると、小学校入学前までという自治体が6、小学校4年生までという自治体は1、小学校6年生までという自治体が9、中学3年生までという自治体が25となっており、半数以上の自治体が通院費の助成を中学3年生まで実施しています。このような状況ですが、通院費の助成についての市長の御所見をお伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

子育て支援事業といいますか、これにつきましては国、県も積極的に進めております

し、山口市としましては、この子育て支援につきましては最重要課題の1つとしてとらえ、積極的に取り組んでいるところでございます。今、議員御指摘のありました乳幼児の医療費の助成につきましては、ことしの4月から義務教育終了までそういった入院費用を見るということで踏み切ってきておるわけですが、今、御発言のありましたような外来費の助成制度の引き上げといいますが、そういうものにつきましても、他市の状況等も十分検討してまいりますし、他市も、私も大分日を追って充実を図られてきておるということは認識しておりますので、その辺も考慮しながら外来費の助成制度の年齢の引き上げにつきましても、今後、県もですが、他市の状況を見ながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 財政的にも非常に厳しいという点では理解をしておりますが、少しずつでも学年齢を上げていくということが大切ではないかというふうに思いますので、要望をして、次の質問に移りたいと思います。

次に、中小・小規模企業への支援について、産業経済部長にお伺いいたします。

アメリカ発の金融危機の影響で、年末に向けて中小企業の資金繰りは大変厳しい状況にあります。中小企業は全国で420万社あり、日本の企業の99%、従業員の7割を占めている状況です。このたび、中小・小規模企業の資金繰りを支援するため、緊急保証やセーフティネット貸し付けによる緊急支援が30兆円に拡大することになり、信用保証協会が100%保証する緊急保証制度が10月31日からスタートしました。

制度の対象となる業種は、公明党の強い主張により、従来の185業種から618業種までに大幅に拡充しました。さらに対象となる業種が拡大される見込みで、今現在では698業種になっています。

対象企業の制度利用要件としては、1、対象となる事業を営んでいる、2、売上げが昨年よりも減少している、この2点で、売上げ減少率も5%から3%へ緩和されました。保証額は一般保証とは別枠で、無担保で8,000万円、有担保で2億円まで利用可能となり、財務内容にもよりますが、最大5億6,000万円まで利用可能となりました。

制度の利用手続は主たる事業所がある市区町村の窓口にて認定申請書を提出し、対象業種に該当するかの認定を受け、保証申し込み書類一式と決算書などを添付します。11月26日での利用状況は2万2,000件、5,500億円となっております。本市における利用状況はどのようでしょうか、お伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘の原材料価格高騰対応等緊急保証制度につきましては、業種によって原材料や仕入れ価格等の高騰により経営環境が悪化し、必要な事業資金の調達に支障を来している中小・小規模事業者の方々に対しまして、その事業資金を供給するために設けられた全国一律の制度でございます。現在、698業種がその対象になっております。

平成20年8月29日に政府・与党が決定しました安心実現のための緊急総合対策におきまして、平成22年3月31日までの時限措置として、この10月31日より開始されました。

この保証制度は、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で行う保証で、金融機関等が融資を拒否することがないように責任共有制度の対象外となっており、信用保証協会が100%保証し、保証期間は10年以内となっております。

本市の利用状況としましては、12月16日現在、昨日のデータでございますが、売上高減少で44件、利益率の減少で12件の合計56件が認定をいたしております。この認定事務の流れにつきましては、事業者の方々から認定申請書を本市に提出していただきまして、認定要件に該当するか否かを確認し、認定要領に基づいて実施しております。

この事務の実施に当たりましては、認定書が事業者の方に速やかに交付できるよう努めておりますから、どうか御理解のほど、お願いいたします。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、利用状況を教えていただきましたが、私が最初に通告を出したときよりも、きょうまでにすごく増えているという状況です。そこで、認定事務は本庁舎のみで行われているかと思いますが、支所及び商工会等での取り扱いはできないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 再質問にお答えいたします。

認定申請書の提出に関しましては、提出先は山県市役所の産業振興課の窓口でございますが、提出に関しますいろいろな事務の書き方、協議等は市内の各金融機関、そして商工会の本部、商工会の美山支所、この箇所では私どもと担当のほうで協議済みでございますから、提出に当たりましての書類の書き方、また説明はすべてそちらのほうで対応できますから、協議をされましたら提出先は山県市役所の産業振興課の窓口に出していただきますようお願いいたします。

ちなみに、このセーフネット関連の保証制度は平成22年3月までが期限でございます。まだ1年と3カ月ほどございますから、事業者の方で御希望される方は提出していただきますようお願いいたします。早期にできる限り対応させていただきます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございます。事業者の方々への迅速な支援を要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上で尾関律子君の一般質問は終わります。

議場の時計で1時15分まで休憩といたします。

午後0時26分休憩

午後1時15分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位5番 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 質問のお許しをいただきましたので、通告書に沿いまして御質問をさせていただきます。

まず、第1に、山県市が目指すまちづくりの進捗状況について、基盤整備部長にお尋ねをいたします。

市は、平成18年3月に、各戸に山県市の都市計画マスタープランというのを配布していると思います。これによりますと、おおむね20年先の山県市のあるべき姿というものを考えて、そして山県市のまちづくりのビジョンを示していると私はとらえています。

まちづくりの基本方針として3つの大きな柱立てがされて、さらに分野別のまちづくり方針と、地域別のまちづくりの構想がかなり具体的にあらわされていると思います。中でも、地域別のまちづくりの中では、高富南・北、伊自良南・北、美山南・北と、こういう順序で山県市を6つの地域に分けて、その地域の自然、あるいは文化、歴史を踏まえてまちづくりがデザイン化されております。

私もいろいろ全国的なまちづくりのうまく進んでいる事例とか、あるいは方法について調べながら、山県市のこのマスタープランと比較してみましたけれども、このマスタープランというのはよく検討されていると思って評価をするものです。

まちづくりの基本というのは幾つか挙げられておりますけど、簡単に言えば、その地域が持っている教育とか産業とか、あるいは伝統的なもの、歴史的なものを踏まえて地域社会をベースにある程度時間をかけながらつくり上げていくもの、練り上げていくものということが第一義だと言われております。地域に根差して、地域らしさ、それからオリジナリティーというものが大切にされるのがまちづくりだというふうに考えることができるかと思っております。

まちづくりが直ちに成果となってあらわれるものでないということはよく承知しておりますけれども、こういったものを市民に示して、3年弱経過しておりますけど、この間、こういった取り組みをされてきたのか、全国的な事例で見ますと、往々にしてこういった計画まではされているんだけど、計画倒れになったり、ビジョン倒れになったりしやすいのが、また、まちづくりの特性といえますか、特質だと言われております。全国的な自治体の例なんかを見ましても、途中で消えてなくなっていると、計画倒れになったという事例もあるわけでございます。したがって、山県市としては、短い期間かもしれませんが、やはり具体的、着実な取り組みをなされなければビジョン倒れになるわけでございますので、これまでどんな具体的で着実な取り組みをなされたのか、この具体について、基盤整備部長にお伺いをしたいと思います。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

都市計画マスタープランは、町村合併の平成15年度から平成17年度までの3カ年をかけて策定をいたしました。策定に当たっては、上位計画の山県市第1次総合計画を基本として、アンケート調査、聞き取り調査、ワークショップなどを行っております。特にワークショップにつきましては、高富地域14名、伊自良地域8名、美山地域12名、山県高校生5名の合計39名の住民の方々に、各種調査をもとに検討をしていただきました。

マスタープランの重要施策につきましては、短期、中期、長期の目標を掲げ実施しております。主立った施策の進捗状況につきましては、交通の利便性と快適性の向上の一環として、東海環状自動車道の早期完成を国、県に要望しており、現在の進捗状況は東深瀬地区において用地幅ぐいの設置が完了し、西深瀬地区については予備設計が実施をされております。国道256号高富バイパス、国道418号、主要地方道関本巢線など幹線道路については、順次工事が実施をされております。また、主要地方道岐阜・美山線は、平井坂トンネルの完成によりまして、本年5月18日全線開通となり、鳥羽川サイクリングロードにつきましても本年度完成予定となっております。

林道関ヶ原八幡線美山区間につきましては、緑資源機構の廃止に伴い事業は中止となっておりますが、岐阜県が事業を継承し、現在計画の見直しを実施しております。

次に、居住環境の充実の一環としましては、平成15年度から平成29年度までの3期15年計画で、高富・富岡校区を対象とした公共下水道事業に着手をし、平成19年度には第1期整備区域が完成し、平成20年4月から部分供用を開始しております。現在は平成29年度の事業完成を目指し、第2期整備区域の整備を進めております。公共下水道事業計画のない地区につきましては、合併浄化槽設置補助を実施しております。

鳥羽川改修につきましては、本年度、新川橋かけかえに伴う仮橋の工事を行う段階となり、今後、新川橋のかけかえ等、順次工事を進め、平成23年度までには三田又川の切りかえまで実施してもらう予定となっております。

その他、砂防、治山事業などは県に対して強く要望し、早期完成を目指しております。

また、災害に強いまちづくりを進めるため、平成16年度に土砂災害ハザードマップ、平成19年度に地震防災マップを作成し、危険箇所の把握周知、自主防災組織の強化活性化等、ソフト面を含めた総合的な防災対策を進めております。

次に、にぎわいと活力のある空間の形成の一環としまして、本年度から山縣市企業立地促進条例を施行し、市内全域において企業立地を促進するため必要な措置を講じ、産業の振興に取り組んでおります。

また、地域資源PR事業として、各種史跡や施設をパンフレットに掲載し、県内外各地で行われる物産展に特産品の出展を行うとともに、市内外から参加者を募集して、観光名所めぐりやクリ拾い、連柿づくり、カモハムづくりなどを実際に体験できるり・ふれっ旬バスツアーなどの方法でPRを行っております。

次に、計画的な拠点づくりと都市型土地利用の一環としまして、平成18年度に文化の里と図書館を結ぶ花咲き橋が完成し、古田紹欽記念館、花咲きホール、図書館等の利便性が進み、文化の発信拠点とするとともに、市の西の玄関口としての特性を考慮し、地元産品の販売を含めて地域のPRを行う集客・交流拠点として、てんこもり農産物直売所の整備を行いました。

また、青波保育園の廃止に伴い、青波福祉プラザとして市の福祉事業全般の発信拠点として活用をしております。

次に、身近な自然の保全と活用の一環としましては、広葉樹の植栽を行う水源の森づくり事業、作業道の整備を行う森林の安全管理事業など、地域の自然素材を生かした事業を中期計画として実施しております。

次に、地域コミュニティの育成の一環事業としましては、公共施設の地域管理について、山縣市まち美化パートナー制度実施要綱により、現在、4団体258人の住民の方々に地域の清掃などの事業を行っていただいております。

以上のように、山縣市第1次総合計画及び都市計画マスタープランをもとに、各地域の特色を生かしながら事業を行っているところでございます。

今後におきましても、よりよいまちづくりを目指し、各種事業を推進してまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 今、お聞きしましたけれども、大変盛りだくさんでございまして、かなり時間もかかる内容だと思えますが、内容的に言うと、行政がイニシアチブをとって進めるという形になっております。まちづくりの基本としては、いかに住民とタイアップして進めていくかというところが大事でございまして、その辺の考え方を少し、それから今、お話を聞くと、短期のものは何か重点化されてやる計画があるかどうかということについて、ちょっと再質問させていただきます。

議長（藤根圓六君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

今の御質問ですと、行政主導型でこのまちづくりが行われており、もう少し住民とタイアップをとって行ってはどうかというような御質問だったかと思いますが、その件につきましては、まだ、先ほど申し上げましたけれども、この計画をつくる時に特に重要視したのは、ワークショップといたしまして、住民の方々の参加を得てこのプランを策定いたしております。そういう点から、住民とタイアップをするということを考慮しておりますが、形で申し上げますとなかなか難しい点があるわけでございますけれども、先ほど申しました中で、一番最後に申しました山県市まち美化パートナー制度、こういったものにつきましては、住民の方々が主となりまして、いろんな事業に協力をいただいております。そういった点で、また、今後におきましても、こういったものを住民の方々と連携を密にしまして、タイアップをしてこのまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

それと、この計画というのは、先ほど議員が申されましたように、平成17年度から平成36年度までの20年間のプランでございます。それを短期、中期、長期、この3つに分けて実施時期を定めておるといようなことでございます。短期につきましては、おおむね5年以内に着手、中期につきましては、おおむね10年以内に着手、長期につきましては着手時期は未定といようなことになっておりますけれども、現在は主におおむね5年以内の短期、こういったものに取り組んでおりまして、おおむね計画を上げておるものにつきましては何らかの形で取り組みがされておるものと思っておりますが、今後におきましては、中期、長期、こういったものにつきましてもいろいろな方面からよりよいまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） ちょっと私の構想している、考えているまちづくとは方向が若干

違うのかなという思いはしないでもないわけですが、ぜひ、今、短期、中期、長期ということで計画されていることについて着実に取り組みをしていただきたいと思います。

次に、2つ目の質問で、まちづくりが山根市の総合的な施策として位置づいているかということについて、副市長にお伺いをしたいと思います。

まちづくりの基本目標というのは、いろいろあるかと思いますが、集約して言えば、だれもが安心して住み続けられる持続可能な地域社会を形成することということになるかと思います。そういった基本目標を踏まえて、この都市計画マスタープランというのは作成されていると、私は読んでおります。したがって、そのマスタープランの中に目標人口というのが定められております。現状の維持を目指すもの、約3万人設定するとうたわれています。少子高齢化の時代にあって難しさも伴う設定であるということも言えますけれども、しかし、地域別のまちづくり構想、掲げられている内容に即して言えば、この高富、伊自良、美山の地域がそれぞれバランスよく発展していけば可能な数字だと思いますし、また、市民もそれを期待していると思います。

そこで、伊自良南地域のまちづくりをちょっと読んでみますと、健やかでたくましい暮らしと豊かな文化をはぐくむまちづくりというふうにあります。さらに、生活の拠点づくりにおいては、大門地区ときちんと銘打って、美山においては富永、西武芸地区、それから谷合地区の公共サービスの機能の維持向上と、それから計画的な宅地化誘導ということがきちんとうたわれております。

そこで、現実の市政がそういった描かれたまちづくりの方向で流れているかどうかということになりますと、ちょっと逆の流れになっているということはないかなというところもしております。

特に、伊自良地区では、昨年8月と10月に新聞報道がされました。そのコピーを持ってきておりますけれども、伊自良中学校と高富中学校を統廃合する。その報道がされて以後、私は何人かの住民の方にお話を聞いたのでございますけど、仲よくしているお友達が伊自良へ行き来している間に、伊自良は自然がいっぱいだしいいところだから、何とか土地を探して移住したいなという話が出て、そして土地も何回も来て、見て、大体決まっていた。けども、この新聞報道を見て、奥さんがちょっと中学校がなくなるというのは不安だから見合わせるということになったが、現実はどうなっていますかというお話がありました。

大門地区で本当にあった、3世帯にあったお話ですけど、1世帯は5年ほど前に移住してきた方なんですけど、あのお二方は前から伊自良に住んでいらっしゃった方。し

かし、仕事の関係等でお子さんが岐阜市に住んでいらっしゃる。しかし、子供が1軒は1年生だった上の子が、もう1人は2年生だったと。この小学校に通っているんですよということまでおっしゃいましたけれども、人のつき合いも大事になってくるし、自然環境のいいところで子供たちを育てたいということで、地元へ帰ってくるという話になっていた。けれども、これもこの新聞報道をされてから、中学校がなくなるんだったら、ちょっと心配だからということでやめになっているということをおじいちゃんがおっしゃってみえました。どうなっておるんやなど。私は、若い人たちは、お子さんを持ったら、やっぱり小学校が近くにあるとか、中学校が近くにあるということは非常に安心感を持って育てられる。けれども中学校がなくなるということは心理的に不安感があるというのは自然な状況ではないかなと思います。

また、最近のアンケート調査、11月の調査なんですけれども、世帯に対してアンケート調査をやりました。設問の中に伊自良中学校がなくなることに困るというような設問がありまして、その調査結果が最近はっきり出ました。世帯数でいうと7割が困る、反対と。中には鉛筆で絶対反対と書き直して提出されたものも何枚かあったよという話を聞きました。その7割の反対の第1理由は何かと言いますと、中学校がなくなることは伊自良の過疎化につながるんだと、そういう要因で困るという人が一番ありましたということ聞いております。

私は、こういったもので魅力あるまちづくりというものを1つ市として上げながら、一方で過疎化になっていくような心配のあるようなことを出してくるということは、住民にとっては矛盾を感じることではないでしょうか。

私は、いろいろまちづくりの全国的な事例を調べてみますと、うまくまちづくりが進んだ、そのもとは住民と行政のパートナーシップの強さだと、ちゃんと書いてあるんですね。しかも、そういった行政と住民の意思疎通が不十分なところでまちづくりが進んだ例は皆無だと書いてあるんです。これ、まちづくりの教科書に書いてあるんですよ、『まちづくり教科書』という本にきちんと書いてあります。やっぱり信頼関係が非常にまちづくりにとってはベースになるということなんです。

そこで、私は、このまちづくりを本当に進めるに当たって、市としてはやはり一貫した理念が必要だと思います。だって、人口が減っていけば、この山県市の存続そのものも危ぶまれていくわけですから、3万人というものを少なくとも目標にしていく以上は、まちづくりは極めて大事だと、そこで各課、教育委員会も含めてですよ。各課が一丸となってまちづくりに取り組む、協働してまちづくりに取り組むという総合政策がどうしても必要だというふうに思っております。そして、政策としては一貫したものを市民に

示して、官民一体となってやりましょうというところがないと、私はここに描いたまちづくりというのはビジョン倒れに陥るのではないかなと思います。

そこで、市を挙げてまちづくりを総合的に取り組む、そういう意気込みについて、さらには住民と一体になって、期待感と安心感を持って住民が意欲的にまちづくりに参画してくれる、そういう意欲化について、お考えを副市長にお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えします。

よりよいまちづくりの推進、実現に当たりましては、市民の皆さんや各種団体などの主体的な活動が不可欠でありますので、さまざまな事業の共有化に努めまして、さらには、互いに協力し、知恵を出し合う協働の視点を持って取り組むことが重要であると考えております。

山口市が誕生いたしました6年目に入っておりますが、合併に際しましては、新しいまちづくりの基本方針であります新市まちづくり計画を策定しております。この計画は合併後の3町村の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すもので、平成15年度から24年度までの10年間を計画期間とし、これまで、この計画に基づきまして、各種事業の推進を図ってきたところでございます。

平成16年度に策定いたしました第1次山口市総合計画は、山口市の最初の総合計画として、ただいま申し上げました新市まちづくり計画の考え方や方針を踏まえまして、平成17年度から26年度までの10年間のまちづくりの将来像や重点的な施策及び分野別の施策を明らかにした基本構想と、それを受けまして、平成17年度から21年度までと、平成22年度から26年度までの前期、後期の2期に分けて基本的な施策を分野別に体系化した基本計画を策定することとしております。

計画の実施に当たりましては、基本構想に挙げてあります健やかで安らかなまちづくり、便利で快適なまちづくり、豊かで美しい自然を守るまちづくり、活力あふれる産業のまちづくり、豊かな心と文化をはぐくむまちづくり、美しい未来をつくるまちづくりの6つの柱に基づきまして、市民の皆さんに安心して暮らしていただけるよう住みよいまちづくり、よりよい地域づくりに向け、毎年、各種の事業を展開してまいりました。

来年度は、後期基本計画を策定する予定でございますが、前期の基本計画の内容及び実施状況を踏まえまして、市民の皆さんの声をお聞きしながら、計画づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成17年度に策定いたしました都市計画マスタープランにつきましては、先ほど基盤整備部長の答弁のとおりでございますが、議員御発言のとおり、山口市を6つの

地域に分け、それぞれの地域で実施する主な施策につきまして、各地域の特色を生かし、また、地域の皆さんの御協力をいただきながら事業を実施しておりまして、ここに掲げてあります事業項目につきましても、ほとんどの事業を着手あるいは事業完了しておりまして、不平等やアンバランスにならないよう努力しているところでございます。

今後、新市まちづくり計画、都市計画マスタープラン、地域福祉計画などのあらゆる計画とリンクしながら、地域の実情や特色を生かしたまちづくり、地域活性化のために一層努力してまいりたいと考えております。

また、御発言の各課が一丸となって取り組むことが必要であるとの御意見についてでございますが、各課の一つ一つの事業そのものがまちづくりの根幹であることは申し上げるまでもございません。現在も他の課との横断的な取り組みや調整が必要な案件につきましては、各種プロジェクトチームを立ち上げ、進めているところでございます。

そしてまた、住民の皆様に首尾一貫した政策を提示してまちづくりを進めるようにとの御意見につきましては、今までもその理念で取り組んでまいりましたし、これからもいささか変わるものではございません。

現在、日本はもとより世界的に目まぐるしい社会情勢の変化が起きておりまして、先行き不透明な状況が今後も続くと思われませんが、まちづくりは総合的な施策として位置づけまして、山県市総合計画に掲げてありますまちづくりの基本理念、安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりに向けて、市民の皆さんとともに計画の実現、推進に一層努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 例えば、今、御返事いただいた内容でいいますと、人口問題というものをどういうふうに踏まえていらっしゃるのかなということをやちょっと心配するわけですね。まちづくりは、この人づくりと非常に重なる、一貫性のあるものということで、このまちづくりを進めていくことによって、人口が増加したり、安定的なところへ来るといふふうに言われております。実際にそういう自治体も多いわけでございます。そうすると、今の現状でいいますと、3万人を目標にして進めていく中で、現実的には月に30人強、減っているわけです。そうすると、どうですか、来年の、21年の末になりますと3万人切ってくるというような状況が生まれるわけですね。そういう中で、もう少しまちづくりというものに対する重要性というのを認識して、目標人口に到達できるように施策を推進していくということは非常に大事なことだと思います。

20年度の予算を見ましても、このマスタープランに掲げてある内容に即して確かに予

算化してあるなということは、私には見えてこない。

それから、もう一つ、まちづくりとして大事だと言われているのは、別に私、行政だけが責任あるということではありません。市民も巻き込んでやるのがまちづくりの基本ですので、もう一つ大事なところが抜けているのは、最初は専門家が入ってこれをつくっておるんですね、専門家も入れて。ところが、プロセスの中に専門家が入っていないわけです。今、まちづくりの基本として大事にされているのは、うまくいっているのは、プロセスのプログラム化ということが言われておるんです。だから、改編しながら、ここはもう一回プログラムを組み直そうかというのを行政と市民と専門を入れた中で話し合っって進んでいかないと、まちづくりはプランどおりになりますよということがはっきりしているわけですから。ぜひ、その辺の住民を巻き込んで、私、人材は豊富にあると思っています。向こうを向いている人もこっちを向かせれば、かなり先ほどおっしゃった知恵も出てくるというふうに見ておりますので、ぜひ、これを総合的に位置づけて、もっと深く位置づけて、住民を巻き込みながらそれぞれ地域のまちづくりを、むしろ住民がリーダーシップをとらせるようにして進めていくということが非常に大事ではないかと思えます。

その点について、副市長にもう一度お尋ねをしたいと思えます。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再質問にお答えします。

先ほど私が答弁いたしましたけれども、少し聞いていただけなかったような部分もございまして、もう一度申し上げますけれども、来年度、総合計画の後期基本計画を策定する予定なんですね。先ほど申し上げましたが、前期の基本計画の内容及び実施状況を踏まえまして、そしてまた市民の皆さんにもお聞きしながら計画づくりに取り組んでいくということでございまして、今、議員御発言のとおり、時代に合ったものを見直しながら、市民とともにやっていきなさいよという御意見でございましたが、まさに私はそのようにお答えしておるわけでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

2点目の人口問題でございまして、議員の御発言のとおりでございまして、私、ちょっと調査しましたけれども、平成15年度の人口は住基人口で3万1,694人でございまして、平成20年を見ますと、3万521人でございます。これで20年と15年と比較しますと1,173人減少しておりまして、これはパーセントで言いますと3.7%でございまして、これを地域別に見ますと、伊自良地域が68人の減少で1.9%、高富地域では302人減少の1.6%、美山地域では803人の減少で8.9%でございまして、全体で申し上げましたのは、先ほど申し上げました1,173人の減少で3.7%でございまして、

この中を見てもみますと、伊自良の地区で特に申し上げますと、68人の減少でございますが、この中で掛は8名の増加、そして大森では10名増加しております。藤倉では25名増加しております、トータルしましてマイナス68でございますが、地域によってはこうした増加になっている地域もございまして、こうした背景もございまして、この辺も後期計画の中に取り入れながら、またその施策を展開していきたいというふうに思っておりますし、市民を巻き込んで行っていかなければならないということも当然、私のほうも認識しておりますので、そうした背景をあらゆる角度から調査し、研究しながら、市民の意見を聞きながら、不平等とか、そういう声が出ないように頑張っていきたいと思っておりますので、議員もこうした背景を十分研究していらっしゃいますので、また御意見をちょうだいしながら、さらには現在ある短期的な事業につきましても進めますし、先ほど申し上げましたけれども、いろんな計画をリンクしながら中長期に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 人口が減少していくということは、なかなか活性化が難しいわけでございますので、これに危機意識を持っていただきまして、この山県市が持続可能性を持った活力ある安心できるまちづくりになっていくように御尽力いただきたいと思っておりますし、私たちもその方向で頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

通告順位6番 谷村松男君。

8番（谷村松男君） 発言のお許しをいただきましたので、ただいまより太陽光発電設置助成について、産業経済部長にお尋ねします。

地球温暖化問題が国際的に大きく取り上げられましたのは、今から23年前の1985年にオーストリアのフィラハで地球温暖化を議題とし、科学者や政策担当者が一堂に会したときが最初と言われております。1988年には、G7サミットで気候変動問題が国際政治の課題として取り上げられ、1990年代になると各国が条約に基づいて地球温暖化問題の解決に向けて協力して取り組むことになりました気候変動枠組条約、先進国の温室効果ガスの削減目標を掲げた京都議定書が実現いたしました。また、ことし開催されました北海道洞爺湖サミットでも、この地球温暖化問題が検討されたところであります。

地球温暖化は科学者の予想をはるかに超えるスピードで進んでおります。このまま進めば、気温が上昇し、動植物の生存域が変わってまいりますし、海水面の上昇により高波の発生がしやすくなります。また、異常気象による干ばつの被害や集中豪雨による災

害が発生するなど、私たちの生活に変化をもたらす、支障を来すこととなります。温室効果ガスには水蒸気、二酸化炭素、メタン、フロン等がありますが、その主役は何といえども二酸化炭素であり、CO₂の削減は避けて通ることはできません。

ことし10月19日の新聞報道によりますと、経済産業省は、地球温暖化防止の観点から、家庭用の太陽光発電の導入を支援する制度を本年度から始めることにいたしました。そこで、政府は7月に低炭素社会づくり行動計画で太陽光発電量を平成32年までの12年間に10倍に増やす、こうした目標を閣議決定し、目標達成に向けて補助金制度を復活させ、太陽光発電設備の設置者に対し、出力1キロワット当たり7万円の補助をすることにいたしました。

また、資源エネルギー庁の調べによりますと、現在、独自の補助制度を実施している自治体、これは全国で12府県、284市町村あり、国と市町村の重複利用が認められていますので、設置費の3分の1近くを補助金で賄える住民も出てくる見込み、こんなことも新聞に報じられています。

ぜひ、山県市も思い切った助成制度を制定し、クリーンな電力の使用を強力に推進し、山県市のシンボルとしての太陽光発電のまち、オールソーラーのまち、こんな宣言をしてはどうかと思います。

住宅用太陽光発電は、御案内のとおり、太陽光を電気エネルギーに変える太陽電池を屋根に設置し発電するシステムで、地球温暖化をもたらすCO₂や騒音が発生しない上、設備の寿命がない点も特徴で、発電された電気は電力会社の電線とつながっておりまして、発電した電力が消費する電力より多い場合は電力会社を買ってもらいます。夜間などで発電できないときに使います電気につきましては、電力会社の電気を使用する、こういうものであります。

太陽光発電は、3キロワットの設備をすれば、年間3,000キロワットアワーの発電をされると言われています。これは、4人家族が1年間に使用する電気の約80%に当たると言われております。ちなみに、私の家で調べてみましたが、この1年間に私のうちで使いました電気は3,739キロワットアワーでありました。その80%は2,991キロワットアワーになりまして、ほぼ3,000キロワットアワーに一致することになりました。

3キロワットの太陽光発電を設置しようとするれば、設備費は1キロワット約70万円と言われておりますので、210万円の設備費が必要になります。これに対して国の補助金は1キロワット7万円、したがって、3キロつけますと21万円が補助されることになり、実質189万円の費用で済むということになります。

さらに、山県市も国と同じように1キロワット7万円を補助していただきますと、実

質168万円で設置できることとなります。私の家の1年間の電気代を集計してみますと、約8万7,000円となります。太陽光発電ですべて賄うことができれば、補助金を除いた設置費の168万円はおおむね20年で還元できることとなります。さらに、このシステムを利用すれば、夜間に使う電気料金は安く、昼間に発電して売ります電気の料金につきましては単価が高いということで、非常に有利となります。また、余った電気が売れる、ということで節電に努めることとなりますので、年間の電力使用量が少なくなり、非常に経済的であると言われております。現に設置されました方に二、三聞いてみましたが、10年あるいは5年前につけた方々も非常に順調にこの発電がされているというふうに聞いております。

現在、山県市で太陽光発電が設置されている家庭は100戸ほどと言われておりまして、他の市に比べ非常に少ないと思われまます。国の補助制度は今年度より実施することになっており、国は平成20年度補正予算で90億円を計上しておりますし、平成21年度は当初予算で238億円を要求していると聞いております。また、政府は住宅用太陽光発電の設置を現在の40万戸から平成42年までの22年間で全世帯の3割に当たる1,400万戸に拡大する方針であるとも発表しております。山県市の世帯数は約9,000世帯でありまして、その3割といたしますと、2,700戸となります。

そこで、山県市としても、今年度予算を現在編成中でありまして、当面、100戸を目標に設置することにしてはどうかと思っております。その場合、必要な予算は1キロワット7万円を助成するとして2,100万円となりますが、山県市で設置に投資されるお金は2億1,000万円となります。たんすの引き出しや預金通帳で眠っているお金を活用することになりまして、その経済効果ははかり知れないものがあるかと思っております。

経済が低迷している今こそ、思い切った施策を実施し、市の活性化を図るべきと考えますし、市民の地球温暖化防止の認識を高め、CO₂の削減に協力していただく絶好の機会であると考えますが、産業経済部長の所見をお聞かせください。

議長（藤根圓六君） 土井産業経済部長。

産業経済部長（土井誠司君） 御質問にお答えいたします。

太陽光発電は90年代初頭から普及し始めましたが、当時は装置が高額であったため、国では94年度から1キロワット当たり90万円の補助金をつけたことで、人気が一気に高まりました。その後、装置の価格が5分の1程度まで値下がりしたことから補助金も引き下げられ、2005年を最後に打ち切られました。そのような経緯の中、今回、低炭素社会づくり行動計画の実現に向け、国では平成21年の年明け早々には、住宅用太陽光発電導入支援のための補助制度が復活すると認識をしております。

岐阜県内では、本年4月現在、養老町が1キロワットにつき3万円で上限が12万円、安八町では1キロワットにつき8万円で上限が48万円の補助制度を設けております。

低炭素社会づくり行動計画では、今後3年から5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度にすることを目指しております。太陽光発電システムはクリーンエネルギーとして高い普及率が見込まれ、今回の国制度などもあり、今後は導入の動きが加速するものと考えております。

本市としましても、地球温暖化対策は避けて通ることができない問題であり、クリーンエネルギーとしての太陽光発電は大変重要なものであると考えておりますので、国の補助制度をPRし、太陽光発電の普及に努めるとともに、本市独自の補助制度につきましても、県や他の市町村の動向も踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 谷村松男君。

8番（谷村松男君） ただいま産業経済部長より太陽光発電の重要性と市独自の補助制度を検討していきたい、こんな前向きな回答をいただきました。そこで私は、さらに踏み込んだ質問を市長にしたいと思っております。

先ほどもお話がありましたように、平成6年度に導入されました、平成17年度に廃止になりました前回の国の補助制度によりますと、住宅用太陽光発電導入状況は太陽光発電協会の資料がございまして、その発電設備の容量ということで見てみますと、平成9年度は2万キロワット、平成11年度6万キロワット、平成13年度9万キロワット、平成15年度17万キロワット、それから平成17年度につきましては26万キロワットということで、1年飛びの集計ではございますが、右肩上がりにざっと増えてまいっておりますが、平成17年度の末に、この補助金制度が廃止になると、途端に翌年度の平成18年度は22万キロワット、それから平成19年度に至りましては18万キロワットと急激に減少しております。いかに補助金制度が太陽光発電の普及に寄与していたかが歴然としております。

ちなみに、当時の県内の補助制度は大垣市、中津川市、多治見市、下呂市、安八町、上石津町が1キロワット当たり4万5,000円から10万円の補助をしておりました。現在は、先ほどもお話がありましたように、安八町が1キロワット8万円ということで当時の補助制度がそのまま残っておりますし、新たに養老町が1キロワット3万円を助成する、こんなことを聞いております。また、聞いておりますところによりますと、中津川市が助成を検討しているようでございますし、そのほか二、三の市がやはり検討をしているようです。特に、隣の愛知県を見てみますと、愛知県は大半の市と町の一部で1キロワット当たり4万円から、多いところでは15万円の助成をしておりました前回の補助制

度を今も続けているようであります。

私は、太陽光発電を普及させるには、どうしても市が助成制度を設け、積極的な取り組み姿勢を示すことが一番大事ではないかと思っております。太陽光発電の設置を検討しておられる市民は、市の積極的な姿勢を見て、安心して設置に踏み切ることができるのではないかと思っております。

一方、電力会社でつくる電気事業連合会、この資料によりますと、CO₂の削減効果が見込める太陽光発電所を平成32年度までに全国で30カ所つくり、14万キロワットを供給する、そういった目標を掲げております。既に、関西電力がシャープと共同するなどして2万8,000キロワットの発電所を堺市に設置しておりますし、東京電力も川崎市と共同で2万キロワットの発電所を同市に建設することを決めていると報じられております。また、昨年末の新聞の報道ですので見られた方も大勢あるかと思いますが、中部電力も愛知県武豊町にメガソーラー、これは1メガというのは1,000キロワットでございますけれども、メガソーラーと呼ばれる大規模な太陽光発電所を建設すると発表しております。出力は7,000キロワットで、来年着工し、平成23年の稼働を目指すことになっております。そのほかに、静岡市清水区での建設も検討されております。中部電力としては、太陽光発電所をつくるのは初めてであります。環境問題への関心が高まる中、CO₂の削減に積極的に取り組む姿勢をアピールする。こうした太陽光発電は電力会社で需要も増えてまいります。また、太陽電池はドイツを中心とした欧州各国や中国の需要の伸び率が非常に大きく、世界的な需要の拡大を受け、太陽電池市場は年間3割のペースで拡大すると言われております。日本の京セラ、あるいは三洋電機、シャープなどは、既に増産に向け、工場の新設や増設を進めているところであります。

山県市もこの機会に乗りおくれることなく、太陽光発電の普及に力を注ぎ、オールソーラーのまち、環境のまちとしてPRし、今後、太陽電池の需要の増加に伴いまして、工場の増設、あるいは新設が増えることは確実であります。それに伴いまして、部品をつくる下請の工場も必要になってまいります。そうしたとき、ソーラーのまちを売りにし、企業誘致を図り、山県市発展につなぐことができればこれにこしたことはないと考えております。

厳しい財政状況の中ではありますが、この太陽光発電の助成を山県市発展の起爆剤として平成21年度予算の目玉にする考えはないか、市長にお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 平野市長。

市長（平野 元君） 谷村議員の御質問にお答えします。

今、熱のこもった質問でございまして、大変感動したところでございますが、いずれ

にしましても、地球温暖化の対策については避けて通れない重要な問題でございますし、これは山県市に限らず全世界、全日本が対応していくべき極めて重要な問題であろうかと思っています。そんな中で、今こういった太陽光発電の普及といいますか、そういったことで、この地球温暖化のCO₂の削減等についても十分効果のあるものでございますし、今、いろいろる御説明をされまして十分お聞きしたわけでございますが、いずれにしましても、国もそういうことにことしから踏み切ったということでございますし、過去の例にもございますが、山県市としましても、この対策につきまして、県とか、あるいは他の市の状況等も踏まえることが大前提でございますが、そんな点も見まして、また、市の財政力ということも十分勘案しながら対応を検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、こういった施設費の装置等につきましては、今後、どの程度発展していくかということによりまして、また、設置単価等の値下げも見込まれるかと思っておりますし、電力会社等がそういった研究が進めば、そういった設置単価等についても値下げがされてくるだろうということも予測されます。そんなことも踏まえながら、十分検討してまいりたいというふうに思っておりますので、今後、市の財政を見ながら十分対応していきたいということでございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 谷村松男君。

8番（谷村松男君） 最後ですけれども、平野市政の発展と山県市の発展を祈念しながら、この太陽光発電の設置に対する質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤根圓六君） 以上で谷村松男君の一般質問を終わります。

通告順位7番 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして、小学校、中学校の教育問題につきまして、教育長さんにお尋ねをいたします。

子供たちの教育の場として、学校教育、家庭教育、社会教育に大別されるかと思いません。

まず、学校教育についてお尋ねをいたします。

高富小学校、高富中学校校舎の完成、さらに美山中学校の改築と立派な校舎ができて、さぞかし児童・生徒並びに保護者の方たちの喜びと期待は大きいものと思います。我々は、ひたすら子供たちが学校教育の中で元気に勉学に取り組み成長してくれることを望むわけでございますが、子供たちを取り巻く環境や子供たちの考え方の変化は理解しが

たい部分もあります。昨年の児童・生徒による暴力行為、いじめ、不登校など、全国的にも増加傾向にあり、ことしの11月21日の新聞発表では暴力行為は初めて5万件を突破し、いじめについては、岐阜県は1,000人当たり33.4件と全国最悪の残念な状況にあります。

そこで、まず1番目といたしまして、山県市の小中学校において、暴力、いじめ、不登校はどのような状況にありますか。

2番目といたしまして、仮にあるとすれば、それぞれの問題とどのように向き合っていこうとしておられるかをお尋ねいたします。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えします。

山県市の学校教育におきましては、校舎の建築や改築等、施設設備の充実のみならず、地域や学校の実態を踏まえた指導内容の見直し、体験活動の充実、一人一人に応じた指導の工夫、授業の改善を進め、生きる力をはぐくむ指導に努力をしているところでございます。

議員御指摘の平成20年11月21日に、文部科学省が発表しました問題行動調査につきましては、暴力、いじめ、不登校が増加しているという結果について、本市においても危機感を持ち、さらに指導の充実を図っていきたいというふうに思っております。

また、岐阜県がいじめ認知件数で全国3番目に多いことについては、県教育委員会にも問い合わせお聞きしますと、学校現場がどんな小さいいじめも見逃さず、一刻も早く解決しようとする姿勢のあらわれであると、こういう分析を逆にしております。

御質問でございますが、小中学校における暴力、いじめ、不登校の状況につきましては、本市におきましても校内における生徒間暴力、対教師暴力などの暴力は数件ございます。いじめにつきましても数件ございます。不登校につきましては十数名の者がいるという状況が現状でございます。

こうした問題に対処していくということにつきましては、起きない、起こさないという積極的な指導を基本的の構えとしております。常に児童・生徒の行動や様子に対し目を向け、小さな変化も見逃さない対応をし、未然防止に努めています。

また、不幸に起きてしまった場合は、学校だけでなく、家庭や地域社会、関係諸機関と連携を図り、ケース会を早く開くなど、素早い対応に心がけ、児童・生徒の心のケア、または再発防止に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） 暴力問題、いじめ、不登校実態が山県市内の学校にあるのは残念ではございますが、先生方と関係諸機関の情熱と連携をもって、明るい学校教育に一層の御努力をお願いしたいと思います。

2点目に、家庭や社会教育についてお尋ねをいたします。

そうした暴力行為やいじめ問題、また不登校行為などの問題や子育てやしつけなど、子供の家庭教育について悩みを持つ家庭が少なくないと思いますが、特に心の変化が著しい中学生や高校生の家庭教育は大変重要であり、同時に、家庭の構成等、同じ条件で語れない複雑で難しい問題であろうと思いますが、教育者の立場から見て、家庭や社会に対して何かお伝えし、理解をしていただこうとしておられることがあればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再質問にお答えをいたします。

社会や家庭教育においてのお尋ねにつきましては、児童・生徒の速やかな成長への支援や、さまざまな問題行動への対応等は、先にも申しましたように、学校だけでなく、家庭、地域社会、関係諸機関が連携して対応することが最も大切であると考えております。

具体的には、学校での教育相談活動などを中心に問題の早期発見をし、関係者がそれぞれの問題や悩みについて心を開き、話し合い、理解し、共有化して解決できるよう関係の方々の御協力をお願いするとともに、学校、教育委員会としても、さらに早期発見、早期対応を目指し、今のシステムを随時見直してまいりたいと考えております。

また、地域の力を学校で活用させてもらうような学校の応援団となっていただく機会を多くし、学校、家庭、地域社会が一体となって子育てが行えるよう、市民の皆様の御協力をお願いしたいとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） 教育問題の難しさから、なかなか本音の部分を腹いっぱいお話しいただくということができませんが、現在、学校を訪ねてみますと、教壇がないのに気づきました。先生も生徒も平等という考えであろうかと思えます。教育に関する限り、親と子、教師と生徒は横の関係ではなく、教える者と教えられる者との縦の関係でなくてはなりません。学校には、時として教えることをちゅうちょする傾向があり、そのことが教育現場をゆがめているのではないかと思います。

ある本を見ましたら、先生が、騒ぐ生徒がいるので、うるさいから外で立っていると

言えませんと。子供には授業を聞く権利があるという記述がありました。これは、履き違えた悪しき平等と自由と権利の考え方であります。遅刻する権利、宿題や掃除をしない自由などないと思います。今後一層、責任と義務の教育を期待したいと思います。

また、我が子を愛する余り、すべてをかなえてやろうとする親、守り抜こうとする親の愛が、つまり社会性の欠如した親の態度が教育現場をより難しくしているのではないかと思います。教育長さんの所見をお伺いし、質問を終わらせてもらいます。

議長（藤根圓六君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再々質問にお答えをいたします。

教育は、可能性を持つ一人一人の子供たちが能力を開花させ、自己実現を図るよう指導、援助をする営みであると、私はこんなふうに考えております。指導、援助の営みと今申し上げましたけれども、その営みは教え、引き出し、身につけていくと、こういう過程を通して確かな力をつけていくんだというふうに考えております。確かな力は知、徳、体のバランスのとれた力でございまして、子供たちの成長発達に応じて、保護者、教師、子供たちの仲間、さらには地域の人々とのコミュニケーションの中で生きる力として身につけていくものだとも考えております。

こうした教育の営みでは、まずお互いの信頼関係を構築することが基であるというふうに私は考えております。児童・生徒理解に徹する姿勢がそこには必要でございます。児童・生徒を見届け切る、こういう姿勢でございます。こうした教師は教育内容に精通をし、子供たちに確かな力をつけるための研究と修養を通じて自らの専門性と人間性を磨き、さらには常に自分の指導力というものの向上に対して努力をしているというふうに思っておりますし、山県市の教員も今、まさにこれをやっておってくれるというふうに思っております。

また、学校では教科、道徳、特別活動等の教育内容の指導と学校生活全体を通しての指導の中で自主性、自立性、責任感、協調性、意欲、もう少し大きく言えば学び方、こうしたものも心の教育、この充実によって指導を進めているということでございます。

一方、この教育の営みを子供の側から見ますと、生まれたときから生まれた家庭の中で子供の学びは始まっております。生活のために必要な基本的な生活習慣を身につけさせ、自分のことは自分でするというような自立心を育成していく。家庭の中での教育はまさにそういった意味で大変重要なものであるというふうに考えております。

これは家庭教育で、ここまでは学校教育でというようなお互いに批判をし合う、そういう風潮があるわけでございますけれども、お互いに役割を持つということは大事にしながらも、子供の成長、発達のために、子供の成長を軸にして、もっと言えば子供のた

めという言葉に置きかえられるかもしれませんが、ともに育てる、ともに育て合うという意識を持って進んでいけるような、そういう仕組みにしていきたいと、こんなふう

に今考えております。
また、地域からも、ともに育てるための力を活用させていただくということで、先ほども述べましたが、学校の応援団として、学校支援、地域本部事業というものも、今立ち上げようとしております。これは県教育委員会の力もかりながら、これから推進していこうというふうに今、考えております。

やや間違った表現をするかもしれませんが、国民皆教育評論家時代と言われる時代ではなかろうかと私は思っておりますが、子供たちのよりよい成長のために、教育への応援団として行動を始める、動き始める、活動を始めるというような、私は山県市の教育にしていきたいと、それに努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩をとりたいと思います。再開は議場の時計で2時45分です。お願いします。

午後2時33分休憩

午後2時45分再開

議長（藤根圓六君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

通告順位8番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告に従って3問質問させていただきます。

まず最初ですけれども、保育の関係ということで、保健福祉部長にお尋ねします。

若者世代に対応し、少子化対策の推進と今後の施策ということで伺います。

保育は、法令によって市の責務とされています。そもそも若者世代対応、少子化対策の推進の観点でも保育行政における積極的な施策が不可欠であり、かつ山県市の人口が減る、そういう見込みからすれば、少なくとも若い世代に魅力ある方向性をアピールし、他の自治体より前に進む必要があると思います。

そこで質問です。

まず1番目ですけれども、保育所に行きたいが受け入れ側の事情で入れないケースを待機児童といい、特に都市部ではその対策が課題となっています。山県市の場合、年度初めからの入所は希望がかなうとして、年度途中の場合、どのように対処し希望をかなえているのでしょうか。

2つ目ですが、広域、いわゆる管外保育委託、そういう事業はいつからどのような趣

旨で始まったのでしょうか。利用者の人数と職業はどのようでしょうか。一般市民、民間会社勤務の人の利用に供されていると言えますか。そして、今後、周知し、利用促進を図る必要があるのではないのでしょうか。今後は拡大できる方向にありますか。

3 問目ですけれども、保育園における延長保育の希望が増加していることは認識されています。現在の朝7時半からの早朝保育、19時までの長時間保育、延長保育に関して、前に延ばす、あるいは後ろに延ばすということについて対応すべきだと思いますが、現状は受け入れているのでしょうか。そもそも市からニーズの確認をするべきであるし、実は市民のニーズの開拓が必要な分野であると指摘されています。今後、どうしていくのでしょうか。

4 目ですが、山県市の行政改革大綱の実施計画、17年から21年ですけれども、これでは保育園の民営化や調理業務の民間委託を検討し、児童館、子どもげんきはうす、放課後児童クラブ等の外部委託及び指定管理者制度の導入検討とされています。検討状況を完結にまとめてください。単なる施設管理運営の委託や指定管理における合理性はともかく、学校、保育、図書館など文化的、教育的な分野への民間委託や指定管理の導入には市の主体性や将来の市民への責任の意味においても強い懸念を持っています。市の考えはどうでしょうか。

5 目ですが、保育所の保育指針の改定によって、来年4月からすべての保育所入所児童に保育所から就学先となる小学校へ保育指導要録を送付することになりました。この指針改定に関して、市の現状の認識と今後の取り組みはどのようでしょうか。要録等、個人情報として適切に取り扱うことが不可欠であることは当然として、改定によって保育士の公務員性や専門性が高まると考えますが、いかがでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

この待機児童の解消につきましては、喫緊の課題となっており、国においても保育所の施設基準や保育士の配置基準を緩和し、用地の確保が難しい都市部の自治体にも柔軟に施設を整備できるようにするなど、待機児童問題の改善のために検討されてきました。

山県市においては待機児童はなく、これまでも年度当初に希望する保育園に入園いただいております。

なお、年度途中の入園希望者に対しては、保育士の確保等、適切な受け入れ体制が必要なことから、申込書をすぐに提出いただくのではなく、事前に入園相談という形で希望される方の実情に応じて、第1希望に沿えない場合は、第2希望の保育園に入所いた

だき、次年度には希望の保育園に入園いただくなど、ニーズにできるだけ沿えるよう対応しております。

2点目の広域保育についての御質問にお答えします。

保育所は、居住している自治体の保育所を利用するのが原則ですが、保護者の勤務地等の広域化に伴い、居住地の保育所に預けることが困難な家庭が増加してきました。こうしたことから、平成10年度から広域入所の需要が見込まれる市町村は、あらかじめ関係市町村間で十分に連絡調整を図り、広域入所の体制整備に努めることとされ、当時、山県郡3町村においても協議され、同年度から始まったと記憶しております。なお、広域保育には自治体間で要件が定められています。

利用者数は、年度により異なりますが、山縣市外から市内の保育園へ入園している児童、いわゆる受託児童は平成18年度が2名、19年度が7名、20年度が7名、また、山縣市外への委託児童については、平成18年度が6名、平成19年度が7名、20年度が3名となっております。

利用される方の職業は、民間会社、公務員等、いわゆる会社勤めの方がほとんどです。このため、当然、会社勤務の方に供するものと考えており、今後、少子化対策を推進していく上で周知、利用促進は必要と考えていますが、各自治体において待機児童問題が解消しないと、この広域保育の受け入れができないなど、保育サービス全体を考慮して推進していく必要があると考えております。

3点目の延長保育についての御質問にお答えします。

この延長保育につきましても、近年の就業形態の多様化に伴い、ニーズも増加し、開所時間も拡大されてきております。

山縣市においては、現在、全10保育園において、午前7時30分から午後7時までの利用が可能ですが、そのニーズは保育園により異なり、延長保育を固定的に利用してみえる方はおおむね2%で、時期にもよりますが、午前7時30分から利用してみえる方は約1.5%、午後7時まで利用してみえる方は1%に満たない状況です。また、平成19年度と今年度を対比してみますと、常時的に利用される方は減り、臨時的に利用される方が増加しているように見えます。

こうした現状は、子育て支援に対して社会全体の理解、特に会社等においても、子育て支援に対する理解が高まってきていることも要因の1つではないかと考えております。この延長保育についても、広域保育との関係、各種保育サービスともかかわっていると考えます。

こうしたニーズも変化してきており、その把握については山縣市次世代育成支援行動

計画の後期計画策定が平成21年に実施する予定で、今年度中にニーズ調査を実施し、その中で把握する予定をしております。

4点目の保育園等の民営化についてお答えします。

まず、保育園の民営化につきましては、これまで児童福祉審議会で審議されてきました。その中では、利用者ニーズが迅速かつ的確にこたえていく必要性があり、民間の力により、よりきめ細かな対応が可能となるが、行政の責務として保育サービスの後退、質の低下をしないように推進していく必要があるなどの答申をいただいております。

しかし、現在、具体的にはなっておりませんが、市における定住化の促進や人口流出対策、地域の活性化のための方策として、幅広い行政計画の一環として体制化した施策として考えていく必要があると考えております。

また、保育園の調理業務につきましては、当然、質の低下としないことを前提に、学校ともあわせて具体的に検討しましたが、現時点においてはその効果は少なく、今後も継続して検討していく予定でございます。

児童館、放課後児童クラブ等の民営化については、具体的な検討とはなっておりません。

いずれにいたしましても、議員の御指摘のとおり、この民営化等につきましては、市としての責務、主体性を明確にすることは当然重要な責務と考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

第5点目の保育所保育指針改定に伴う取り組みについてお答えします。

これまでも、保育所においては子育て支援の重要な拠点として、多様化するニーズにより保育サービスの充実や保育士の資質向上に努めてまいりました。また、保育士の専門性も年々高まり、その役割も重要となってまいりました。このため、平成22年度からの保育指針の改定も踏まえて、保育所と学校の連携、交流等も増やし、保育士は専門的な研修や子育て支援関連の研修等を経て、山県市保育研究会において市内の保育園保育士、調理員も含め全職員が共通の認識のもと、来年度に向けて取り組んでまいりました。

また、今年度からは、具体的に保育要録等についてなど、部会の中でも検討をされております。当然、これまでも個人情報が多くある保育園であるため、この取り扱い等についても保護者の理解や周知、小学校への送付における適切な取り扱いを徹底してまいりましたが、今後もさらに注意を促してまいります。

いずれにいたしましても、子供の発達や生活の連続性等を踏まえて、保育所から小学校を通じて子供たちの育ちを支えていくため、また、保育所の社会的責任を果たすために努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

たします。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、保健福祉部長に再質問いたしますけれども、まず、1番目の待機児童のことですけれども、第1希望に沿えない場合に、入園相談をして、第2希望のところでもまず一たんかなえていこうというふうに対処しているということでした。実は、これ、12月の初めに通告したんですけど、偶然ですが、その数日後に岐阜から山県に転入したいという人の相談があって、保育所に希望を出したら、来年の4月までだめですと言われたと来られた。それだったら第2希望という形があるはずですよと言ったら、もう一度行かれたそうですが、言ったところが定員がいっぱいでねという趣旨を言われたとか、もう一つのところに行っても同じようなことで、一時保育ならできないことはないですがと言われたとかという話でまた来たんです。そうすると、先ほどの答弁と比べると、現場ではかなり伴っていないと思って、そういう意味では実質的に待機児童になる人がいるのではないかという心配をするんですが、その点、いかが思われますか。

それから、2番目ですけれども、広域の保育ということについて、先ほどのお答えでは、民間と公務員がほとんどという答えでしたけど、どうもほとんど周知されていないように思いますので、そうすると私は公務員の人が多いんじゃないかと思うし、9月の議会、議場でそんな趣旨の答弁があったように思うんですが、どうでしょう、民間と公務員という並列の答えでしたけれども、公務員がほとんどじゃないんですか。

それから、待機児童の問題が解決しないとなかなか先に進めないニュアンスの答弁も含まれていましたけれども、実は岐阜県というのは待機児童がほとんどいない、インターネットには過去10年間のデータも出ていますが、例えば、岐阜市でもずっとゼロなんですよね。ということは、山県市と関係するその自治体というのは、みんな待機児童の問題がないわけですから、先ほどの答弁で待機児童の問題が解決しないと広域の保育が広げにくいということは全く根拠にならない。結局、周知が十分にされていないし、皆さんが、行政がPRしなければいけない部分じゃないかなというふうに思うんですが、その点、いかがですか。

それから、3つ目の延長保育などの関係ですけれども、今年度中に2次の調査ということですが、もう12月の下旬まで来ているわけですよね。残り3カ月で一体、いつ、どのように調査するのかということと、先ほども申し上げたけれども、ただ聞くアンケートをとるだけじゃなくて、市民の人のニーズを開拓していくという問いかけ、設問の方

法が大事じゃないかなと思うんですが、そのようなことができますか。

それと、今後の民営化などについてですけれども、諮問があつて答申があつたというわけですね。私も諮問も答申も見ましたけれども、やっぱり市長のほうが民営化の方向をうたつて、それを投げかけて、それに対してそうですねと、民営化が必要だと、ただし幾つか注意しましょうよという答申になっているわけですね。そうすると、やっぱり市長がそういうふうに出したから答えが来るのは当然なんですよ。

ところが、最近いろんな問題があつて、例えば、指定管理でも取り消しということが起きている事態があちこちにある。それから、つい先日、関東地区で二十幾つの保育園を指定管理でやっているところが突然倒産した。朝、行ったら張り紙がしてあつてだめですと。どこかの自動車学校と一緒になんです。指定管理でそういうことが起きてしまうんです。そういった取り消しの事例とか、指定管理を受けたところが倒産した保育園の話、部長は御存じでしょうか。

議長（藤根圓六君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

第1点の待機児童の問題につきましては、保育園の入園相談に関しましては、子ども家庭課または各保育園で相談を受けているのが現状で、現時点ではそういった事例はないと私は聞いております。もし、先ほど議員がおっしゃいましたことがあるとすれば、子育て支援をしていく拠点施設としての機能の重要性を再度認識させる必要があるというふうに思い、職員一同、そういった認識に立って事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

2点目の広域保育に関しましては、保護者の方に向けて、現在、ホームページ等で周知はしておりますが、全保護者の方が集まっていたような場というのと、やっぱり健診等の場が一番いいのかと思っておりますが、そういった健診の場とか、保護者の親グループの交流等を通して、そういった周知のほうに徹底してまいりたいというふうに考えております。

それから、3つ目のニーズ調査につきましては、次世代育成支援行動計画の後期計画としまして、来年度、その計画をつくる基礎資料として、今年度、その準備に入るわけですが、具体的には来年の1月上旬に実施する予定をしております。

4点目の民営化等、指定管理の問題については全国的にそういった問題も起きて、問題に対しては承知しておりますが、現在は具体的な民営化については検討には至っておりませんが、保育行政のあり方を根本にどうあるべきかを考えながら、受け手である社会福祉法人等の能力を見きわめながら、きちんとした方法で検討できるよう考えてまい

りたいというふうに考えております。

12番(寺町知正君) 倒産とか、取り消しの事例は知っていますかという質問です。
保健福祉部長(笠原秀美君) 先日というか、テレビで報道されておりましたので、承知はしております。

議長(藤根圓六君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 再々質問しますけれども、今の指定管理や民間委託、外部の話ですね、これについてですけれども、先ほども通告で使いましたが、行政改革大綱ということですね、これについては、副市長が取りまとめをずっとされて、改定もされてきていると思うんです。そこで、再々質問は副市長にお聞きしたいので、ちょっとお聞きください。

今、申し上げたように、指定管理とか民間委託というふうに、自治体の外に委託するわけですね。その場合に相手方が民間ですから、当然、いろんな予定が狂って倒産したりとか、そういったこともある。あるいは不法行為をして取り消しという事例も実際にあるわけです、部長は御存じだということですから。そういったことが起きる可能性があり、しかも指定管理が始まって、最近、そういうのがあちこちで出てきているわけです。そういった中で、従来、1つの検討材料であったし、この中でも、まずは考えてみようという大前提が十分読み取れます。考えた結果、それぞれ方針を今固めているんですけど、保育については、げんきはうすなどは出さないような方向、給食も当面は直接ということですから。逆に、保育の部分についてはまだ検討する余地がかなりあるような答弁でしたので、私はこの改定も進む今の段階でお聞きしたいんですけれども、非常に経営という意味で、申し上げたように、破綻という状況が起きてしまったら、施設管理なら、それはどこかにかわってもらって、職員が行く、それはできるんですけど、学校とか図書館とか保育というのは急遽かわりができないんですよね。そうすると、いかに質の質になってしまうことは当然です。そういった問題。それから、経営と質の両方の問題があるということを一貫して考えなきゃいけない部門だろうというふうに言えます。

それから、先ほど保育要録という話をしました。こういう学校の内申書と同じようなものです。いろんな行動について保育士の所見が出てくる。それを学校に出すわけです。そういった意味で、従来の保育するということとは違って、非常に中身も専門性、それから責任も高まってきているんです、制度上。そういった中で、簡単に外部に出していいのかなという懸念をより強く持つ必要が出てきたと思うんです。

例えば、岐阜の県立図書館、これについて、岐阜県は都道府県では全国で2番目の指

定管理を検討してきたんです、ことしずっと。ところが、先日、古田知事は議会で答えたんですけれども、図書館の中枢機能は重要だと、だからそこは出さないと。だけど、施設としてのものの管理については、一回教育委員会で是非を検討してもらいましょうという非常に小さな持って行き方を今検討しています。それを、もちろん出すかどうかも含めてですが、そういった意味で、内容によっては、これは絶対直営でいくんだという、そういう見きわめが必要な時期だと思うんです。ですから、山口市が次にこのプランを改定するときに、やはり一定の検討の成果として、もうここは民営化、指定管理は考える必要はないよという姿勢は明確にする部分があるのではないかと思うんですが、その点について、実質的にチーフになる副市長のお考え、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 指定管理と民営化についての御質問でございますが、私個人の考え方としましては、民営化も指定管理も紙一重のものだというふうに思っております。指定管理はもちろん行政が関与していくというようなパーセントにしては高いと思いますが、しかし、民営化にしても、議員も御存じだと思いますけれども、ほとんどのものを金銭面からして、保育の面からしてもそれぞれ市の条例に従ってやっていくというのが基本姿勢なんです。ですから、市の責任というのは民営化しても市の責任というのはかなりパーセントを多く占めるんじゃないかというふうに私は思っております。その辺のことは、破綻の問題も含めまして、民営化、指定管理、それとも市営でやっていくのか、この辺は、行政改革の一環に挙げてはございますけれども、十分勉強していかなければならない、こうした時代において最もどれが必要なのかということを考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

あと、保育指針の改定ですか、個人情報の問題ですけれども、これも、私、まだ勉強不足で申しわけございませんが、時代に合った、そういう方法を望んでいる次第でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 特に、本当に保育や教育というところは、市の責任を十分に持っていたきたいというふうに思います。

2番目ですけれども、分別収集など市のごみ処理事業の収益は的確に確保されているかという観点で、市民環境部長にお尋ねします。

全国の市町村は、住民のごみの収集処理をその市町村の責任として行うことになっていきます。民法の239条の定めからも、それから一般に回収で所有権を区に継承したものと

考えられるという判決があるんですが、ごみとして出したら自治体のものになるということです。それから、市はここにごみを出せば市が収集しますというステーションをつくっているわけですね。そういった形態を指定していることも考えますと、市民の皆さんが出したごみというのは、その時点で所有権がなくなり、有価物は自治体の財産というふうに認識されているわけです。

ところで、市は市民が分別して出したビンや缶、ペットボトル、トレーについて、年間約5,300万円で収集を委託しています。予算も決算もほとんど毎年変動がないということです。委託の契約では、ペットボトルを除いて売り払い収入を市に納入するとの規定はありませんから、収集物の中の有価物の売却益は業者の申告のままもらっているだけです。この売却益は昨年度の実績では、ペットボトルは250万円、ビンは約5万円、アルミ缶は約450万円、スチール缶は約120万円、白のトレーはゼロ円と、こういった収入が入っています。

これらの状況や収支などを見ていると、自治体の広報にまで企業の広告を掲載して収入を上げようと努力している時代に、行政の姿勢に甘さを感じるのは私だけではないでしょう。

そこで質問ですが、1番として、業者の選定に関して、熱心な自治体は競争性を相応に確保しています。しかし、山県市の場合、長年、実質1社と随意契約をし続けています。業者が多い岐阜市に隣接する山県市の状況なども考えれば、地方自治法が定める契約の原則への適合に強い懸念があります。この収集に関して、市が認識する問題点は何かでしょうか。

2番目ですけど、あちこちのデータで見て、山県市の規模で収集費1年間約5,300万円は高いと私は感じますが、他と比較して高い部分は損害というべきだと考えます。市の見解はいかがでしょうか。

3番目ですが、正当に有価物の売却益が歳入とされていると考えますか。私は差額があるように思われ、その差額は損害だというふうに考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

それから、4番目、有価物の売却先についても入札で決めている自治体もありますが、市は売却先もお任せであります。競争性、透明性、経済性、いずれからも売却方法に関して見直すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目の一般廃棄物処理運搬委託業者の選定に関することですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下廃掃法と言います。この廃掃法は第6条の2第3項及び廃掃法施行令第4条において委託の基準を示しておりまして、現在の委託業者はこの基準に適合しています。

また、地方自治法の定める契約の原則への適合に強い懸念があるということですが、札幌高裁の判決では、廃掃法は、一般廃棄物の収集等の業務の公共性をかんがみ、経済性の確保等の要請よりも、業務の遂行の適正を重視しているものと解され、すなわち、廃掃法は最低価格の入札と契約を締結する一般競争入札の制度とは異なる建前をとっているのとして、廃掃法は、地方自治法の適用を前提としているからでなく、契約締結方法を市町村の裁量にゆだねている趣旨を解することが適当であるとしています。

また、廃掃法第6条の2には、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障の生じないうちに収集・運搬・処分しなければならぬとしており、この計画に沿って行っているものであります。

以上のことから、本市における一般廃棄物の収集、運搬については、何ら問題がないものと考えております。

2点目の委託費用5,300万円で、この金額が高いのではということですが、収集、運搬は単に人口規模だけでは比較することはできません。その自治体の地形、道路事情、収集場所の形態や数などの違いによる効率性や収集形態などを勘案する必要があります。

例えば、本市が委託している業者は、缶、ペットボトルの一時保管、または圧縮を行っており、こうしたことも費用に含まれています。また、収集かごの設置、回収も行っています。ある市では、缶やペットボトルなどを可燃ごみと同じ場所に出し、収集かごがない場合もあります。こうしたことから、本市の収集運搬委託費用が高いものとは考えておりません。

3点目の有償物の売却益が正当に歳入とされているかということですが、他の自治体の状況を見てもみると、10月現在ということですが、15の自治体のアンケートの結果を申し上げますと、アルミ缶の最高がキロ当たり195円、最低でございますが30円、本市の場合は138円です。スチール缶につきましては、最高が42円、最低が逆有償ということでマイナス9円、本市の場合は13円です。ピンは無色で最高が1円、最低が無償、本市は0.5円といった状況であり、かなりのばらつきがあります。これは、それぞれの再生処理業者の販路等などの違いなどから生じるものと思います。

本市については、収集運搬業者から再生処理業者、それぞれ再商品化業者の販路も明確で、売却益についても正当に歳入され、損害はないものと考えております。

4点目の有価物の売却先の選定についてでございますが、議員も御承知のように、自治体によっては入札、随意契約、また本市のような形態をとっているところもさまざまでございます。このことにつきましては、他市の状況などを調査し、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 部長に再質問いたしますけど、まず最初の随意契約の競争性ということですが、市としては問題がないという趣旨の答弁で、判例は地方自治法が適用されないからいいんだというふうに言っているわけですが、単にそれはどこを選ぶかとして、その観点から違法ではないよと言っただけであって、競争性があるなしがいい、悪いと言っているわけじゃないんです。単に随契でもいいですよと言っただけであってということですが。私の懸念は経済性の問題なんです。財政が厳しい山県市として、ほかの業者はないのかという検討をしたかどうか、これは非常に重要な観点だというふうに考えています。あるいは、毎年同じところに頼むという関係であれば、相手もそれだけメリットがあるわけだから、もっと安くないのかとか、厳しく対応するということができるはずなんです。そういった意味で、市の財政に寄与し、貢献するためにはもっと経済性が高い方法はどこかという、そういった契約をすること、実際に過去にやってみたのでしょうか。

それから、2番目ですけれども、具体的なケースを言われましたけど、確かにごみの収集、いろんなケースがあるわけですが、ただいろんなケースがあるからといって、それが高いものとは考えていないというふうには直結しないはずなんです。実際に高くない低いんだというデータが出てくればともかくということで、これだけのデータがあって、このとおり高くないというデータがあるのでしょうか。

それから、3つ目に関してですけれども、損害があるかないかという評価は、とらえ方にもよりますが、実際に、少なくとも事実として差額があるはずですよ、もっと高く売ってればもっと入っていった、その差額はあるはずですよ。そこは市は認めるんですか。

それと、もちろん通告したことでいろんな自治体のデータも集めたそうですし、先ほど、その高い低いも述べました。そういう中で山県市は確かに最高のレベルにはないけど最低にもいない、いわば中間にいるということです。ということは、やはりまだ

もっとより有利な契約方法、取引ができる、そういう余地があるということでもありませんので、実際、市は現状を見直していくのかいかないのか、そのあたり、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 1点目にお答えします。

1点目につきましては、競争入札を実施している自治体は、条件として許可業者であることを求めています。これは一般廃棄物処理計画が生活に密着したものでありまして、適正な処理、運搬が継続的かつ安定に行われる必要があることと思われまますので、本市の場合におきましては、このようなことから、委託の前提となる許可業者が1社でございまして、随意契約となっております。先ほど議員が申し上げましたように、こうしたことは試しておりません。

2点目につきましては、他の自治体との委託の比較のデータはございませんが、比較を行おうとすると、その収集運搬体系など、詳細な内訳が必要となり、それを本市の状況とすり合わせ、調整を行わなければなりませんので、単純に比較することはできないと考えております。

3点目につきましては、確かに高価で売却するということで比較すれば、差額が生じていますが、そのことは事実であると思っております。これまでに信頼できる再生処理業者として収集運搬業者にお任せしていたものでございまして、このことにより安定的に資源を処理できるということも考えておりますので、損害とは考えておりません。

また、4点目につきましては、見直しするとか見直ししないといったことは現時点では明言できませんが、議員の申されますように、時代の要請から、いかに高価に、また、逆有償であればいかに安価にといった、見据えなければなりませんので、入札を行っている自治体の情報収集を行い、時代の要請にこたえることが必要だと思っております。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） いろんなデータを集めて、言葉とは違いますけど、多分見直すという意味でしょうね。

改めてお尋ねしますけれども、その信頼できる業者、私も業者が信頼できないなんて一言も言っていないんですよ。ただ、経済性の問題として、特に今の時代、本当にそこがいいのかという検討は常々しなければならぬという一般論で言っているわけです。先ほど、県内のデータ、私も見せてもらいましたけれども、やっぱり入札にしているところは高く売れているわけです。それから随契でやっているところ、1社しかやっ

ないところは低いです。もうデータがそこまで出てきているわけですから、やはり随契でやっている山県はもっと厳しく業者と話し合いをしていくべきだということが当然出てくるわけです。業者の皆さんは貴重な市民の税金を使っているわけですし、ごみも一たん市が回収した段階で市の財産ですから、やはり、より高価な売却を考えていくということはどうしても求められるわけです。

そういった意味で、収集運搬業者を1つにしていくなら、もちろん許可をして複数にするなら、またそこで競争性が出るわけですし、競走性が出るやり方をしているところは業者任せでいいとして、随意契約の山県市は、やはりその業者と、信頼がないと言っているんじゃないんですよ、さっきから言っているように。厳しく交渉することは当然必要でしょうと、毎年随契なんですから、その観点がどうも足りないんじゃないかということで今回の質問をとっていますので、その点について、今までの対応姿勢、1社しかないからというお互いの持ちつ持たれつではなく、厳しく見ていくということについていかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再々質問にお答えします。

先ほど答弁しましたように、随意契約がどうのこうのと言いますのは、私ども、今、新年度予算をつくっておりますもので、その時点で業者のほうといろいろ折衝をしておりますし、随意契約が適合であるかないかということも、今チェック機能を十分発揮しまして、今後、そういうのがないように……。山県市につきましては、先ほど答弁しましたように、廃掃法にのっとりまして、現在につきましては1社で随意契約を行っていますが、何度も言いますように、チェック機能を十分に発揮しまして、今後、そういうふうに努めてまいりますのでよろしくお願いします。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 部長のところだけじゃない、どこもすべからくそうですけど、厳しい観点で臨んでほしいと思います。

次に、3問目ですけれども、市民要望への対応の方針の転換についてということで、副市長にお尋ねします。

市は、市民の皆さんの身近な生活圏の土木関係などの改修や整備について、要望を自治会単位で出していただいて、市が現地確認などをした後に採否を決めています。この際の当初予算の残りが出た場合には、採択に漏れた事業を追加で実施すべきという声は議員の中にも根強くあります。

私は、2年半前の6月議会で、次の趣旨で一般質問しました。要望に対する件数で見

た達成率はおおよそ25%から35%ぐらい。予算が残っても次年度に回すという原則を適用している市の方針は、かえって不合理で要望達成度を低くしている。追加して要望を達成すべきだと、このように聞きましたが、担当する部の答弁は、全体の不用額がわかるのは1月ごろのため、この時期から発注するには規定の工期がとれないため、他の要望箇所への流用は難しいという趣旨でした。

ところが、2007年度は、12月ごろ予算の残が出たので約10件の要望事業を追加したといます。その理由は、財政側から使うように指示があったからという趣旨の説明が、ことしの9月に議会でされました。では、ことしの12月はというと、ことしも予算の残はあるが、ことしは使う予定はないと聞きました。

財政が厳しい中、予算を厳格に絞り込むので予算の残も少なくなる、それ自体はよいことだというふうに考えます。通常の単独事業とか大規模事業であれば、残額が出たからといって新たなことを計画するのは不自然で不合理です。しかし、市民の要望案件の達成という事業については、年度内の総額予算の満額執行を目指して、柔軟な対応をして、市民の要望にこたえるよう政策転換、方針転換すべきではないでしょうか。

もちろん、そのためには予算の残りが今より早い時期に見えてくるように、若干の努力が必要でしょう。努力によって新たな支出の増額なしに市民の要望がより達成されるなら望ましいことではないでしょうか、お尋ねします。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 御質問にお答えします。

当初予算の執行に対しまして、工事費、委託料等の入札差金が発生した場合は、新たな事業に充当することなく、翌年度の予算の財源確保のために剰余金、いわゆる繰越金として対応してまいりました。

御質問の自治会要望に基づく市単独の道路改良等の工事費につきましては、合併当初は山県市の一体化を図るため、議会の皆様、市民の皆様の御理解、御協力のもと、数億円の予算を確保し、設計及び工事を実施してまいりました。

しかしながら、国の三位一体改革等により、各種の補助金及び地方交付税が削減されまして、本市の財政状況も厳しくなりました。こうした市単独事業に対する財源確保が困難な状況となってきたわけでございます。平成19年度は平成18年度の予算の半額であります1億4,000万円、さらに20年度は7,000万円の予想額となってまいりました。そこで、この大幅な減額を緩和するために、平成19年度は入札差金が発生した場合は、予算の範囲内で未採択の要望事業に対し、前倒しして満額執行する方針を立てたわけでございます。

議員御発言のとおり、平成19年度におきましては、年度内で完成できる工事につきまして10件の要望箇所を追加工事として施工いたしました。平成20年度におきましても、昨年度と同様に自治会から要望いただいております工事に対しまして、入札差金を活用し、必要性、緊急性を考慮しまして、年度内に完成できる工事につきまして、予算の範囲内で追加工事を施工してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 実質的に今までの方針を変えて、一応、予算がある限りは要望にこたえたいというふうに受けとめます。そこで自治会要望という今の関係ですけれども、これ、副市長に再度お尋ねしますけれども、自治会要望を毎年とっているわけですけれども、自治会ごと、あるいは地域ごとに見たときに、その希望に対する達成度、いわば充足度ですね、市が採択するところにむらがあるのではないかという懸念が住民からよく聞かれるんです。市はもちろん意図的なことはしていないだろうということは思うんですが、しかし、住んでいる住民の方からは、私のところは要望を出しても通じない、例えば、1つは自治会の中で通らないということがある。それから市に上げても通らないというふうに不満を持つ地域、逆にそうじゃない地域があるんですが、そのあたりを十分に、市のところは単純に仕事として現場を見るんじゃなくて、充足度、この地域は十分に達してきているのか、この地域は少ないんじゃないかとか、従来からの歴史的なところを見る必要があると思うんですが、そういったところのチェックは十分にできているのかということ、あるいは今後どうされるのかということ、いかがでしょうか。

議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 自治会さんのほうからたくさん要望箇所をいただいております。確かに、議員おっしゃるように、アンバランスとか不公平であるとかという声も時々お聞きしますけれども、これは担当部局におきまして、その辺は十分調査しまして行っているわけでございます。やっぱり合併前、十分に整備された町、村、いろいろ差がありまして、現況で具体的に申し上げますと、伊自良村自体は結構、道路、農道につきましては整備されておりまして、土木事業に係る要望箇所も少なくなってきました。確かに金額的には少ないわけございまして、美山地域におきましては、やっぱり山林地域でございますので、かかる費用も大きくなってきますので、その点、額については下がるかと思いますが、全体的にかんがみまして、特に不公平、アンバランスという感覚はございません。旧高富町は、御存じのように金額的にも多くござい

すが、それなりに川とか水田とか排水路等々ございますので、そうしたこともかんがみながら、先ほどからくどくなりますけれども、不公平はないというふうに十分検討しながら行っている次第でございます。

以上でございます。

議長（藤根圓六君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

議長（藤根圓六君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。18日に予定しておりました一般質問は本日すべて終了いたしましたので、18日は休会としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。したがって、18日は休会とすることに決定いたしました。

19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日散会后、議会運営委員会が開催されますので、委員の皆さんはよろしく願います。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時31分散会

平成20年12月19日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 12月19日(金曜日)

議事日程 第4号 平成20年12月19日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
- 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第5号)
- 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第2 質 疑

- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第4号)
- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
- 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第5号)

- 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 討 論
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
- 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 採 決
- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
- 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 産業建設委員会委員長報告
- 議第83号 土地の取得について
- 日程第6 質 疑

- 日程第7 討 論
日程第8 採 決
日程第9 議会運営委員会委員長報告
 請願第2号 議会運営における法令の遵守を求める請願
日程第10 質 疑
日程第11 討 論
日程第12 採 決
日程第13 発議第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書につ
 いて
日程第14 質 疑
日程第15 討 論
日程第16 採 決
日程第17 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
 いて
 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）
 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第2 質 疑
 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
- 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第3 討 論

- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

いて

- 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
- 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第4 採 決

- 議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

いて

- 議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について
- 議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第5 産業建設委員会委員長報告

- 議第83号 土地の取得について

日程第6 質 疑

日程第7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 議会運営委員会委員長報告

- 請願第2号 議会運営における法令の遵守を求める請願

日程第10 質 疑

日程第11 討 論

日程第12 採 決

日程第13 発議第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について

日程第14 質 疑

日程第15 討 論

日程第16 採 決

日程第17 議員派遣の件

出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 上野欣也君 | 2番 | 石神真君 |
| 3番 | 杉山正樹君 | 4番 | 尾関律子君 |
| 5番 | 横山哲夫君 | 6番 | 宮田軍作君 |
| 7番 | 田垣隆司君 | 8番 | 谷村松男君 |
| 9番 | 武藤孝成君 | 10番 | 影山春男君 |
| 11番 | 後藤利弘君 | 12番 | 寺町知正君 |
| 13番 | 藤根圓六君 | 14番 | 小森英明君 |

15番 村瀬伊織君

16番 久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業経済部長	土井誠司君	基盤整備部長	梅田修一君
教育委員会事務局長	恩田健君	会計管理者	山田利朗君
消防長	上野敏信君	総務部次長	城戸脇研一君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	林強臣		

午前10時00分開議

議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（藤根圓六君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

議第74号から議第82号までの9議案及び議第84号から議第86号までの3議案について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 谷村松男君。

総務文教常任委員会委員長（谷村松男君） 発言のお許しをいただきましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第75号から議第81号までの所管に属する条例案件1件、補正予算案件1件、その他の案件1件の3議案を議題とし、審議を行いました。

質疑では、議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）（総務文教関係）では、歳入の財産収入の有価物売り払い収入の発生理由と物件内容について、議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款についてでは、定款変更の効果と変更理由について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定いたしました。

以上、総務文教委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設委員長 村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長（村瀬伊織君） お許しをいただきましたので、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月15日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第79号、議第80号及び議第85号の所管に属する補正予算案件3件並びに意見書1件を議題とし、審議及び調査を行いました。

質疑では、議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）では、歳入の中濃用水補償金の内容について、議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第5号）（産業建設関係）では、債務負担行為補正の農業経営基盤強化資金利子補給金の制度と内容について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定いたしました。

続いて、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について委員会の取り扱いを審議した結果、質疑、討論もなく、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生委員長 小森英明君。

厚生常任委員会委員長（小森英明君） 厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、12月16日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第74号から議第82号までの5議案及び議第84号から議第86号までの3議案の所管に属する条例案件2件、補正予算案件5件、その他案件1件の8議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）（厚生関係）については、美山老人福祉センター管理での施設管理委託料の内訳及び児童福祉費の出産祝い金の内訳について、議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、介護保険システム改修委託料の内容と金額の内訳、特定入所者介護サービス給付費負担金のその他財源317万8,000円の内容について、議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定については、指定管理者となるどんぐり会の事務所移転の可能性と指定管理の内容について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定いたしました。

以上、厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。各常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第2、質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（藤根圓六君） 日程第3、討論。

ただいまから、討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） 議第84号、国保関係の条例改正の議案について反対する立場で討論いたします。

この議案については、定例会の中間日、12月11日ですね、この日に突然出てきたということで、その日、私は初めての内容で提案者の説明をこの議場で聞いて、その場で思いついたことを聞いたわけですが、その後、担当課に聞いたたりいろいろと調べました。そうすると、非常に大きな重大問題をはらんでいる。例えば、これは出産の場合の手当を増額するということですが、それについても日本産婦人科医会は、この制度はだめなんだよという意見を国に出している。それは何がいけないかというと、今回の制度は、脳性麻痺などの障害が起きる出産事故、そういったものの場合に補償制度をつくらうということです。それ自体は非常にいいことなんですが、それを決めたのは国会を通過していない、国の機関が政令だけつくったんですね。それで、たしか12月5日に決まったのでということで提案説明があったと思います。そういう意味で、期間が短かったことはわかりますが、議員には何ら知らされずに来たということで、その後わかったわけですが、基本的には国が補償制度をつくる、そのために300億円、今回使うわけですが、それを出産した人に一たん渡す、出産する人はそれぞれの医療機関にそれを払う、医療機関は保険機構に払うというバイパスをつくってあるわけです。その中で保険が達成されるわけですが、もともと産婦人科医会がやっているのは、直接国が保険機構に払えばいいじゃないかと、途中の問題がないですから。そういうふうになっているわけです。

実際に、産む人には何らお金のプラス、メリットがない、マイナスもないです。ということですから、やはり、複雑な制度をつくるということの問題で医療機関では加入していないところがある。その理由は、産む人が出産費用を納めてくれないという事例が実際にあるんです。そういうときに上乘せ分が増えてくれば、医療機関が立てかえなければならぬものが増えてくる、そういう懸念もあって、制度自体に加入しないところもまだ実際に何パーセントかある。ですから、加入していない医院で産んだ人は、もしそういった事故、あるいは脳性麻痺などがあつた場合には、その制度に加入できないという事態になってしまうんですね。だから、直接国が保険機構に払えばいいということが指摘されています。

しかし、提案説明では一切そういった問題があるということは説明がなかったです。

その後、議場では質疑できずに、その後調べてこういったことがわかりました。

それで、本来なら山県市を通らずに、市民の手を通らずに行ける制度なのに、この議会がこの条例改正をしてやらなければいけない。山県市はもちろん支出が増えるわけじゃない、国から来て、それを産んだ人に渡すだけですから、それはいいとして、制度自体が必要ないというふうにとらえるべきだと考えています。

もし早目にこれがわかっていれば、例えば、山県市議会として国に意見書を出して、地方を通すんじゃなくて直接払えばいいでしょうと、だれもプラスマイナスないわけですから。そういうことの提案もできたと思うんですが、きょうまでそれがなされなくなってしまったという意味では、市長がもっと早く私たちに資料を出して、今度、11日にこういう議案を出しますから勉強しておいてくださいと一言事前に資料をくれれば、私は勉強できたと思って悔やんでいます。そういった議事手続の問題もありますが、とにかく制度上の非常に大きな欠陥があるということです。

実は、これはやっと社会でも注目されてきて、けさの中日新聞社会面に大きく出ています。産科医不足、打開に期待。確かに期待されている制度なんです。訴訟回避へ補償制度と。今まで医療事故があった、特に出産のときの医療事故というのはけた違いに他の医療よりも多いんですね。でも、それは裁判をして当事者が勝たないと補償はもらえなかった。ですから、それを保険機構でうまくやろうというんですが、それが一部漏れが出てくる制度、あるいはどういった対象を範囲にするかもまだはっきりしていないということで懸念があるということも専門家が言われているわけです。そういった意味で、これはやはり完璧ではない、制度そのものはいいいけれども、非常に問題があるということでもあります。

それから、300億というふうに国が出すわけですけど、実際に想定されるのは240億であろうという数字も出ているわけです。それが残り60億はというと、保険会社にどうも入っていくようだという意味で、何となく不透明なところもあるという指摘もあります。

それから、この制度ができることによって、実はもともと脳性麻痺という障害の人たちはもっとたくさんいたわけです。そういう人たちに対して広く補償しようという観点が全くない。いわば医療事故対策、医療機関が訴えられることを防いでいこうという趣旨だけが前に出ていて、本質的な問題の解決にもなっていないという指摘もされています。

そういった意味でも非常に問題であり、国会議員もやっと今、勉強を始めたというような制度なんです。そういった意味で、なぜ、山県市議会が今これを通さなければならぬのか、そこに必然性がないです。もちろん、議第85号、議第86号、これについては

補正予算が関連で組まれていますので、これは広い意味で補助金と考えれば、出産された方にその分を余分にお渡しして、それを医療機関に納めれば機構に加盟できるわけですから、それは補償の対象になるというので、その意味の支出という意味では、私は反対しませんけど、この条例改正自体は本質的な問題の解決にならない制度を各自治体に要求しているということで、私は反対といたします。

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（藤根圓六君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第74号から議第82号及び議第84号から議第86号までの採決を行います。

最初に、議第74号 山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第75号 山県市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第76号 平成20年度山県市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第77号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第78号 平成20年度山県市介護保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第79号 平成20年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第80号 平成20年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第81号 山県市土地開発公社定款の一部を変更する定款について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第82号 山県市青波福祉プラザの指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第84号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(藤根圓六君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第85号 平成20年度山県市一般会計補正予算(第5号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第86号 平成20年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(藤根圓六君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 産業建設委員会委員長報告

議長(藤根圓六君) 日程第5、産業建設常任委員会委員長の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、石神 真君、杉山正樹君、尾関律子君の除斥を求めます。

〔石神 真議員、杉山正樹議員、尾関律子議員 退場〕

議長(藤根圓六君) 議第83号 土地の取得についての報告を求めます。

産業建設委員長 村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長(村瀬伊織君) お許しをいただきましたので、議第83号 土

地取得について委員長報告をいたします。

本案につきましては、山県市土地開発公社の理事である杉山委員の除斥を求めた後、審議を行いました。

質疑では、土地の取得金額で市の実質的な持ち出し金額、合併特例債の起債の償還内容、取得目的となる福祉健康広場の詳細計画について質疑応答がありました。

その後、(仮称)福祉健康広場の事業計画について、財政状況も大変厳しい状況の折、お金をかけないで有効活用できる(仮称)福祉健康広場とする要望がありました。

採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきと決定いたしました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

議長(藤根圓六君) 産業建設委員長の報告が終わりました。

日程第6 質疑

議長(藤根圓六君) 日程第6、質疑。

産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番(寺町知正君) 今の委員長報告に対して質疑します。

.....

議長(藤根圓六君) 村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長(村瀬伊織君)

議長(藤根圓六君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君)

議長(藤根圓六君) 村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長(村瀬伊織君) 暫時休憩をお願いします。

議長(藤根圓六君) 暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時42分再開

議長(藤根圓六君) 会議を再開いたします。

寺町知正君の質疑に対して、村瀬伊織君、お願いします。

産業建設常任委員会委員長(村瀬伊織君)

議長（藤根圓六君） 暫時休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

議長（藤根圓六君） 会議を再開いたします。

村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長（村瀬伊織君）

議長（藤根圓六君） 質疑はありませんか。

寺町知正君。

1 2 番（寺町知正君）

議長（藤根圓六君） 村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長（村瀬伊織君）

再度委員長報告をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（藤根圓六君） どうぞ。

産業建設常任委員会委員長（村瀬伊織君） 議長よりお許しをいただきましたので、さきの委員長報告で、「
」の部分の取り消しをお願いします。

発言の取消し

議長（藤根圓六君） 村瀬伊織君から、会議規則第65条の規定によって、さきの委員長報告で、「
」の部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、さきの報告は取り消しすることに決定しました。

日程第7 討論

議長（藤根圓六君） 日程第7、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

議長（藤根圓六君） 日程第8、採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

石神 真君、杉山正樹君、尾関律子君の入場を許可します。

〔石神 真議員、杉山正樹議員、尾関律子議員 入場〕

日程第9 議会運営委員会委員長報告

議長（藤根圓六君） 日程第9、議会運営委員会委員長の報告の件を議題とします。

請願第2号 議会運営における法令の遵守を求める請願の報告を求めます。

議会運営委員長 久保田 均君。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） 議会運営委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、12月17日午後3時35分より委員会を開催し、審査を付託されました請願第2号 議会運営における法令の遵守を求める請願を議題とし、審議を行いました。

本請願につきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、議会運営委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（藤根圓六君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

日程第10 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第10、質疑。

議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11 討論

議長（藤根圓六君） 日程第11、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

議長（藤根圓六君） 日程第12、採決を行います。

お諮りいたします。この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13 発議第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について

議長（藤根圓六君） 日程第13、発議第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について。

提出者の説明を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬伊織君。

産業建設常任委員会委員長（村瀬伊織君） 議長より御指名をいただきましたので、発議12号につきまして、案文を朗読し、趣旨説明にかえさせていただきます。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源として森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくために、森林所有者の森林経営意欲を創出す

るための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧独立行政法人緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末までに解散し、水源林造成事業等は独立行政法人森林総合研究所に継承される措置を講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

1、森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。

2、緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備、機械化推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興を図ること。

3、計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与のもとでの森林整備制度を創設すること。

4、国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、外務大臣様、農林水産大臣様、林野庁長官様。

以上の趣旨説明で御賛同いただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第14 質疑

議長（藤根圓六君） 日程第14、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終了いたします。

日程第15 討論

議長（藤根圓六君） 日程第15、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第16 採決

議長（藤根圓六君） 日程第16、採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第17 議員派遣の件

議長（藤根圓六君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議長（藤根圓六君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありが

とうございました。

これにて平成20年第4回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでした。

午前11時01分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 藤 根 圓 六

4 番 議 員 尾 関 律 子

16 番 議 員 久 保 田 均